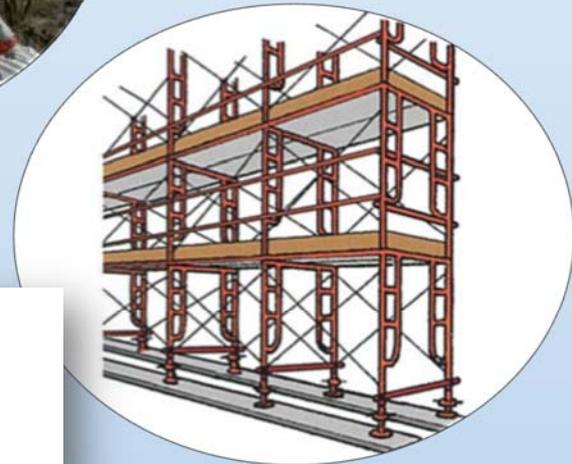


安全サポートマニュアル



中部地方整備局 企画部

令和2年11月 改訂版

安全サポートマニュアル

目次

I. はじめに

1. 本書の利用方法	1
2. 労働安全衛生法等に記載される基本的な用語	2

II. 労働安全衛生法と安全管理のしくみ

1. 労働安全衛生法及び関係政省令の体系	3
2. 労働安全衛生法に定める事業者、元方事業者等の責務の確認	
(1) 発注者が配慮すべき事項（安衛法 3 条 3 項）	4
(2) 元方事業者が行わなければならない事項（安衛法 29 条）	5
(3) 特定元方事業者が行わなければならない事項（安衛法 30 条）	6
(4) 注文者が行わなければならない事項（安衛法 31 条）	7
(5) 特定作業（移動式クレーン作業等）の注文者の連絡調整（安衛法 31 条の 3）	8
(6) 元請等の違法な指示の禁止（安衛法 31 条の 4）	8
(7) 機械貸与（リース等）に関する特別規則（安衛法 33 条）	9
3. 一般安全の確認	
(1) 統括管理体制	10
(2) 日常管理・安全教育	11
(3) 服装・保護具	13
(4) 整理整頓	15
(5) 現場内通路（屋外・屋内）	16
(6) 屋内作業場	17
(7) 救急用具	17
(8) 標識	18
(9) 点検	18
(10) 就業制限	19
(11) 設置届・報告	19
(12) 工事計画届	20
(13) 事故報告	22
(14) 合図	23
(15) その他	23

Ⅲ. 災害の種類別安全管理

「災害の種類別安全管理」の見方	24
1. 墜落転倒災害防止	
(1) 足場	
ア. 単管足場	25
イ. 枠組足場	28
ウ. 移動式足場	30
エ. 脚立	32
オ. うま足場	33
(2) 作業床	
ア. 固定式作業床	34
イ. 移動式作業床	36
(3) 開口部	
ア. 開口部	37
イ. 作業床の端部	38
(4) 安全ネット	39
(5) 墜落制止用器具	
ア. 足場での作業	41
イ. 斜面での作業	44
(6) 昇降・渡り通路設備	
ア. 移動梯子	45
イ. タラップ	47
ウ. 渡り通路	48
(7) 安全通路設備	49
2. 飛来落下災害防止	
(1) 飛散防止設備	50
(2) 投下設備	52
3. 崩壊・倒壊災害防止	
(1) 型枠支保工	
ア. 組立解体等	53
イ. 型枠支保工	54
ウ. 型枠構台	55
(2) 土止め支保工	57
(3) 掘削作業（明り掘削）	59
4. 車両系建設機械等災害防止	
(1) 整地・運搬・積込み用機械	60
(2) 掘削用機械	61
(3) 基礎工事用機械	62
(4) 締固め用機械	63
(5) コンクリート打設用機械	64
(6) 解体用機械	65

5. クレーン等災害防止		
(1) 移動式クレーン作業	66
(2) 玉掛け作業	69
(3) 玉掛用具		
ア. ワイヤロープ	71
イ. 繊維ロープ又は繊維ベルト	72
ウ. チェーン	73
エ. フック、リング、シャックル等	74
6. 電気災害防止		
(1) 変電設備	75
(2) 分電盤・漏電しゃ断機	76
(3) 仮設移動電線	77
(4) 照明設備	79
(5) アーク溶接作業	80
(6) 活線近接作業	82
7. 機械・器具等災害防止		
(1) 丸のこ	84
(2) グラインダ	85
(3) 巻上げ装置	86
(4) コンプレッサ設備	87
8. 交通災害防止		
(1) 運搬作業	88
9. 公衆災害防止		
(1) 第三者立入禁止設備	89
(2) 振動・騒音作業	90
(3) 埋設物接近作業	92
10. 火災・爆発災害防止		
(1) 消火設備	94
(2) 危険物取扱い作業	95
(3) ガス溶接溶断作業	96
11. ずい道災害防止		
(1) 落盤・地山の崩壊	97
(2) 爆発・火災	98
(3) 避難	99
(4) ずい道支保工	100
(5) 救護	101
(6) 坑内の通路の作業環境	102
(7) 採石作業の管理	103

1 2. 海上作業災害防止	
(1) ポンプ式浚渫船	105
(2) グラブ式浚渫船	106
(3) 地盤改良船	107
(4) 杭打船	108
1 3. 健康障害防止	
(1) 酸素欠乏	109
(2) 粉じん障害	111
(3) 振動・騒音障害	112
(4) 石綿障害	113
(5) 有機溶剤障害	114
(6) 化学物質障害	115

IV. 資料編

1. 免許証等が必要な作業	
1.1 免許証が必要な作業	116
1.2 技能講習修了証が必要な作業	117
1.3 特別教育が必要な作業	119
2. チェックリスト<一般項目>	121
3. チェックリスト<災害種別>	136
4. 【参考】職場の安全衛生点検表（建設業用）	192
5. 事故発生時の本局等への連絡体制について	195
6. 地下埋設物の事故防止マニュアル	198
7. 架空線等上空施設の事故防止マニュアル	209

I. はじめに

1. 本書の利用方法

建設工事の安全管理については、様々な主体による、各々の立場で多くの対策が講じられています。しかし、安全管理に関する知識不足や一瞬の気の緩みが、多くの人の生命をも脅かすことにもなりかねません。このため、より多くの人々が、安全管理に対する一層万全な知識と対策を習得し、また常日頃から意識を高めておくことが必要であると考えています。

本書は、国土交通省が所管する建設工事現場等において、主任監督員等が、請負者が実施する安全管理を行う際に必要とする知識等をまとめたマニュアルです。

特に建設工事現場において安全パトロールを行う際には、本書の「災害の種類別安全管理」に記載されている要点を十分理解の上で巻末に併載している「安全管理チェックリスト」を活用していただければ幸いです。

安全パトロールでは、現場で作業員立会いのもとに実施することが望ましく、またこうした取組みを通じて発見される現場の不安全状態や不安全行動を、即時、その場で指導し、是正することが必要です。



また、本書は、日常の自主学習や安全管理に関する講習時のテキストとしても利用できるよう、安全管理に関する取組みを、イラスト入りの災害の種類別に整理するとともに、労働安全衛生法等の法体系に関連させながら取りまとめています。

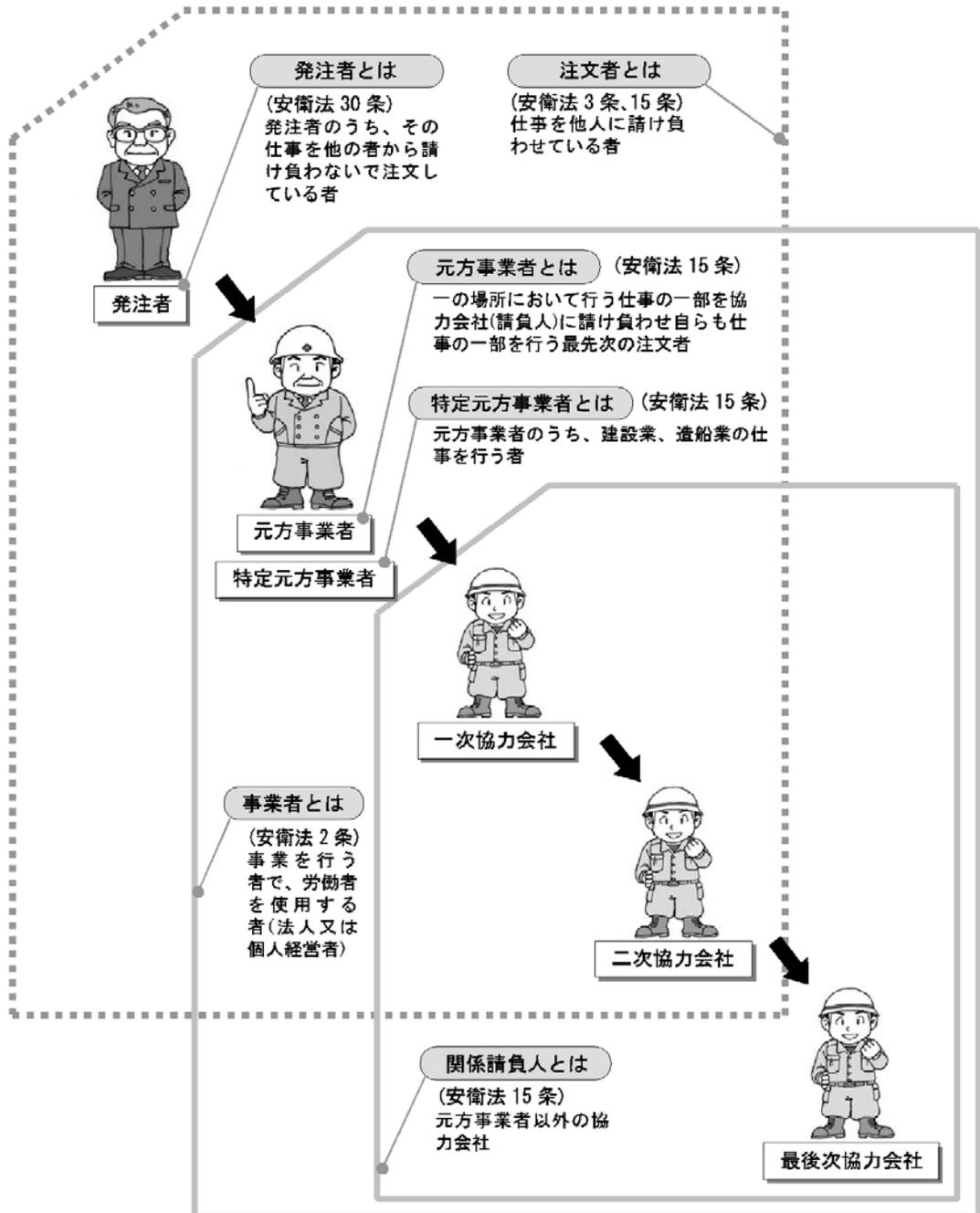


皆さんの日頃からの積極な安全管理に関する取組みが、建設工事現場での災害を防止する第一歩であると信じ、本書の活用を願っています。

2. 労働安全衛生法等に記載される基本的な用語

発注者、注文者、事業者、関係請負人等の各立場を明確にした用語は、安衛法等の中で、多数用いられます。

国土交通省が所管する建設工事現場等での国土交通省の立場は、発注者であり、注文者です。その他、ゼネコン等の建設業者の位置づけは、以下のとおりです。



Ⅱ. 労働安全衛生法と安全管理のしくみ

1. 労働安全衛生法及び関係政省令の体系

労働安全衛生法及び関係政省令の体系図

日本国憲法 第27条(昭和21.11.3公布)

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

労働基準法(労基法)(昭22法49)

男女雇用機会均等法

労働基準法施行規則

年少者労働基準規則

女性労働基準規則

事業附属寄宿舎規程

建設業附属寄宿舎規程

労働安全衛生法(安衛法)(昭47政令57)

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平11告53)

事業場における労働者の心の健康づくりのための指針(平12.8)

労働安全衛生法施行令(安衛令)(昭47政令318)

労働安全衛生規則(安衛則)(昭和47省令32)

ボイラー及び圧力容器安全規則(ボイラー則)(昭47省令33)

クレーン等安全規則(クレーン則)(昭47省令34)

ゴンドラ安全規則(ゴンドラ則)(昭47省令35)

有機溶剤中毒予防規則(有機則)(昭47省令36)

鉛中毒予防規則(鉛則)(昭47省令37)

四アルキル鉛中毒予防規則(四アルキル則)(昭47省令38)

特定化学物質等障害予防規則(特化則)(昭47省令39)

高気圧作業安全衛生規則(高圧則)(昭47省令40)

電離放射線障害防止規則(電離則)(昭47省令41)

酸素欠乏症等防止規則(酸欠則)(昭47省令42)

事務所衛生基準規則(事務所則)(昭47省令43)

粉じん障害防止規則(粉じん則)(昭54省令18)

登録製造時等検査機関等に関する規則(平16)

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(コンサル則)(昭48省令3)

廃棄焼却施設内におけるダイオキシン類ばく露防止対策(安衛則)(平13基発401)

作業環境測定法

作業環境測定法施行令

作業環境測定法施行規則

じん肺法

じん肺法施行規則

労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険法施行令

労働者災害補償保険法施行規則

労働災害防止団体法

労働災害防止団体法施行規則

雇用保険法

雇用保険法施行令

雇用保険法施行規則

労働者派遣法

健康増進法

2. 労働安全衛生法に定める発注者、事業者等の責務の確認

(1) 発注者が配慮すべき事項（安衛法3条3項）

発注者は、労働災害防止のために以下の事項に配慮しなければなりません。

■配慮すべき事項

- ・ 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等
- ・ 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算
- ・ 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示
- ・ 適切な施工業者の選定
- ・ 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあつては、次の事項
 - イ. 個別工事間の連絡及び調整
 - ロ. 工事全体の災害防止協議会の設置

※上記のうち、とくに発注後に実施・確認すべき事項について

- ・ **施工条件の明示**
 - 土砂や岩石の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩壊等に備えての防護設備の設置
- ・ **個別工事間の連絡及び調整**
 - －近接する工事における、発注者と複数の請負業者間の情報共有と連絡調整
 - －連絡体制の整備（非常時の臨機の措置等）
 - －統括安全衛生管理義務者の指名
- ・ **工事全体の災害防止協議会の設置**
 - －各現場の元方事業者等で構成される災害防止協議会の設置による連絡調整と安全衛生意識の向上

(2) 元方事業者が行わなければならない事項（安衛法 29 条）

元方事業者は、協力会社が法令に違反しないよう指導するとともに、違反しているときは是正の指示を行わなければなりません。

また、危険な場所で作業をする時は、危険を防止するための措置が適切に行われるように、技術上の指導等の必要な措置を協力会社に対して行わなければなりません。

■措置を行うべき事項

場所	関連条文	内容	関連条文
土砂等が崩壊するおそれがある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	地山の崩壊防止	安衛則 361 安衛則 534
土石流が発生するおそれのある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	上流の河川及びその周辺の調査及び記録 土石流による労働災害の防止に関する規程の制定 降雨量の把握及び記録 警報用の設備の設置 避難用の設備の設置 避難訓練の実施	安衛則 575 の 9 ～ 16
基礎工事用建設機械や移動式クレーンが転倒するおそれがある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	転落等の防止 走置式くい打機等 移動式クレーン	安衛則 157 安衛則 173 ク則 70 の 3
架空電線に接近することにより感電するおそれがある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	架線近接作業	安衛則 349
明かり掘削作業で埋設物擁壁等が損壊するおそれがある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	埋設物等近接箇所の掘削	安衛則 362

(3) 特定元方事業者が行わなければならない事項（安衛法 30 条）

特定元方事業者は、元請及び多数の協力会社の作業員が、一の場所で混在して作業することによって発生する労働災害を防止するため、次の措置を行わなければなりません。

■措置を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
協議組織の設置及び運営	すべての協力会社が参加する協議組織を設置し、定期的に会議を開催する。	安衛則 635
作業間の連絡及び調整	元方事業者と協力会社の間及び協力会社相互間における作業間の連絡調整を随時行う。	安衛則 636
作業場所の巡視	毎作業日に一回以上行う。	安衛則 637
教育に対する指導及び援助	協力会社が行う安全衛生教育について教育の場所と資料の提供を行う。	安衛則 638
工程計画・機械設備配置計画の作成と、協力会社が講ずべき措置についての指導	計画書を作成し、特に車両系建設機械での作業は協力会社が作成する計画（安衛則 155）と適合するよう指導する。 移動式クレーンを使用する作業（ク則 66 の 2）については作業方法等について指導する。	安衛則 638 の 3 安衛則 638 の 4
クレーン等の運転についての合図の統一	クレーン等の運転についての合図を统一的に定めて協力会社に周知させる。	安衛則 639
事故現場等の標識の統一等	事故現場等を表示する標識を统一的に定めて協力会社に周知させる。	安衛則 640
有機溶剤等の容器の集積箇所の統一	容器を集積する箇所を统一的に定めて関係請負人に周知させる。	安衛則 641
警報の統一等	発破を行う場合、火災が発生した場合、土砂の崩壊、出水、なだれが発生した場合又は発生するおそれがある場合の警報を统一的に定めて協力会社に周知させる。	安衛則 642
避難等の訓練の実施方法等の統一等	ずい道等の建設作業、土石流危険河川の作業を行う場合に、避難等の訓練について、その実施時期及び実施方法を统一的に定めて協力会社に周知させる。	安衛則 642 の 2
特定元方事業者事業開始報告	次の事項について当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告する。 1. 事業の種類、名称、所在地 2. 協力会社の事業の種類、名称、所在地 3. 統括安全衛生責任者の氏名、元方安全衛生管理者の氏名	安衛則 664

(4) 注文者が行わなければならない事項（安衛法 31 条）

注文者は、協力会社に建設物・設備等（施設）を提供する時は、労働災害を防止するため、次の措置を行わなければならない。なお、注文者が数次にわたる場合は、最上次の注文者がこの措置を行わなければならない。

■措置を行うべき事項

項目	要 旨	関連条文
くい打機及びくい抜機	構造、強度、ワイヤーロープ、ウインチ等についての規定に適合させる。	安衛則 644, 172, 174～176, 178～181, 183
軌道装置	軌道の状態、車両の構造、連結、巻上げ装置のブレーキ、ワイヤーロープについての規定に適合させる。	安衛則 645, 196～204, 207～209, 212, 213, 215～217
型枠支保工	構造、材料、組み立てについての規定に適合させる。	安衛則 646, 237～239, 242, 243
アセチレン溶接装置	溶接装置の構造、発生器についての規定に適合させる。	安衛則 647, 302-2・3, 303, 305-1, 306
交流アーク溶接機	導電体に囲まれた著しく狭い場所、2m以上の高所で導電性の高い接地物に接触するおそれのあるところは自動電撃防止装置を備える。	安衛則 648, 332
電動機械器具	移動式、可搬式のものに感電防止用漏電しゃ断装置を取りつける。困難な場合はアースを設ける。	安衛則 649, 333
潜函等	送気設備、沈下措置、内部措置の規定に適合させる。	安衛則 650, 376, 377
ずい道等 ずい道型枠支保工	落盤、肌落ちに対する措置、ずい道支保工の構造材料組立て、ずい道型枠支保工構造材料を（384, 390, 391, 394, 397, 398）の規定に適合させる。	安衛則 651, 652, 384, 390, 391, 394, 397, 398
物品揚卸口等	2m以上の箇所は墜落防止措置、1.5mをこえる箇所は昇降設備の措置をする。	安衛則 653, 519, 526
架設通路	勾配を 30 度以下、手すり、滑止めの設置等の措置をする。	安衛則 654, 552
足場、作業構台	最大積載荷重の表示、強風、大雨、地震（中震以上）等のあった後の安全点検、および（559～561, 562-2, 563, 569～572, 574, 575-2・3・6）の規定の措置。	安衛則 655, 655-2, 559～561, 562-2, 563, 569～572, 574, 575-2・3・6
クレーン等	構造規格に適合させる。	安衛則 656
ゴンドラ	構造規格に適合させる。	安衛則 657
局所排気装置についての措置	局所換気装置を使用させるときは、有機則 16 条又は粉じん則 11 条に規定する基準に適合するもの。	安衛則 658, 有機則 16 条, 粉じん則 11 条
全体換気装置についての措置	全体換気装置の性能については、有機則 17 条に規定する基準に適合するもの。	安衛則 659, 有機則 17 条
圧気工法に用いる設備についての措置	潜函工法その他の圧気工法に用いる設備で高圧則 4～7-3, 21 条 1 項に規定するもの（作業室の内部の圧力が大気圧を超えるものを使用させるとき）	安衛則 660, 高圧則 4～7-3, 21 条 1 項

(5) 特定作業（移動式クレーン作業等）の注文者の連絡調整（安衛法 31 条の 3）

2 以上の協力会社が、建設機械を用いて荷のつり上げ等の作業を行う場合には、その作業全体を管理している注文者は、次の連絡調整を行わなければなりません。

■連絡調整を行うべき事項

項 目	要 旨	関連条文
特定作業の機械	機械の種類について規定 (なお、以下の各種機械が該当)	安衛則 662-5
機体重量 3 トン以上の パワーショベル ドラグショベル クラムショベル	<協力会社間で必要な連絡調整事項> 機械の運転、玉掛、誘導作業等に関する作業内容、立入禁止区域、指揮系統、合図に必要な連絡調整	安衛則 662-6
くい打機 くい抜機 アースドリル アースオーガー	<協力会社間で必要な連絡調整事項> 機械の運転、玉掛、くい、オーガーの接続、誘導作業等に関する作業内容、立入禁止区域、指揮系統、合図に必要な連絡調整	安衛則 662-7
つり上荷重 3 t 以上の 移動式クレーン	<協力会社間で必要な連絡調整事項> 機械の運転、玉掛に関する立入禁止区域、指揮系統、合図に必要な連絡調整	安衛則 662-8

(6) 元請等の違法な指示の禁止（安衛法 31 条の 4）

注文者は、協力会社に対し、安衛法令に違反することとなる指示をしてはいけません。

(例)

- ・ クレーン作業で、つり上げ能力を超える荷のつり上げを指示する。
- ・ 建設機械作業で、その建設機械の目的以外の作業を指示する。
- ・ 墜落防護作業を講じないで、高所の作業を指示する。等

(7) 機械貸与（リース等）に関する特別規則（安衛法 33 条）

機械等の貸与に関わる者は、次の措置を行わなければなりません。（令第 10 条、令別表 7）

なお、対象となる機械は、以下のとおりです。

- ・ 吊り上げ荷重が 0.5 t 以上の移動式クレーン
- ・ 車両系建設機械

別
表
7

整地・運搬・積込み用機械

ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクターショベル、ずり積機、スクレーパー
スクレープドーザー

掘削用機械

パワーショベル、ドラグショベル、ドラグライン、コラムシエル、バケット掘削機
トレンチャー

基礎工事用機械

くい打機、くい抜機、アースドリル、リバースサーキュレーションドリル、穿孔機、
アースオーガ、ペーパードレーンマシーン

締固め用機械

ローラー

コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車

解体用機械

ブレーカ

- ・ 不整地運搬車
- ・ 高所作業車（作業床の高さ 2m 以上）

■措置を行うべき事項

区 分	要 旨	関連条文
貸与する者	機械の点検、整備を行う。 機械の能力、特性、使用上の注意事項を記載した書面を、貸与を受ける事業者に交付する。	安衛則 666
貸与を受けた者	オペレーターに対し、次の措置を行う。 1. 資格及び能力を確認する。 2. 作業内容、指揮系統、連絡、合図の方法、運行に関する事等との通知をする。	安衛則 667

3. 一般安全の確認

(1) 統括管理体制

P121

統括管理体制について、次の項目を点検しなければなりません。

■点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
①安全衛生管理計画（表）は作成したか ②作成した安全衛生管理計画表は事務所等に掲示しているか ③安全衛生管理組織はよいか (1) 統括安全衛生責任者 (2) 元方安全衛生管理者 (3) 安全衛生責任者 (4) 災害防止協議会 (5) 防火管理体制 (6) 自衛消防隊体制 (7) 緊急連絡体制 (8) 救護管理体制 等	(1) 統括安全衛生責任者を選任すべき事業場 ・ 1つの場所で常時 30 人以上の事業場（ずい道等の建設、圧気工法による作業、一定の橋梁の建設） ・ 1つの場所で常時 50 人以上の事業場（鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設、その他） (2) 元方安全衛生管理者を選任すべき事業場 ・ 統括安全衛生責任者を選任した事業場 (3) 安全衛生責任者を選任すべき事業場 ・ 統括安全衛生責任者を選任した事業場	安衛法 15 安衛法 15 の 2 安衛法 16 安衛法 635
④作業手順書を作成し、教育したか		安衛法 35

日常管理・安全教育について、次の項目を点検しなければなりません。

■点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
<p>①個別工事の着手前に元請と協力業者が安全について打合せを実施しているか</p> <p>②安全施工サイクルの諸活動が計画にもとづき実施されているか</p> <p>(毎日) 安全朝礼 作業開始前KYミーティング 設備、機械、環境点検測定 統責者巡視 作業中の指導・監督 安全工程打合せ 個別作業打合せ 持場片付け 終了時確認</p> <p>(毎週) 週間点検 一斉片付け 週間工程打合せ 災害防止協議会</p> <p>(毎月) 月次災害防止協議会</p> <p>(随時) 新規入場者の受入教育 入場予定業者との事前打合せ</p> <p>③指差し確認の項目をきめているか</p> <p>④安全放送は実施しているか</p> <p>⑤掲示板・掲示物の管理はどうか</p> <p>⑥安全標識は適切に表示されているか</p> <p>⑦安全旗（労働衛生旗・安全衛生旗）は掲揚しているか</p>	<p>1. 方法・手順・作業内容とそれに応じた安全性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料、設備、機械、環境に対する安全措置及び作業上の急所 ・有資格者の適正配置 ・指揮命令系統、合図等の統一 ・関連または共同作業となる業者間の調整 <p>2. 作業方法、手順ごとの危険予測</p> <p>3. 予測される危険に対する対策</p> <p>4. 重点対策実施事項</p> <p>5. 対策実施の責任区分と実施責任者</p>	

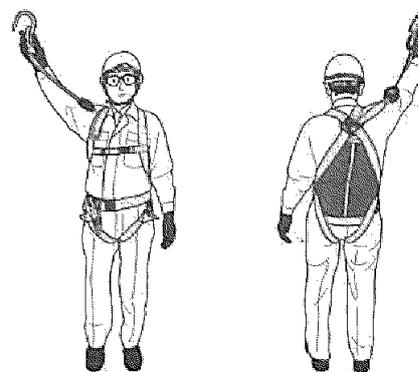
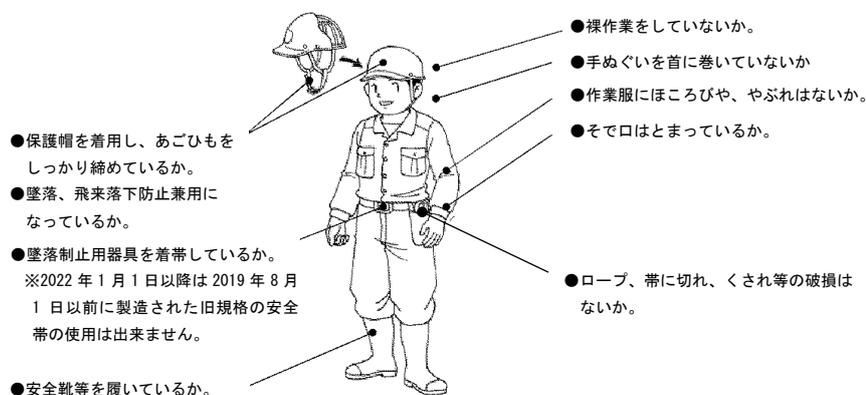
点検項目	備 考	関係条文
⑧安全ポスター・標語の掲示はよいか ⑨安全衛生日誌の記載はよいか ⑩指示書の発行、事後処理はよいか ⑪会議の記録は整備してあるか ⑫打合わせ事項の徹底はどうか ⑬新規入場者教育を実施しているか ⑭危険、有害業務に対する特別教育を実施しているか ⑮協力業者の各職長は職長教育をうけているか	<p>【教育を行うべき事項】</p> 1. 作業方法の決定、労働者の配置 2. 労働者に対する指導監督の方法 3. 作業設備、場所の保守管理 4. 異常時の措置 5. 労働災害防止についての関心の保持等	安衛法 19-2 安全管理者等に対する教育 安衛法 59 安全衛生教育 安衛法 60 職長教育

■点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
①作業員の服装はよいか	1. 袖口 2. ズボンのすそ 3. えり手ぬぐい 4. ほころび、裂け目 5. 油じみたもの 6. 裸の禁止 7. はきもの	安衛則 110
②保護帽の着用はよいか	手袋使用禁止の作業～ボール盤、面取盤等 <一般注意事項> 1. あごひもの結び 2. 帽体破損の有無 3. 環ひもの調節禁止 4. 帽体とヘッドバンドの間隙は5mm以上	安衛則 111
③墜落制止用器具の着用、使用はよいか	粉砕機の開口部 高さ2m以上の箇所の作業 作業床の端、開口部等の作業 労働者の使用義務 墜落制止用器具の取付設備の設置 作業床 足場の組立等の作業 作業構台での作業 <一般注意事項> 1. ロープの損傷 2. ベルトのしめ具合 3. 取付場所（腰から上）	安衛則 142 安衛則 518 安衛則 519 安衛則 520 安衛則 521 安衛則 563 安衛則 564 安衛則 575-6

点検項目	備考	関係条文
④作業に適した保護具を使用しているか	切削屑の飛来 アーク溶接の保護面 絶縁用ゴム手袋等 水上作業：救命具、浮袋、舟 衛生上有害業務：防護衣、メガネ、呼吸用保護具 騒音：耳せん 保護具の備え付け数 有機溶剤：送気マスク 有機ガス用防毒マスク 石綿等の吹付：送気マスク空気呼吸器、保護衣 粉じん作業：呼吸用保護具 (振動作業：防振手袋)	安衛則 106 安衛則 325 安衛則 346 安衛則 532 安衛則 593 安衛則 595 安衛則 596 安衛則 597 有機則 32 有機則 33 石綿則 6. 10. 12～18 粉じん則 27
⑤保護具の数は作業人数分の数がそろっているか		安衛則 596
⑥保護具は有効に使用できるよう保守整備されているか		安衛則 596

服装・墜落制止用器具の安全点検ポイント



着用例(正面・背面)

墜落制止用器具フルハーネス型

■点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
①整理整頓はよいか ②通路は安全に確保されているか ③危険物の置場はよいか ④不要材、廃材の整理はよいか ⑤作業後の一斉片付けを実施しているか ⑥第三者災害防止措置はよいか	1. 計画性 2. 物の置き方 安定性、高さ、荷くずれ、転がり防止、 種類別仕分け、採光妨害防止、非常口前の 確保 3. 道路、通路上の積置き禁止 4. 不要物処分 5. 危険物保管の厳正 6. 水たまりの補修 1. 足場上の不要物除去 2. 強風対策：飛散防止 3. 塵埃物への散水等	安衛則 540 安衛則 256-5

■点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
①通路の安全確保はよいか	1. 計画性 2. 照明の確保 3. 高さ 1.8m以内の障害物除去 4. 機械間通路 80cm以上 5. 架設通路の適合 6. 滑り、つまづき、踏み抜き防止 7. 通路上作業の原則禁止 8. 墜落防止（排水溝、開口部、マンホール、荷揚場、斜面）	安衛則 540 " 541 " 542 " 543 " 552 " 544
②屋内通路の安全確保はよいか	1. 計画性と標示（非常口を含む） 2. 照明の確保 3. 適切な通路巾 4. 高さ 1.8m以内の障害物除去 5. 滑り、つまづき、踏み抜き防止	安衛則 540 " 541 " 542 " 542 " 544



(6) 屋内作業場

P126

■点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
①作業場床面の安全確保はよい か	1. 防網、墜落制止用器具の使用	安衛則 518
	2. 囲い、手すり、覆い等	" 519
	3. 凸凹なし	" 544
	4. すべりつまづき	" 544
	5. 巾 40mm以上	" 563
	6. 採光、照明確保	" 604

(7) 救急用具

P127

■点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
①救急用具の整備はよいか	たんか、酸素マスク	安衛則 633
②救急箱は整備されているか	ほう帯、ピンセット、消毒薬、火傷薬、止血 帯、副木等	" 634

■点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
①看板類の標示はよいか ②ワッペン、腕章、バッジの着用等はよいか ③第三者に対する注意標識はよいか ④法定危険注意標識は確実に掲示されているか	1. 建築基準法による確認済 2. 労働保険関係成立票 3. 建設業の許可票 4. 道路占有使用許可証 5. 現場工事名入看板 6. ご迷惑看板 7. 一般標識：建災防統一標識 標示、掲示の必要事項 立入禁止措置 周知義務	

■点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
①点検は励行されているか ②定期自主点検はよいか ③測定・調査は行われているか	点検・定期自主検査	

■点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
①作業に必要な有資格者を配置しているか	免許、技能講習、特別教育修了者	安衛法 61. 令 20
②年少者を確認し適正に就業させているか		安衛則 36, 41
③中高年齢者の就業について配慮しているか		労基法 56, 57 年少則 7, 8 安衛法 62
④健康診断は行われているか	1. 雇入れ時 2. 定期 ①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査	安衛則 43 " 44

■点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
①機械の設置届、報告はなされているか	着工 30 日前設置届（報告） 移動式クレーン設置報告着工事前 デリック着工 30 日前設置届（報告） エレベーター着工 30 日前設置届（報告） 建設用リフト着工 30 日前設置届（報告） ゴンドラ着工 30 日前設置届（報告）	ク則 5, 11、安衛法 88 ク則 61 " 96、安衛法 88 ク則 140 (145) " 174 ゴ則 10

■点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
①一定規模以上の工事は建設工事計画届を提出したか	<p>①労働大臣届出 (工事開始 30 日前までに労基署へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 300m 以上の塔の建設 ・堤高 150m 以上のダムの建設 ・支間 500m (つり橋は 1,000m) 以上の橋梁建設 ・3,000m 以上又は深さ 50m 以上のたて坑道を伴う、1,000m 以上 3,000m 未満のずい道等の建設 ・ゲージ圧力 0.3MPa 以上の圧気工法の作業 <p>②労基署長届出 (労基局長審査、工事開始 14 日前までに労基署へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 100m 以上の建築物の建設 (埋設物が幅奏する場所に近接又は特異な形状に限る) ・堤高 100m 以上のダムの建設 (傾斜地で重機の転倒、転落のおそれのあるときに限る) ・支間 300m 以上の橋梁の建設 (曲線けた又はけた下高さ 30m 以上のものに限る) ・1,000m 以上のずい道の建設 (落盤、出水、ガス爆発等の危険のあるものに限る) ・掘削土量が 20 万m³ を超える掘削の仕事 (軟弱地盤又は狭い場所で重機を用いるときに限る) ・ゲージ圧力 0.2MPa 以上の圧気工法の作業 (軟弱地盤又は他の掘削に近接するときに限る) 	<p>安衛法 88 " 88 の 2 安衛則 89</p> <p>安衛法 88 安衛則 94 の 2 安衛則 94 の 3</p>

点検項目	備考	関係条文
<p>②一定の建設物等について建設物・機械等設置届は提出したか</p>	<p>③労基署長届出 (工事開始 14 日前までに労基署へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 31m を超える建設物等の建設、改造、解体等 ・支間 50m 以上の橋梁の建設 ・支間 30m 以上 50m 未満の橋梁上部工の建設 (人口集中地域内の道路、鉄道上又はこれらに隣接する場所に限る) ・ずい道等の建設 (内部に作業者が立ち入らないものを除く) ・高さ (深さ) が 10m 以上の地山の掘削 ・圧気工法による作業 (国、公共団体発注工事では②の局長審査対象とせず③が適用される) (一定の資格者が計画に参画し、社内審査後提出のこと) ・石綿等の除去の作業 <p>(工事着手 30 日前までに労基署へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 3.5m 以上の型枠支保工 ・組立～解体までが 60 日以上で高さ、長さがそれぞれ 10m 以上の架設通路 ・高さ 10m 以上の足場、吊足場、張出し足場 	<p>安衛法 88 安衛則 90</p> <p>石綿則 5</p> <p>安衛法 88</p>

■点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
①労働者が労働災害で死亡又は四日以上休業したときは、被災者を雇用している事業者より労働者死傷病報告を提出させたか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生後遅滞なく労基署へ（様式 23 号） 	安衛則 97
②労働者が労働災害で四日未満の休業をしたときは雇用事業者より労働者死傷病報告を提出させたか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 半期ごとに労基署へ 	安衛則 97 の 2
③火災、爆発、倒壊の事故が発生したときは、事故報告書を提出したか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生後遅滞なく労基署へ（様式 22 号） 	安衛則 96
④酸素欠乏症等にかかったとき又は酸欠空気が漏出しているときは、報告したか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅滞なく労基署へ 	酸則 29
⑤クレーン等の事故が発生したときは、クレーン等事故報告書を提出したか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生後遅滞なく労基署へ ・ クレーン等の逸走、倒壊、落下、ジブの損傷 ・ エレベーター、建設用リフトの昇降路の倒壊、搬器の墜落 ・ 簡易リフトの搬器の墜落 ・ ワイヤロープ、つりチェーンの切断 	安衛則 96

(14) 合図

P134

■点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
①クレーン等の運転についての合図の設定はよいか	1. 合図の統一	安衛則 639

(15) その他

P135

■点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
①緊急事態発生時の対策は整備されているか	1. 緊急連絡先の標示 2. 緊急事態発生時の体制・役割の明確化	

Ⅲ.災害の種類別安全管理

「災害の種類別安全管理」の見方

次項からの「災害の種類別安全管理」は、次のような内容で構成、表現されています。

III. 災害の種類別安全管理

1. 墜落転倒災害防止

(1) 足場/ア、単管足場

P136

単管足場は、建地^{※1}、布^{※2}、足場板、大筋かい、緊結金具(クランプ)、単管ジョイント、固定型ベース金具等の部材によって構成されています。

■チェックポイント(★印の付いたチェックポイントは、重要チェック項目です。)

①壁つなぎは専用の金具を使用し、取付間隔は適切か。 (垂直方向 5m、水平方向 5.5m)	(安衛則 570)
★②最大積載荷重を表示しているか。	(安衛則 562)
★③ベース金具を使用し、取板等で沈下防止等の措置を行っているか。	(安衛則 570)
★④根がらみを確実に取り付けられているか。	(安衛則 570)
⑤建地の間隔は、けた行方向が 1.85m 以下、はり行方向が 1.5m 以下となっているか。	(安衛則 571)
⑥足場の 1 段目の高さは地盤から 2.0m 以下となっているか。	(安衛則 571)
★⑦作業床は巾 40cm 以上、すき間 3cm 以下で固定しているか。	(安衛則 563)
⑧交さ筋かいで補強をされているか。	(安衛則 570)
★⑨手摺は全面に入っているか。	(安衛則 563)
⑩最上層と五層以内ごとに水平筋かいを設けているか。	(安衛則 571)
⑪最高部から 31m を超える部分は網目を二本組にしているか。	(安衛則 571)
⑫物体の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシートもしくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備を設置しているか。	(安衛則 563)

※1 建地(たてし) : 地面に対して垂直に立てられる材。
 ※2 布(ぬの) : 建地から建地に渡す水平材。

災害の種類を示しており、全部で 13 項目あります。

該当するチェックリストのページです。

チェックポイントの中で、特に確認すべき項目を★印で示しています。

左記のチェックポイントが関連している法や規則等です。

安衛法……労働安全衛生法
 安衛則……労働安全衛生規則
 クレーン則……クレーン等安全規則
 移ク構則……移動式クレーン構造規則
 酸欠則……酸素欠乏症等防止規則
 騒規法……騒音規制法
 振規法……振動規制法
 電事則……電気事業法施行規則
 電技基……電気技術基準
 公衆災……建設工事公衆災害防止対策要綱

赤色に着色している箇所は、上記チェックポイントの中で、★印のある箇所です。

番号の下に破線のあるものは、上記チェックポイントの中で、★印のある箇所です。

同頁中の文章等で、※印のある単語等を解説したものです。

1. 墜落転倒災害防止

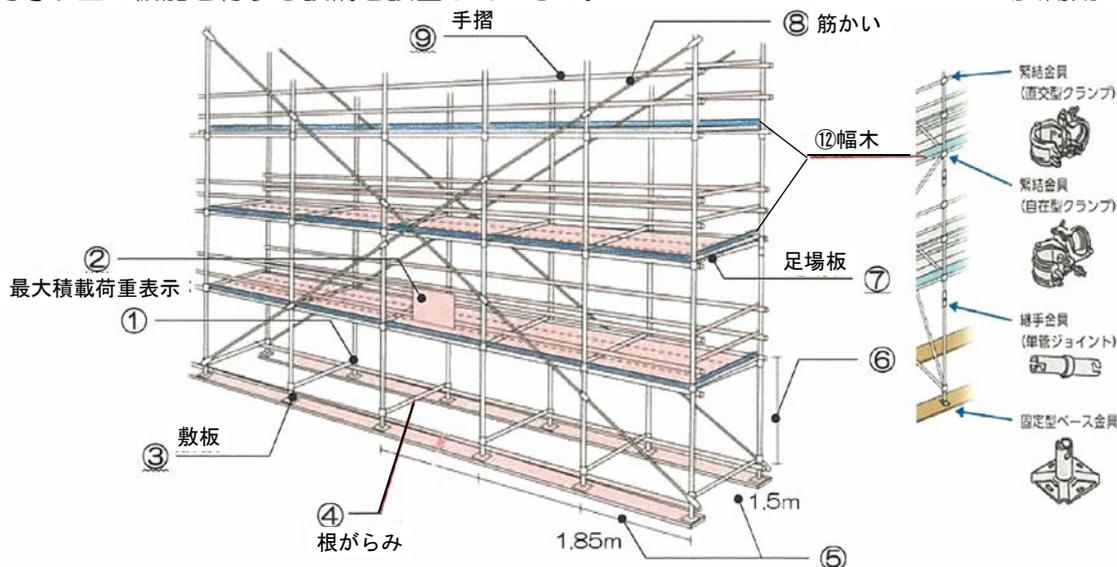
(1) 足場／ア. 単管足場

P136

単管足場は、建地^{※1}、布^{※2}、足場板、大筋かい、緊結金具(クランプ)、単管ジョイント、固定型ベース金具等の部材によって構成されています。

■チェックポイント(★印の付いたチェックポイントは、重要チェック項目です。)

- ①壁つなぎは専用の金具を使用し、取付間隔は適切か。
(垂直方向 5m、水平方向 5.5m) (安衛則 570)
- ★②最大積載荷重を表示しているか。 (安衛則 562)
- ★③ベース金具を使用し、敷板等で沈下防止等の措置を行っているか。 (安衛則 570)
- ★④根がらみを確実に取り付けているか。 (安衛則 570)
 - ⑤建地の間隔は、けた行方向が 1.85m 以下、はり行方向が 1.5m 以下となっているか。 (安衛則 571)
 - ⑥足場の 1 段目の高さは地盤から 2.0m 以下となっているか。 (安衛則 571)
 - ★⑦作業床は巾 40cm 以上、すき間 3cm 以下で固定しているか。 (安衛則 563)
 - ⑧交さ筋かいで補強をされているか。 (安衛則 570)
 - ★⑨手摺は全面に入っているか。 (安衛則 563)
 - ⑩最上層と五層以内ごとに水平筋かいを設けているか。 (安衛則 571)
 - ⑪最高部から 31m を超える部分は綱管を二本組にしているか。 (安衛則 571)
 - ⑫物体の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシートもしくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備を設置しているか。 (安衛則 563)



※1.建地(たてじ) : 地面に対して垂直に建てられる材。
 2.布(ぬの) : 建地から建地に渡す水平材。

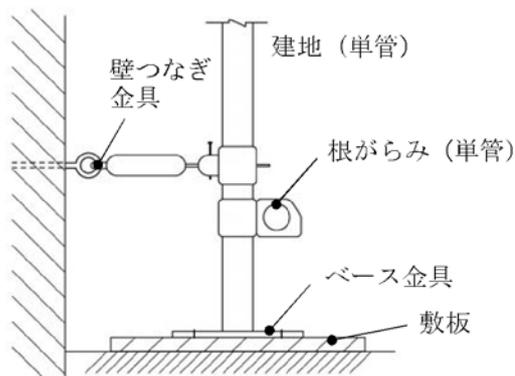
■チェックポイント(参考)

□最大積載荷重の表示

- 最大積載荷重を定め、これを超えて積載しないようにする。なお、最大積載荷重とは、人と資材を合算したものである。
- また、上記最大積載荷重を周知するため、確認しやすい位置に表示すること。

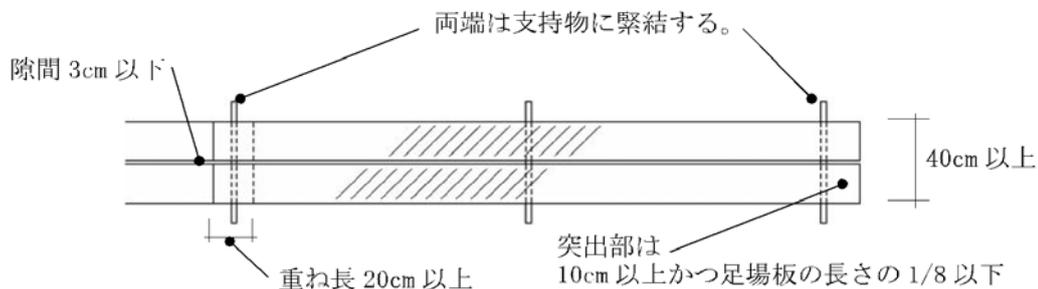
□ベース金具・敷板・根がらみの取付け

- ベース金具の下には敷板を設置して、足場の沈下を防止する。
- 各建地に根がらみ(単管)をしっかりと取り付け、足場の滑動を防止する。

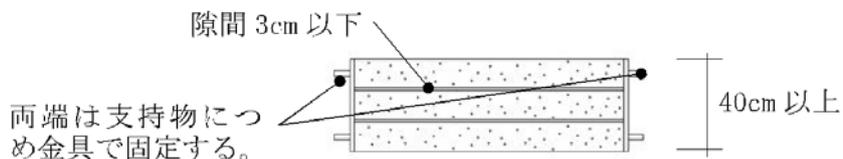


□作業床の設置

- 標準足場板を用いる場合は、足場は3点支持とし、両端は支持物に緊結する。
- 作業床の中は40cm以上、すき間は3cm以下として、作業上の安全を確保する。



- 鋼製布板を用いる場合は両端を支持物につめ金具で固定する。



□手摺の設置

- 手摺は全面に高さ 90cm 以上の位置に設ける。

□中さんの設置

- 中さんは高さ 35cm~50cm の位置に設ける。

□墜落防止設備の設置

- 高さ 15cm～40cm のさんを設ける。
- 高さ 15cm 以上の幅木を設ける。

□物体落下防止設備の設置

- 高さ 10cm 以上の幅木あるいはメッシュシート、防網を設ける。

(1) 足場／イ．枠組足場

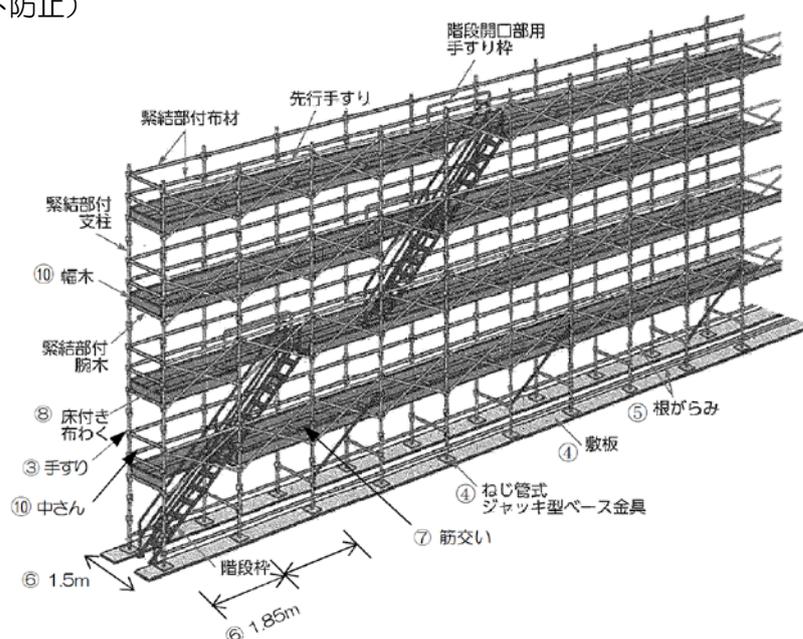
P136

枠組足場は、建枠※1、交さ筋かい、床付き布枠、脚柱ジョイント、ジャッキ型ベース金具等の部材によって構成されています。

枠組足場には、足場の組立解体時の作業員の転落防止に配慮した「手摺先行型足場」を採用することが必要です。

■チェックポイント

- ①壁つなぎは専用の金具を使用し、取付間隔は適切か。 (安衛則 570)
- ★②作業床は巾 40cm 以上、すき間 3cm 以下で固定しているか。 (安衛則 563)
- ★③端部に手摺を設置しているか。 (安衛則 519)
- ★④ベース金具を使用し、敷板等で沈下防止等の措置を行っているか。 (安衛則 570)
- ★⑤根がらみを確実に取り付けているか。 (安衛則 570)
- ⑥建地の間隔は、けた行方向が 1.85m 以下、はり間方向が 1.5m 以下となっているか。 (安衛則 571)
- ⑦ブレースは、全面に確実に入っているか。 (安衛則 570)
- ⑧布枠の取付け状態は良いか。
- ★⑨最大積載荷重の表示は示しているか。 (安衛則 562)
- ⑩交差筋かい及び高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん若しくは高さ 15cm 以上の幅木が設置されているか。(墜落防止) (安衛則 563)
- ⑪高さ 10cm 以上の幅木、またはメッシュシート若しくは防網が設置されているか。(物体落下防止)



※1：建枠(たてわく)：左右上部の三方を鋼材で成型された足場形成部材。代表的なものに鳥居型建枠がある。

■チェックポイント(参考)

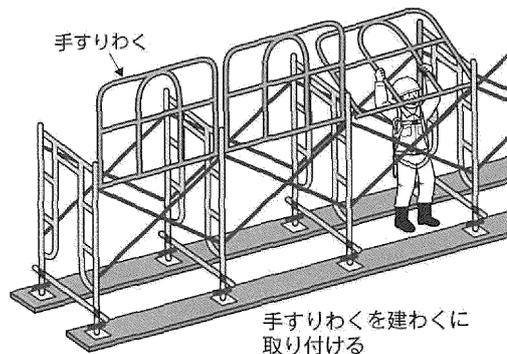
□端部への手摺設置

- ・妻面(足場の端部)に設けられた建枠には、妻面手摺を設けて、墜落防止を図る。

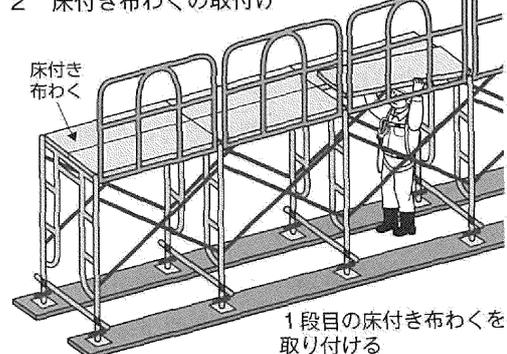
□手摺先行型足場

- ・枠組足場の中には、足場の組立時の墜落を防止する目的で、「手摺先行型足場」の採用を行うことが必要である。
- ・「手摺先行型足場」は、取扱業者により、形態や設置の方法が異なるが、その一例は以下のとおりである。

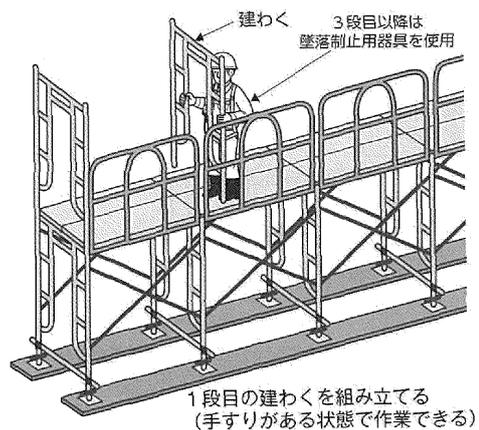
1 手すりわくの取付け



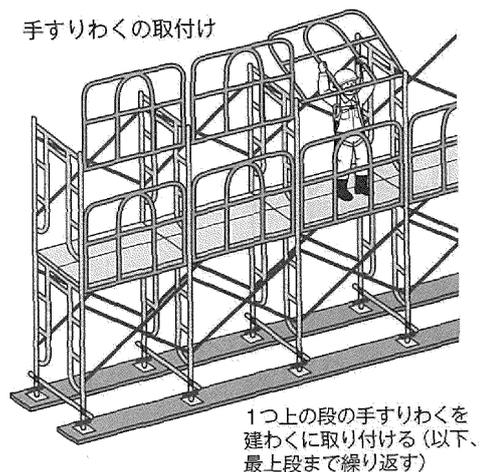
2 床付き布わくの取付け



3 建わくの取付け



4 手すりわくの取付け



□幅木の設置

- ・足元に幅木を設置することで、資機材の落下、作業員の墜落等を防ぐことができ、安全性を向上することができる。

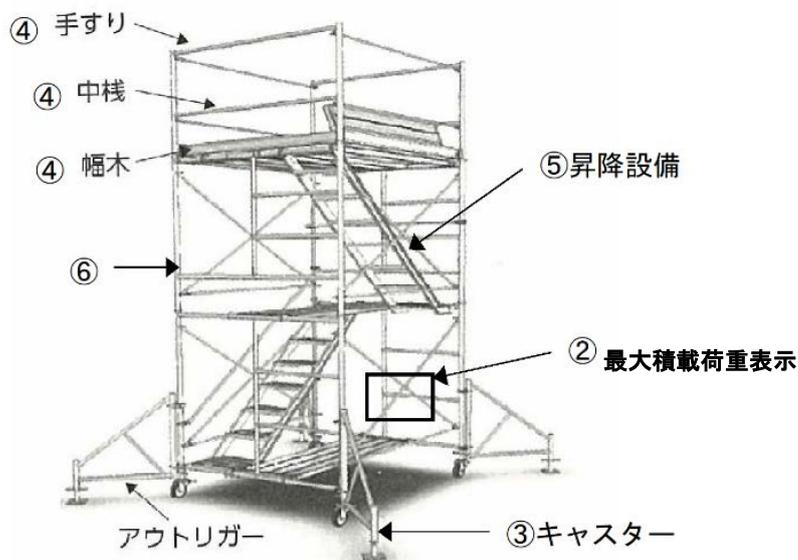
(1) 足場／ウ．移動式足場

P136

移動式足場は、タワー状に組み立てた枠組み構造、作業床、手摺等の防護設備、脚輪、昇降のための梯子等で構成されています。

■チェックポイント

- ①作業床は足場板等のすき間 3cm 以下で固定しているか。(指針 3-2)
- ②最大積載荷重、使用上の注意事項等を表示しているか。(指針 4-4)
- ★③使用中はキャスターのブレーキを 4 箇所確実にきかせているか。(指針 3-4)
- ★④手摺は高さ 90cm 以上とし、また中棧及び高さ 10cm 以上の幅木又は丈夫な金網を設置しているか。(指針 3-6)
- ⑤昇降設備はあるか。(指針 3-5)
- ⑥組立高さは制限高さ以下か。(高さ $\leq 7.7L-5.0m$) (指針 3-1)
- ⑦ローリングタワーベース使用の場合は、以下の基準に従うこと。
<高層用：5 段以下><低層用：3 段以下>



※「指針」とは、厚生労働省公示の「移動式足場の安全基準に関する技術上の指針（昭和 50.10.18 技術上の指針公示 第 6 号）」をいう。

■チェックポイント(参考)

□キャスターのブレーキ

- 移動式足場を使用するときは、必ずキャスター(車輪)のストッパーを掛け、固定させる。
- なお、人を台の上に乗せたまま、移動はしない。

□高さ と 控 枠 の 関 係

- 控枠を使用する場合は、以下に示すとおりの高さと控枠の関係を守ること。

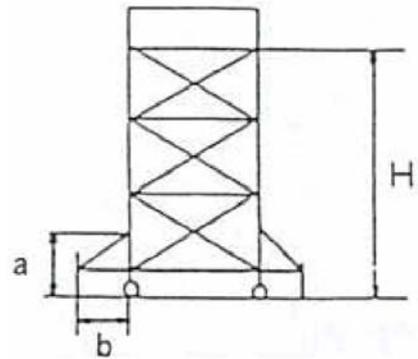
①控枠の高さが控枠の幅の3倍以上の場合

($a \geq 3b$ のとき)

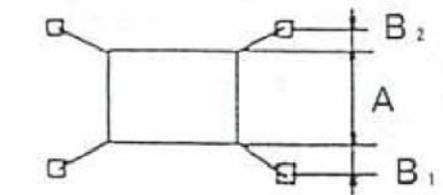
$$H = 7.7(A + B_1 + B_2) - 5.0(\text{m})$$

②上記以外の場合

$$H = 7.7\{A + 1/2(B_1 + B_2)\} - 5.0(\text{m})$$



<立面図>



<平面図>

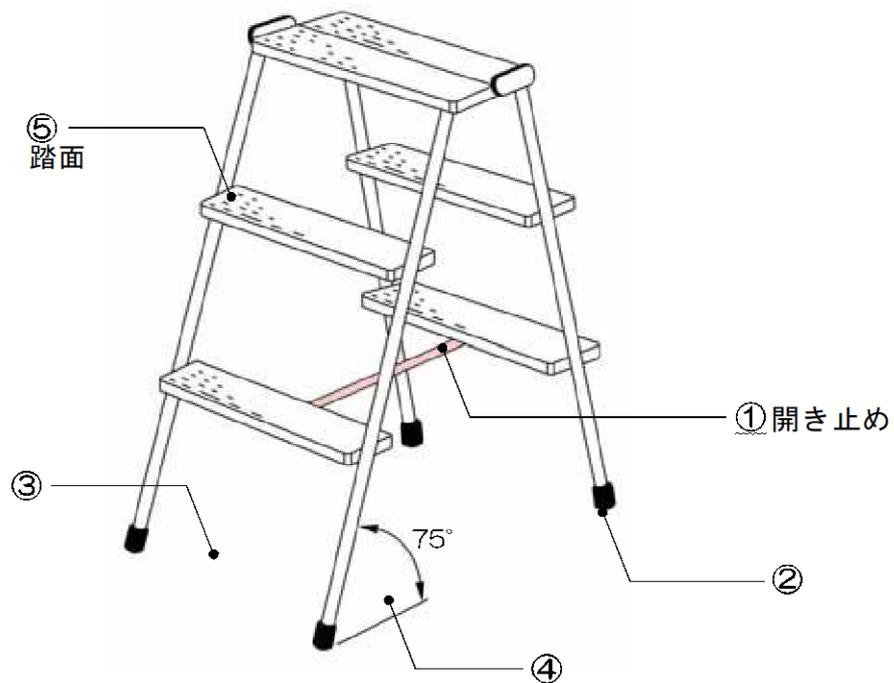
□手摺の設置

- 手摺は高さ 90cm 以上に設け、中棧及び高さ 10cm 以上の幅木も設ける。

脚立は、天板、蝶番、脚柱、踏さん、開き止め等で構成された、持ち運びが容易な足場です。

■チェックポイント

- ★①開き止めは完全に開いているか。 (安衛則 528)
- ②脚部に滑り止めがついているか。
- ③設置場所は水平で安定した場所か。
- ④脚柱と水平面の角度は 75° 以下になっているか。 (安衛則 528)
- ⑤踏面(天板)は作業を安全に行うため必要な面積を有しているか。 (安衛則 528)
- ⑥天板で作業を行っていないか。



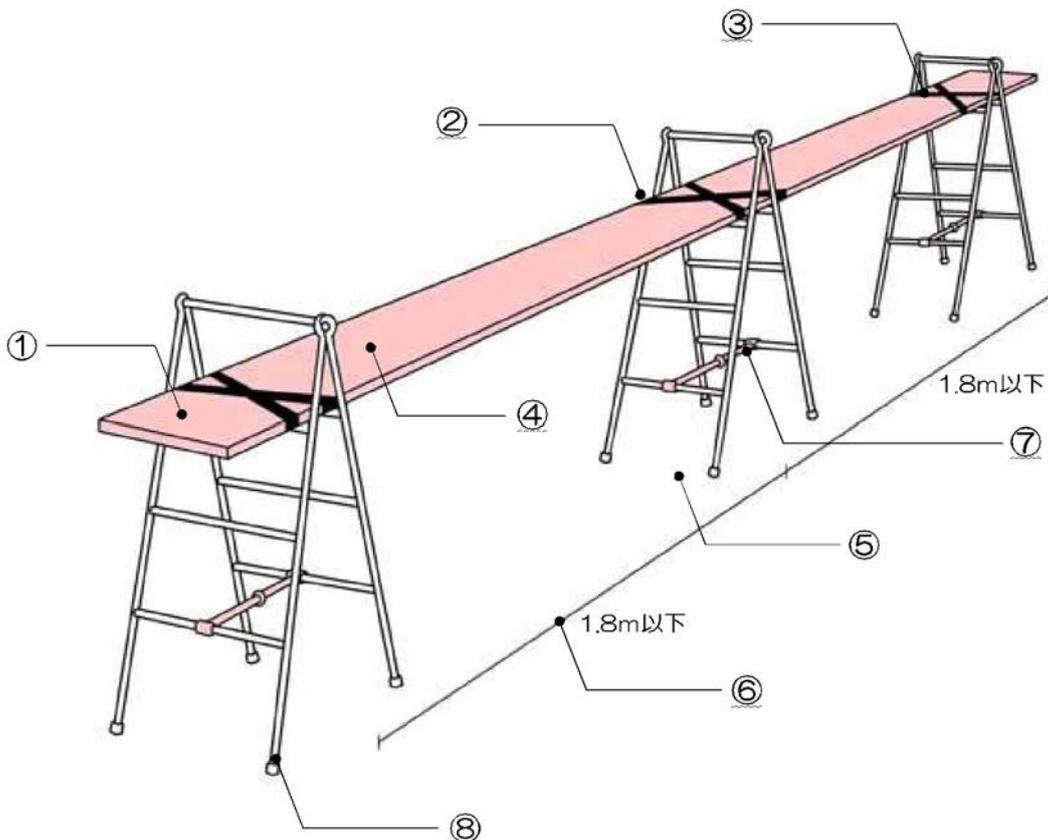
(1) 足場／オ. うま足場

P137

うま足場は、脚立と足場板をゴムバンド等で固定し、作業員の円滑な横方向への移動を可能にするものです。

■チェックポイント

- ①足場板のはね出しは 10cm 以上、足場板の長さの 18 分の 1 以下か。 (安衛則 563)
- ★②脚立と足場板は、ゴムバンド等で固定しているか。
- ★③足場板は 3 点で支持しているか。 (安衛則 563)
- ★④足場板の幅は 20cm 以上、厚さ 3.5cm 以上、長さ 3.6m 以上か。 (安衛則 563)
- ⑤設置場所は水平で安定した場所か。
- ★⑥脚立と脚立の間隔は 1.8m 以下となっているか。
- ★⑦開き止めは完全に開いているか。
- ⑧脚部に滑り止めがついているか。 (安衛則 528)

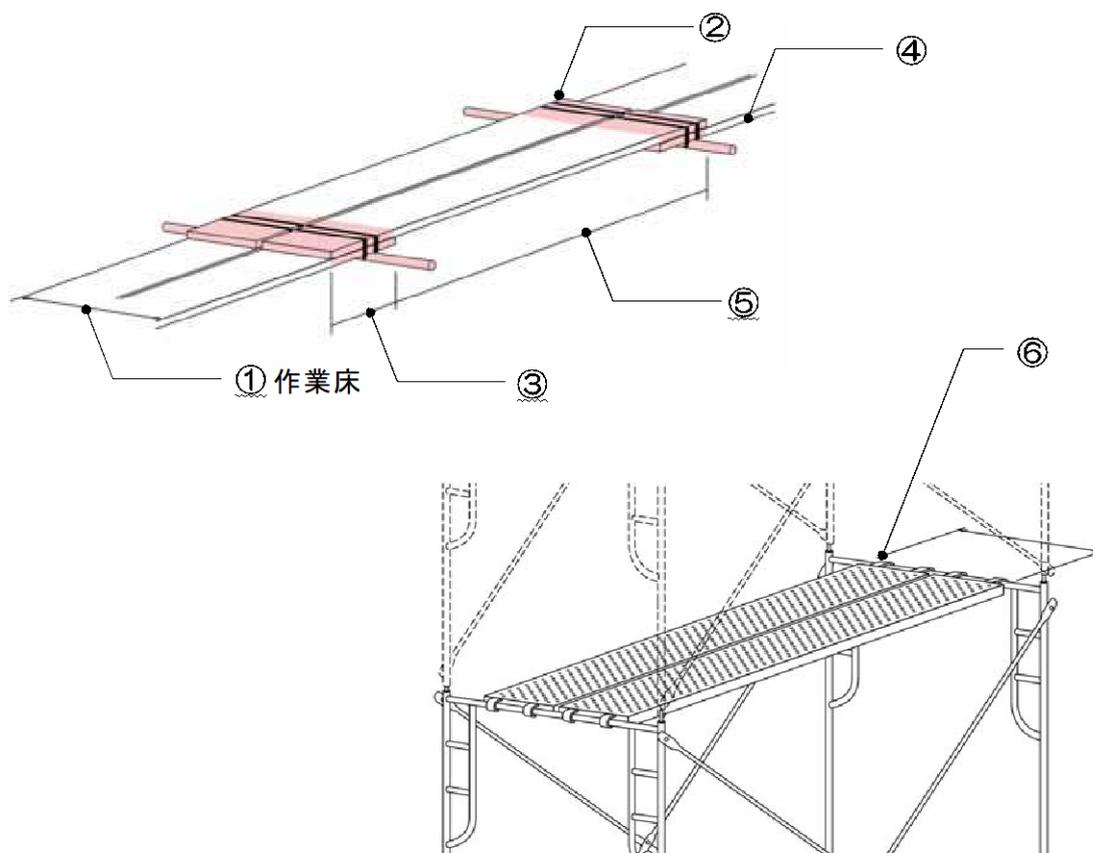


固定式作業床には、標準足場板を用いる場合と、布枠^{※1}を用いる場合があります。

標準足場板を連続的に用いる場合は、互いの足場板が支持物の上で適切な長さで重ねられ、固定されていることが必要です。

■チェックポイント

- ★①作業床は幅 40cm 以上、すき間 3cm 以下で固定しているか。 (安衛則 563)
 - ②ゴムバンド等で固定しているか。
- ★③支持物の上で 20cm 以上重ね合わせているか。 (安衛則 563)
 - ④床板の厚さは 3.5cm 以上か。 (安衛則 563)
- ★⑤足場板の場合は 2 点支持(支点間 1.8m 以内)にしているか。 (安衛則 563)
 - ⑥布枠の四隅は支持物につめ金具で固定されているか。



※1：布枠(ぬのわく) : 床付き布枠のことをいい、建枠に取り付ける作業床の部材。

■チェックポイント(参考)

□作業床の大きさ

- 作業床は、標準足場板の場合であっても、鋼製布枠の場合であっても巾 40cm 以上、隙間 3cm 以下として、安全性を確保する。

□標準足場板の重ね合わせ

- 標準足場板を連続して使用する場合は、足場板の重ね合わせ長を 20cm 以上とし、落下等の防止に努める。

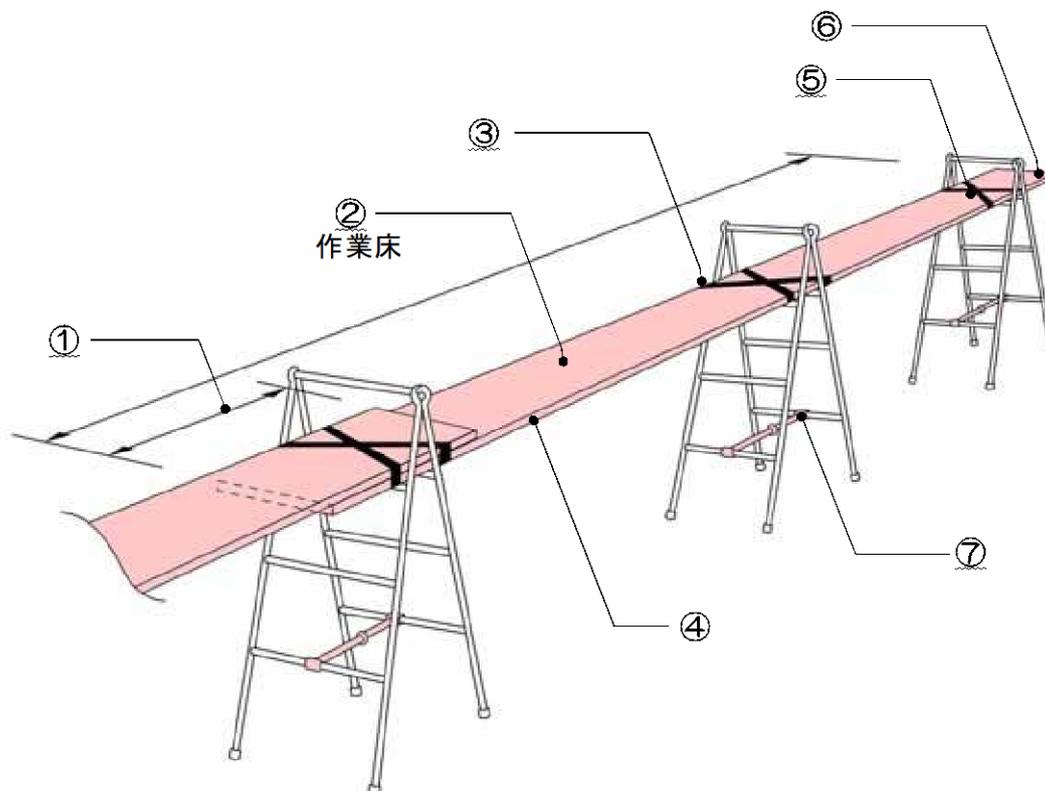
□標準足場板の支持

- 標準足場板は 3 点支持とし、支点間長は 1.8m 以内とする。
- 標準足場板の両端は、支持物にゴムバンド等で緊結し、ずれ落ちないようにする。
- 標準足場板の端部は、支持物からの突出を 10cm 以上、かつ足場板の長さの 1/18 以下とする。

移動式作業床は、基本的にはうま足場と同じであり、作業員が連続的に横移動することが可能なものをいいます。

■チェックポイント

- ★①支持物の上で 20cm 以上重ね合わせているか。 (安衛則 563)
- ★②作業床の幅は 40cm 以上か。 (安衛則 563)
- ★③ゴムバンド等で固定しているか。
④作業床の厚さは 3.5cm 以上か。 (安衛則 563)
- ★⑤標準足場板は 3 点以上で支持しているか。 (安衛則 563)
⑥突き出し部は 10cm 以上で、足場板の長さの 18 分の 1 以下となっているか。 (安衛則 563)
- ★⑦開き止めは完全に開いているか。 (安衛則 528)



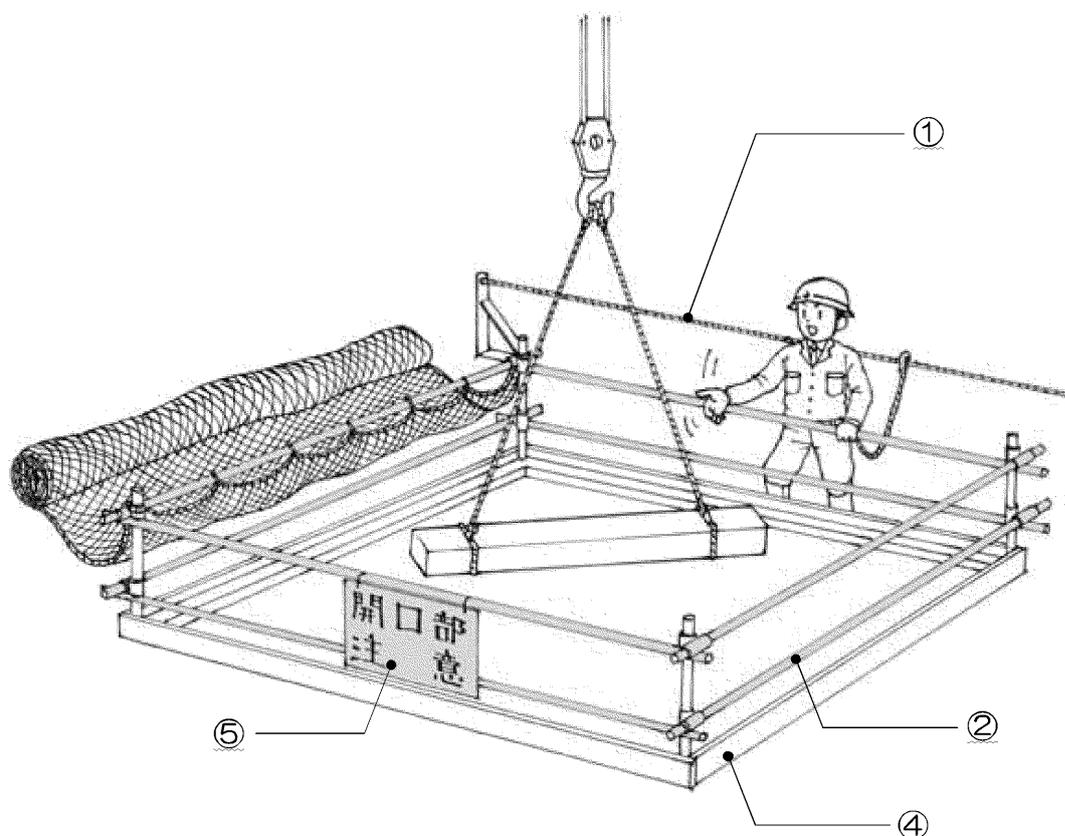
(3) 開口部／ア. 開口部

P139

開口部において、作業者が墜落の恐れのある箇所には、一定高さの囲いや手摺、覆い等を設ける必要があります。

■チェックポイント

- ★①墜落制止用器具を取り付ける設備はあるか。 (安衛則 521)
- ★②手摺の高さは90cm以上で、高さ35cm以上50cm以下の中柵を設置しているか。(墜落防止措置) (安衛則 552)
- ③開口部の近くに材料等が積まれていないか。
- ④高さ15cm以上の幅木を設置しているか。(墜落防止措置)
- ★⑤開口部に注意表示を設置しているか。



(3) 開口部／イ．作業床の端部

P139

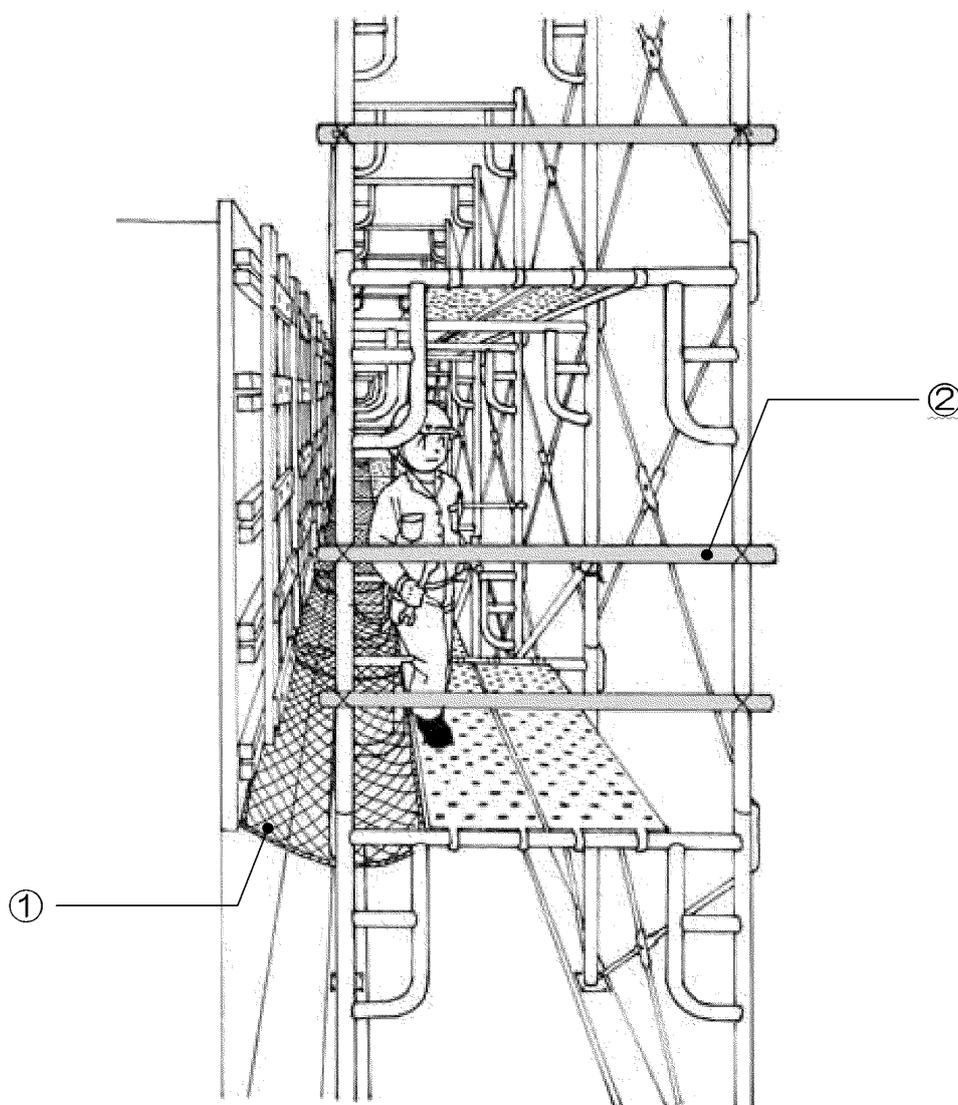
開口部のうち、作業床の端部において、作業者の墜落のおそれがある箇所には、一定高さの囲いや手摺等を設ける必要があります。

■チェックポイント

① 躯体と足場間の間隔が 30cm 以上ある場合、ブラケット足場^{※1}または防網を設置しているか。

★② 端部に手摺(高さ 90cm 以上で中棧付き)を設置しているか。

(安衛則 552)



※1：ブラケット足場：建地にクランプで緊結して張り出した部材（ブラケット）に床付き布枠を設置した足場。

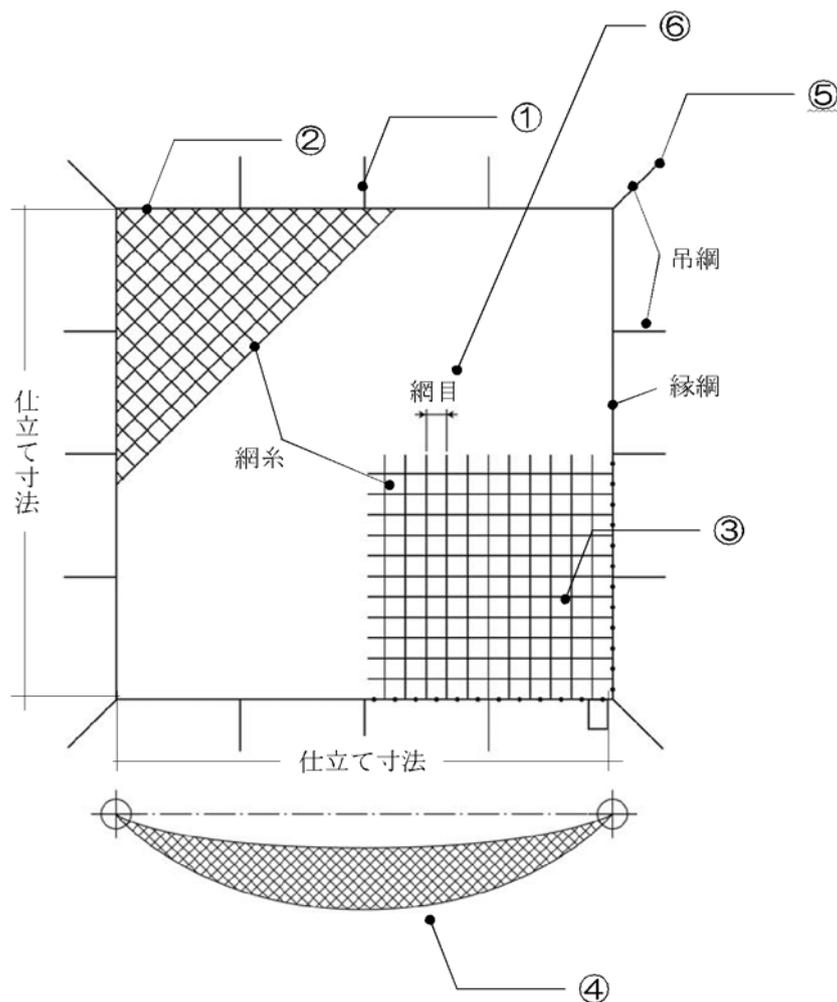
(4) 安全ネット

P140

高所作業中に、作業者の墜落による危険を防止するため、水平に張って使用するネットを安全ネットといいます。

■チェックポイント

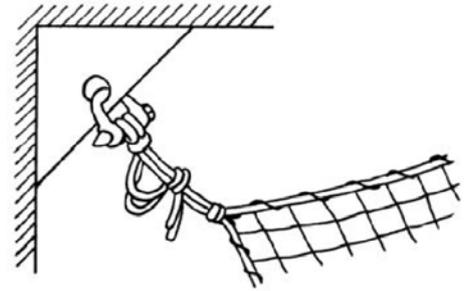
- ① ネットの辺長が3mを超える場合、3m以内かつ等間隔で吊網を取り付けているか。
- ② ネット地、縁網等が破損したものを使用していないか。
- ③ ネットは一枚ごとに品質表示がついたものを使用しているか。
- ④ ネットの下部が障害物に接していないか。
- ★⑤ 吊網(支持部)の固定、強度は適切か。
- ⑥ ネットの網目の一辺の長さは10cm以下となっているか。



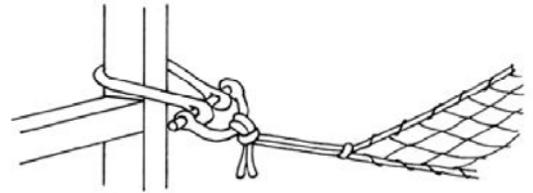
■チェックポイント(参考)

□安全ネットの固定方法

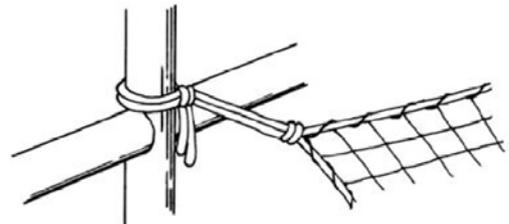
- 吊網を取付金具に二重巻きをして結ぶ。



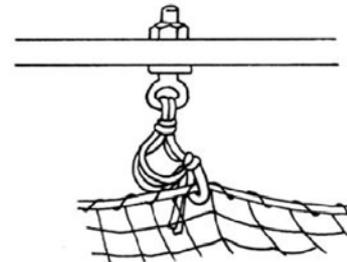
- 鋭角部のある部材には、ハチマキ状にして取り付ける。



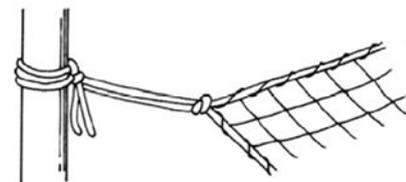
- 鋭角部のない部材には、二重巻きをして結ぶ。



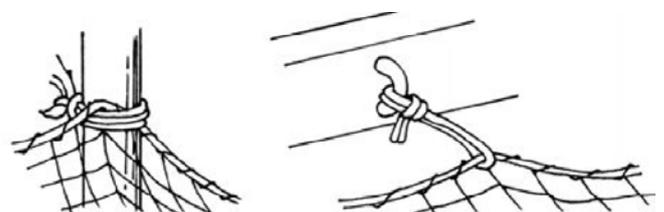
- 中綱があれば、吊網を同じ要領で取り付ける。



- 横手材のない場合は、最低三重巻きをして結ぶ。



- 中綱が無ければ枠網と同等以上の品質・構造の別のロープで中綱と同様に結ぶか、専用金物を利用して取付ける。



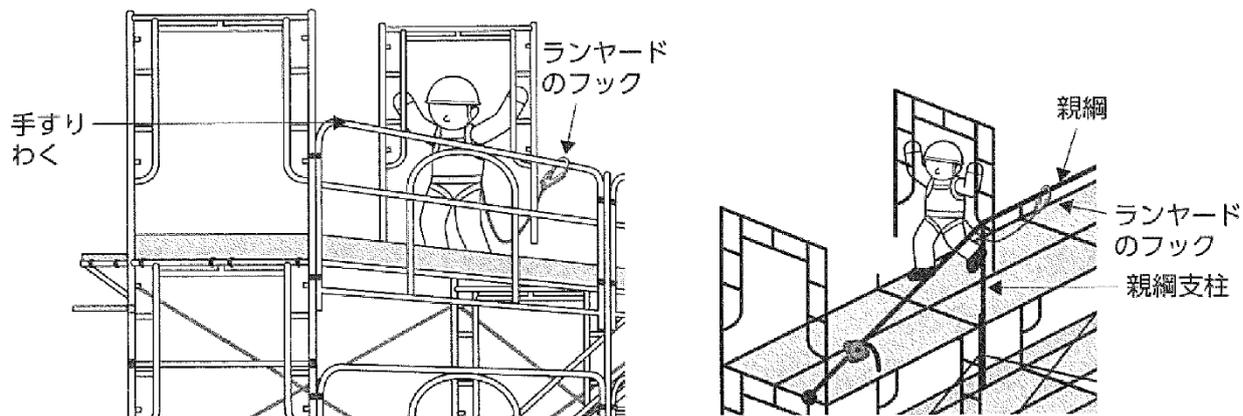
(5) 墜落制止用器具／ア. 足場での作業

P141

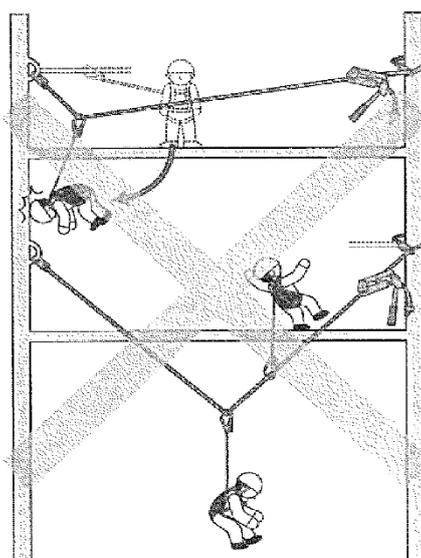
高所作業で手摺の設置が困難な場合は、墜落制止用器具を取り付けることができる親綱等の設備を設けて作業を行う必要があります。

■チェックポイント

- ★①親綱は緊張して使用しているか。
- ②フックは腰より上の位置にあるか。
- ③材料等の鋭角部にロープが当たっていないか。
- ④親綱支柱は墜落の衝撃に耐えられる強固なものか。
- ⑤支柱の間隔は適正か。



墜落制止用器具の取付け設備の例（先行手すりと親綱）

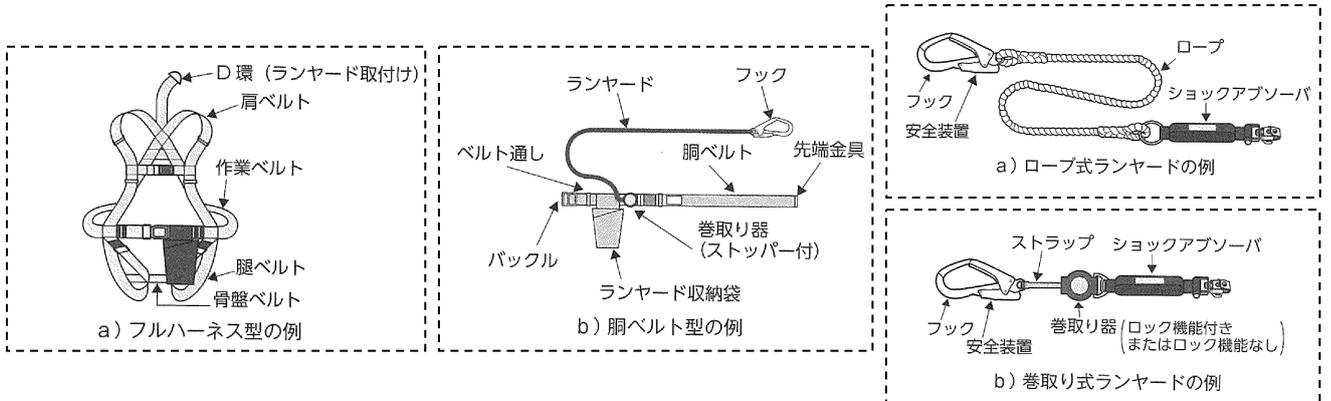


墜落制止用器具取付け設備の危険な例

足場の組立、解体、変更
業務従事者安全必携
中央労働災害防止協会より

■チェックポイント(参考)

□墜落制止用器具の各部の名称



□墜落制止用器具の使用と親綱への接続

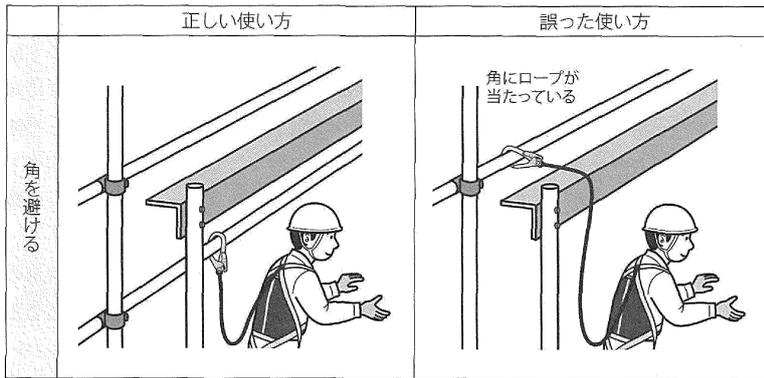
- 墜落制止用器具のベルトは腰骨の少し上に確実に装着する。

種類	形状の一例	使用例
墜落制止用器具(フルハーネス型)	<p>一般高所作業用フルハーネス型</p> <p>着用例(正面・背面)</p>	<p>高所からの墜落を防止する墜落制止用器具で、身体の複数箇所ですべての衝撃荷重を分散する。</p>
墜落制止用器具(胸ベルト型)	<p>1本つり専用、ロープ式</p>	<p>胸ベルト型(1本つり)墜落制止用器具は安定した足場があって身体を保持しなくても良い作業で使用。</p> <p>ロープ式</p> <p>巻取り式</p>
	<p>1本つり専用、巻取り式(ストッパー付)</p> <p>巻取り器 ※ストッパー付をお勧めします</p>	
(参考)	<p>ワークポジショニング用器具とフルハーネス型の併用(ワークポジショニング用器具: 柱上作業用)</p>	<p>柱上作業では、ワークポジショニング用器具とフルハーネス型を併用する。</p>

足場の組立、解体、変更
業務従事者安全必携
中央労働災害防止協会より

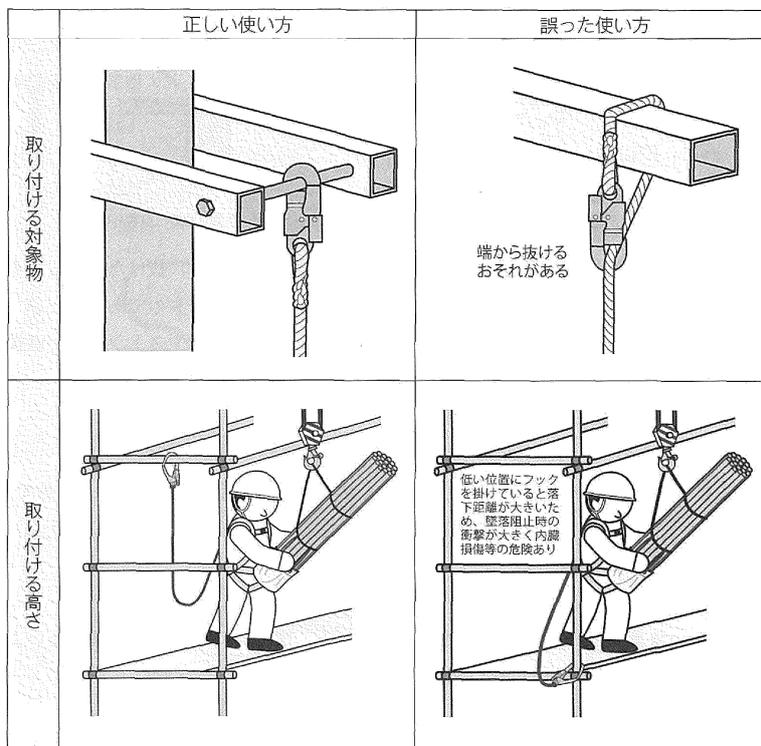
※2022年1月1日以降は
2019年8月1日以前に製造された旧規格の安全帯の使用は出来ません。

- 鋭い角のないところに取り付ける。

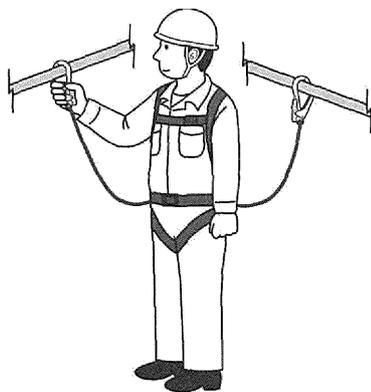


足場の組立、解体、変更
業務従事者安全必携
中央労働災害防止協会より

- フックは腰より高い位置に取り付ける。



- 親綱が連続しない箇所では、二丁掛けの墜落制止用器具を使用する。



図Ⅲ-12 常時接続型（2丁掛け式）

(5) 墜落制止用器具／イ. 斜面での作業

P141

高所作業の内、法面等の斜面で作業を行う場合は、親綱のアンカー設置や、親綱と法肩あるいは地山との接触等に配慮して作業を行う必要があります。

■チェックポイント

- ★①作業者はメインロープとライフラインの2本を装着しているか。 (安衛則 539 の 2)
 - ②メインロープ、ライフライン、緊結具は十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないか。 (安衛則 539 の 3)
- ★③メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に外れないように緊結されているか。 (安衛則 539 の 3)
- ★④突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では覆いを設けるなど切断を防止するための措置を行っているか。 (安衛則 593 の 3)
- ⑤作業場所について次の項目を調査し記録しているか。 (安衛則 593 の 4)
 - ・作業箇所とその下方の状況
 - ・メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況
 - ・作業箇所と上記支持物に通じる通路の状況
 - ・切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態
- ⑥作業計画を作成し、関係労働者に周知し、作業を行っているか。 (安衛則 593 の 5)
 - ・作業方法と順序・作業に従事する労働者の人数
 - ・メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
 - ・メインロープ等の種類と強度
 - ・メインロープとライフラインの長さ
 - ・切断のおそれのある箇所と切断防止措置
 - ・メインロープとライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置
 - ・物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
 - ・労働者災害が発生した場合の応急の措置
- ★⑦作業指揮者を定めているか。 (安衛則 539 の 6)
- ★⑧保護帽を着用しているか。 (安衛則 539 の 8)
 - ⑨作業開始前にメインロープ等の点検を行っているか。 (安衛則 539 の 9)
 - ⑩フック、ロリップ^{※1}は正常に動作しているか。
- ※1：ロリップ：垂直親綱に墜落制止用器具を取り付ける際に用いる金具。
- ⑪上下作業となっていないか。
- ⑫墜落制止用器具の取り付け・取り外しを法面上で行っていないか。
- ⑬親綱と法肩、地山等との摩擦はないか。



図：厚労省 HP より

高さまたは深さが 1.5m 以上の箇所で作業を行う場合は、安全に昇降できる設備を設けることが必要です。

■チェックポイント

★①転位を防止する措置を行っているか。 (安衛則 527)

②昇降設備は丈夫な構造となっているか。 (安衛則 527)

③材料には著しく損傷、腐食等がないものを使用しているか。 (安衛則 527)

④梯子の幅は 30cm 以上か。 (安衛則 527)

⑤梯子の脚部に滑り止めが付いているか。 (安衛則 527)

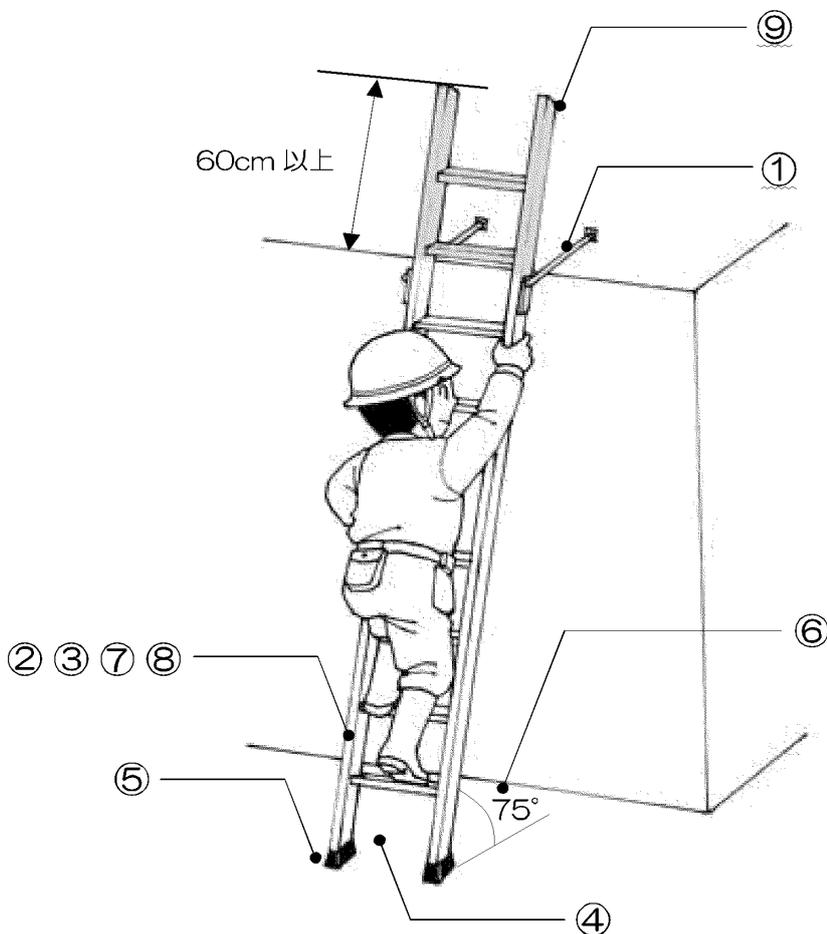
⑥梯子の設置角度は地面に対して 75 度以下か。

⑦踏棧の間隔は 25～35cm で等間隔に設けているか。

⑧梯子の全体の長さは 9m 以下か。

★⑨梯子の上端は上部床(上部端)から 60cm 以上突出しているか。 (安衛則 556)

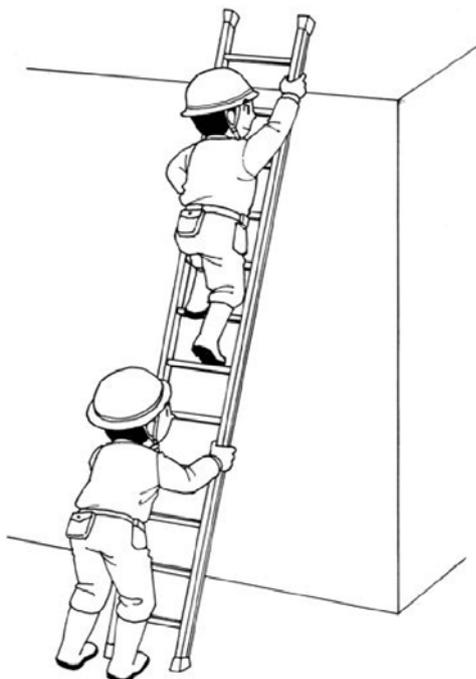
⑦⑧は昭和 43 年 6 月 14 日付け基安安発第 100 号 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長



■チェックポイント(参考)

□転位を防止する措置

- 転位を防止するために必要な措置には、梯子の上方を建築物等に取り付けるほか、他の作業者が梯子の下方をささえる方法がある。



□梯子上端部の余裕

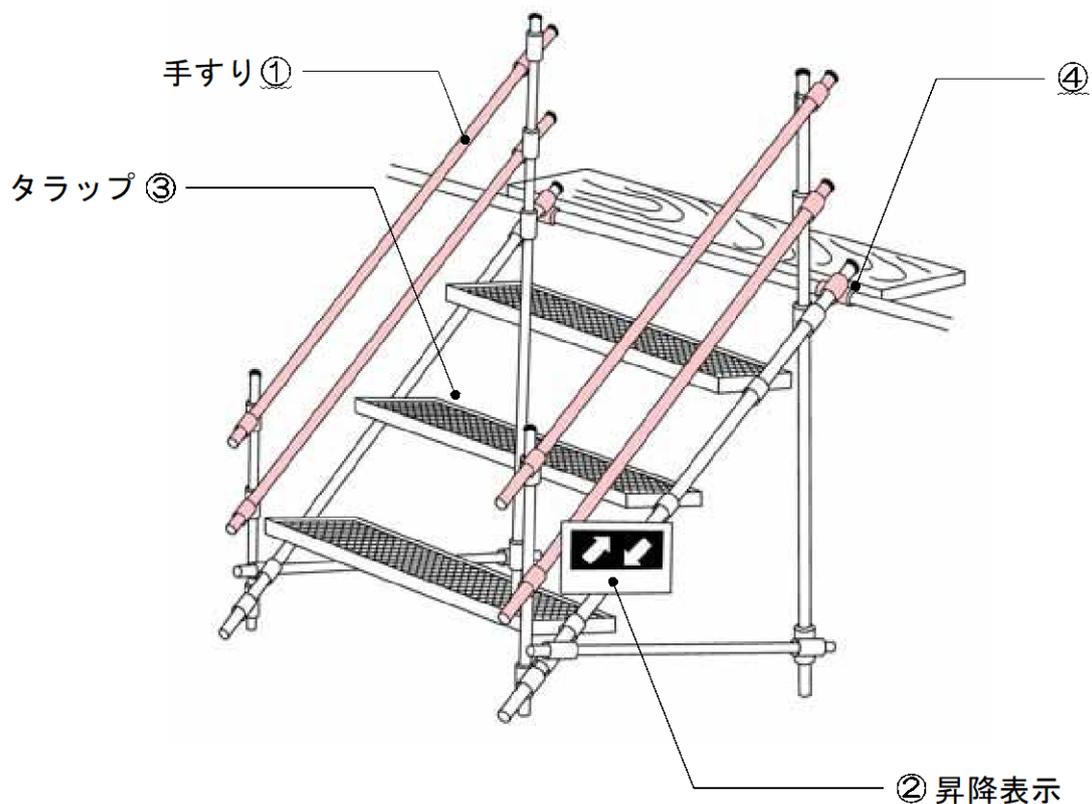
- 建築物等に固定した梯子の上端部は、固定部分から上方に 60cm 以上突出させ、昇降者の安全性を確保する。

一定の段差を昇降するために用いる梯子状のものをタラップといいます。

昇降設備を設置する場合は、作業者の安全性を考慮して、可能な限りタラップ式を採用することが必要です。

■チェックポイント

- ★①手摺の高さは90cm以上で中棧を設けているか。
- ②昇降階段の表示はあるか。
- ③タラップは等間隔で取り付けられているか。
- ★④支持物に固定しているか。



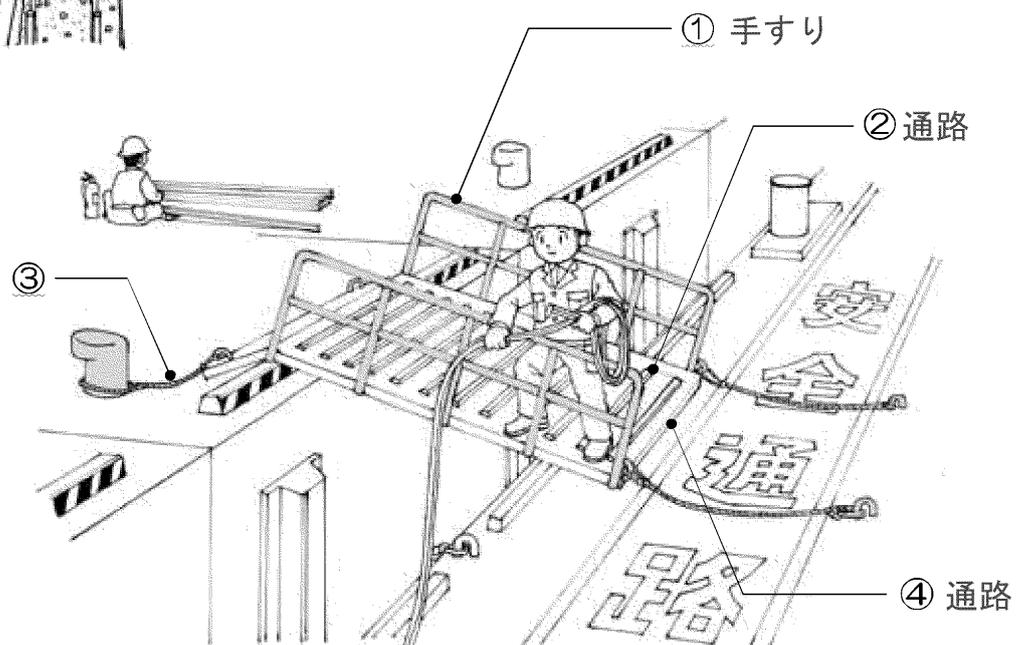
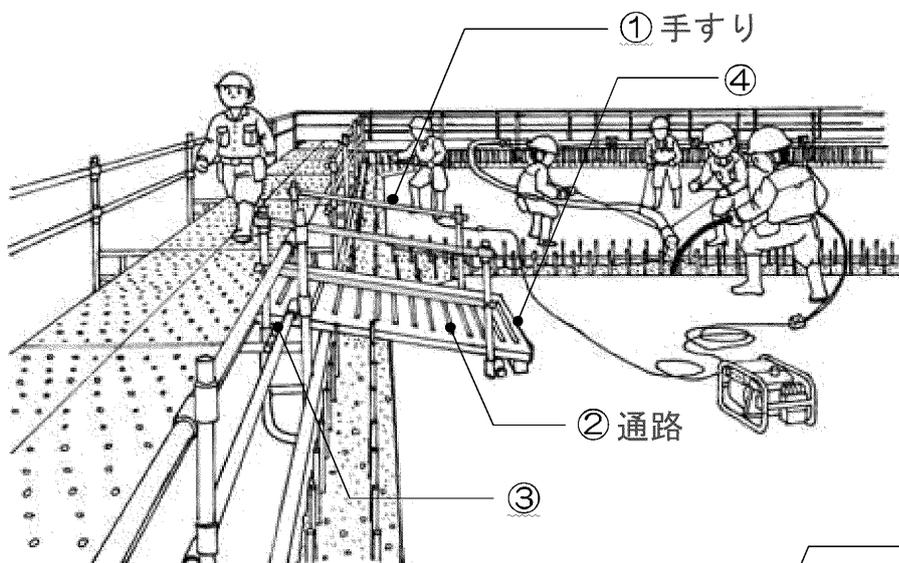
(6) 昇降・渡り通路整備／ウ. 渡り通路

P142

足場と構造物、船舶と岸壁等の異なる二つの構造物等にすき間がある場合は、渡り通路等の通行設備を設けることが必要です。

■チェックポイント

- ★①手摺の高さは90cm以上で中棧を設けているか。
- ②滑り止めの措置を行っているか。
- ★③支持物に固定しているか。
- ④通路幅は40cm以上、すき間は3cm以下となっているか。



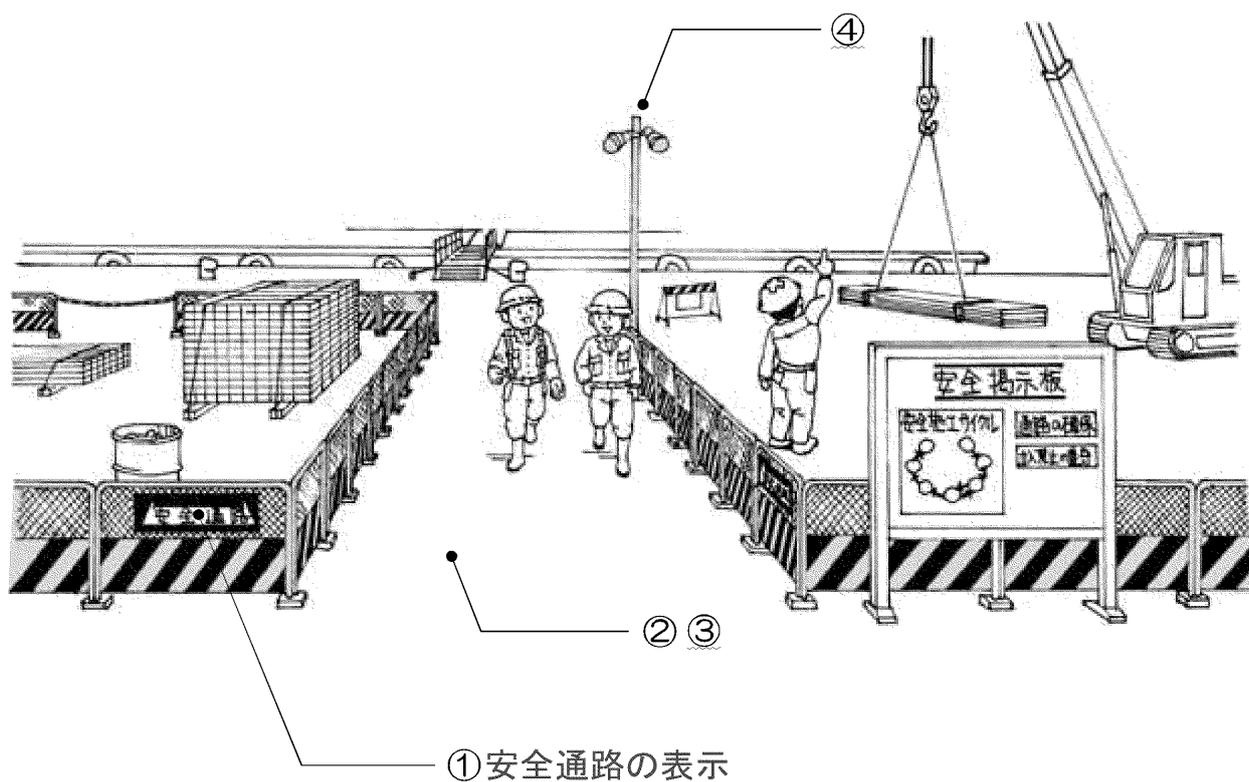
(7) 安全通路設備

P143

作業ヤード、作業場に通ずる場所、工事用車輛等が輻輳する場所並びに資材置き場等には、安全な通路を設けて明示する必要があります。

■チェックポイント

- ①安全通路の表示はあるか。
- ②用途に応じた通路幅を確保しているか。
- ★③通路上に資機材等を置いていないか。
- ★④屋内及び夜間使用する通路には照明を設置しているか。



2. 飛来落下災害防止

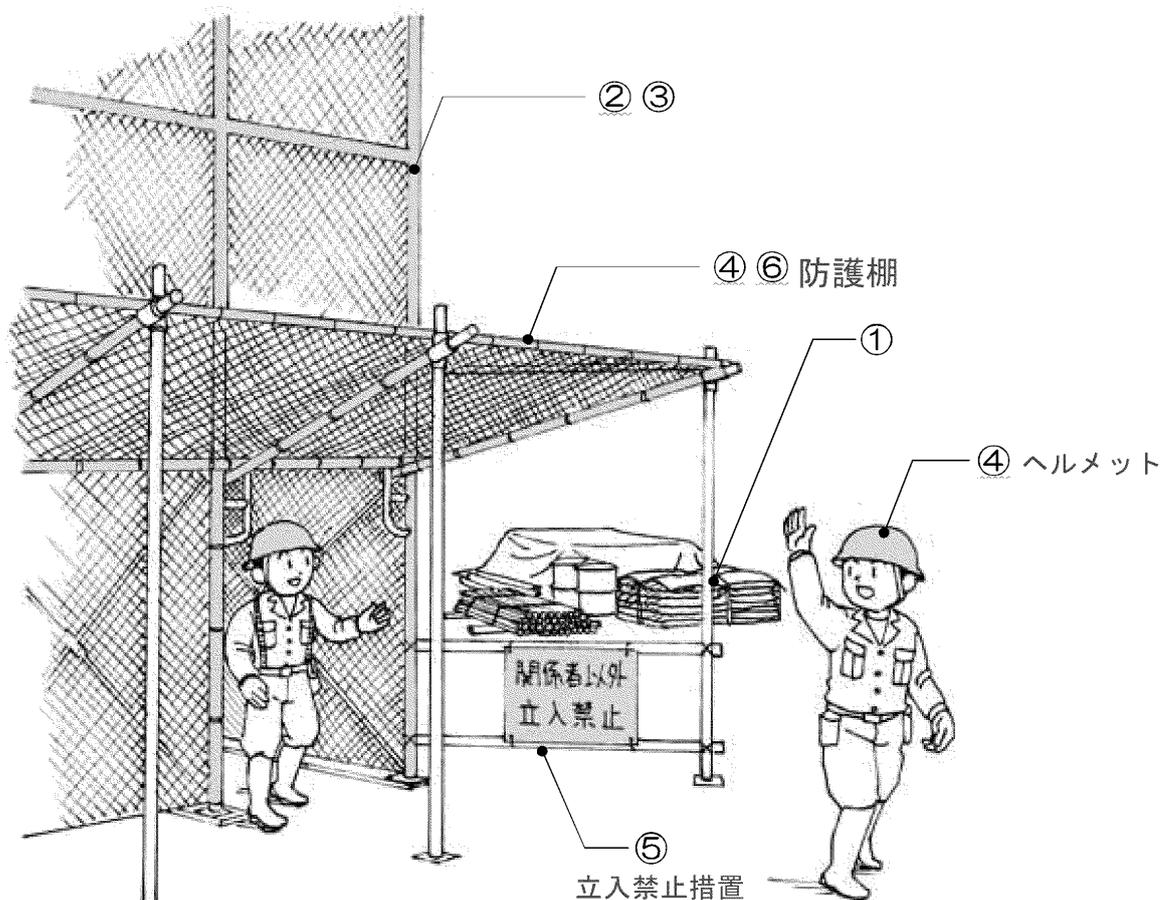
(1) 飛散防止設備

P144

工事現場の上部からの落下物を防ぐため、足場や構造物等の外側に工事用シートや防護柵等を設ける必要があります。

■チェックポイント

- ①材料等は風で飛ばないようにロープ等で緊結しているか。
- ★②足場とネット(養生シート)の結束は、45cm 以下の間隔で行われているか。
- ③ネットとネット(養生シート)の結束は、45cm 以下の間隔で行われているか。
- ★④飛来落下のおそれのある場所では、飛来防止の設備を設け、作業員に保護帽等の保護具を着用させているか。 (安衛則 538)
- ★⑤危険区域への立入禁止措置を行っているか。 (安衛則 563)
- ⑥防護柵は骨組みの外側から水平距離で 2m 以上突出させ、水平面となす角度を 20 度以上にしているか。 (建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編第 23)



■チェックポイント(参考)

□足場とネット(養生シート)等の結束

- 足場とネット(養生シート)、あるいはネットとネット(養生シート)の結束を、それぞれ45cm以下の間隔で行う。

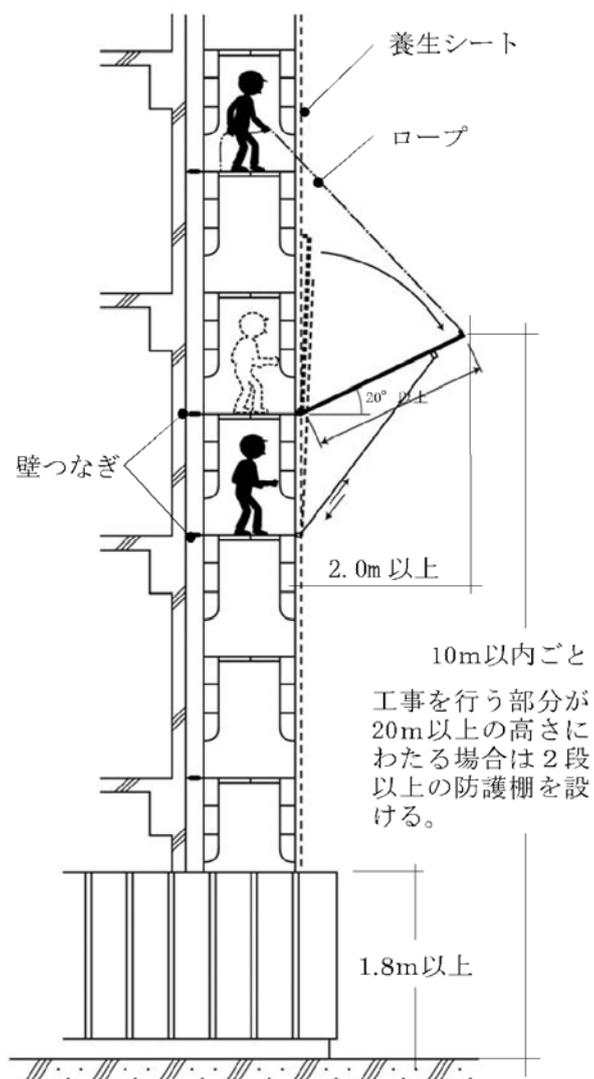


□飛来防止設備(防護棚)の設置

- 防護棚は、下から鋼管で支えるとともに、上部からはロープで緊張する。
 - 防護棚の取付部には壁つなぎを設置する。また、その下階にも壁つなぎを設ける。
 - 防護棚の上端の高さが、10m以内毎に防護棚を設ける。
- なお、工事を行う部分が20m以上の高さにわたる場合は、2段以上の防護棚を設ける。

□立入禁止の措置

- 飛来落下の恐れがある区域は、危険区域として、高さ1.8m以上の仮囲い等によって、立ち入りを禁止、制限する。



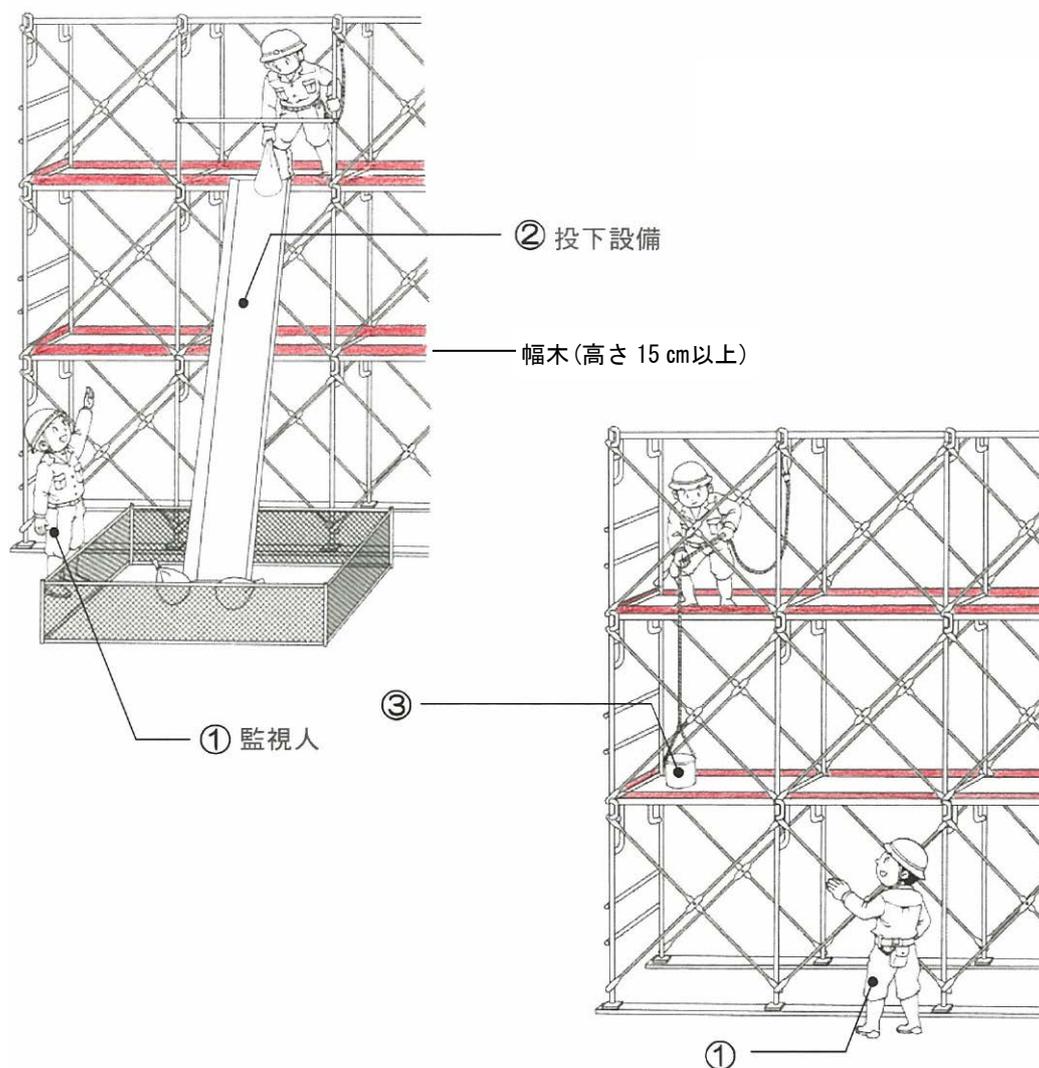
(2) 投下設備

P145

高所から物を投下する場合は、適切な投下設備を設け、安全管理を行った上で投下作業を行うことが必要です。

■チェックポイント

- ①関係者以外立入禁止措置又は監視人を配置しているか。 (安衛則 536)
- ②3m 以上の高所からの物の落下の場合、適切な投下設備を使用しているか。 (安衛則 536)
- ③高所から材料、器具、工具等を上げ下ろしする際には、つり綱、つり袋を使用しているか。 (安衛則 564)



3. 崩壊・倒壊災害防止

(1) 型枠支保工／ア．組立解体等

P146

型枠支保工(型枠支保工、型枠構台)の組立、解体等を行う際に留意する必要がある事項です。

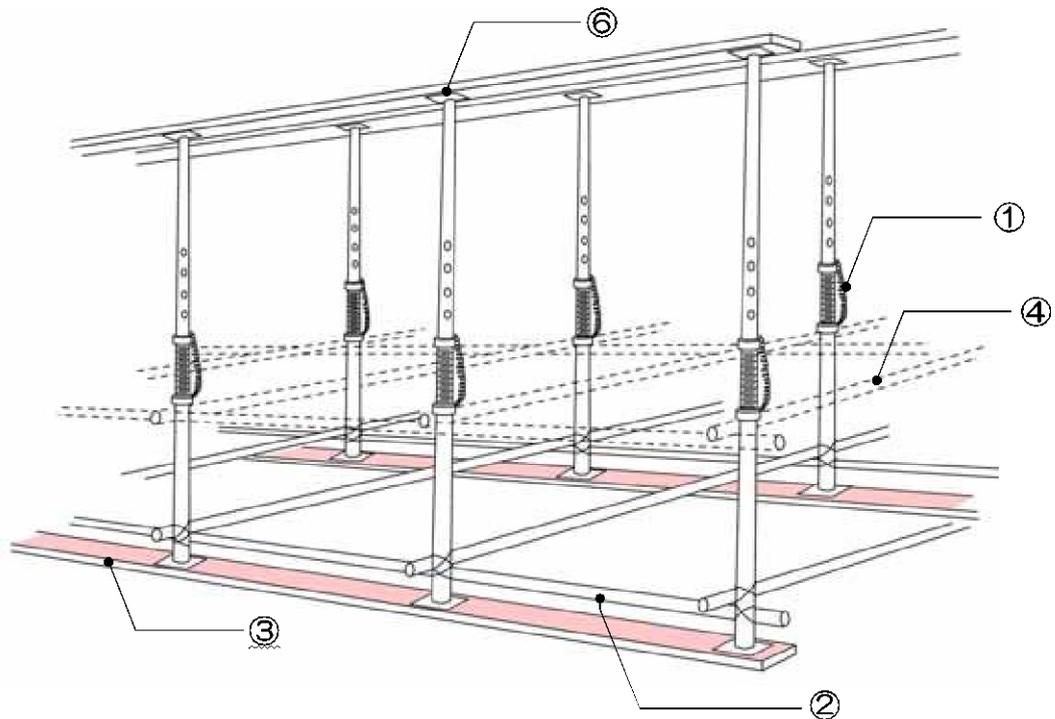
■チェックポイント

- ①組立図を作成し、当該組立図等に沿って組み立てているか。(安衛則 240)
- ★②組立解体作業には作業主任者を選任しているか。(安衛則 246)
- ★③組立解体作業区域には関係者以外の立入禁止措置がとられているか。(安衛則 245)
- ④悪天候時には作業を中止しているか。(安衛則 245)
- ⑤支保工の材料は著しい損傷、変形または腐食のないものを使用しているか。(安衛則 237)

型枠支保工は、構造物のスラブ、けた等のコンクリート打設に用いる型枠を支持する支柱、梁、つなぎ、筋かい等の部材によって構成されています。

■チェックポイント

- ①支柱の長さを固定する際は、専用のピンを使用しているか。 (安衛則 242)
- ②脚部の滑動防止(根がらみ等)を設けているか。 (安衛則 242)
- ★③敷板、コンクリートの打設等により支柱の沈下防止措置を行っているか。 (安衛則 242)
- ④支保工(パイプサポート)の高さが3.5m以上の場合は、2.0m以内ごとに2方向に水平つなぎを設けているか。 (安衛則 242)
- ⑤パイプサポートを3本以上で継いでいないか。 (安衛則 242)
- ⑥パイプサポートの天板と大引き※1を固定しているか。 (安衛則 242)



※1：大引き(おおびき)：床組みにおいて根太を受ける材。
ここでは、パイプサポートの上部に位置する天板(受板ともいう。)の上に入れ、さらにその上部の部材や構造物のスラブ等を支える際の基礎となる部材。

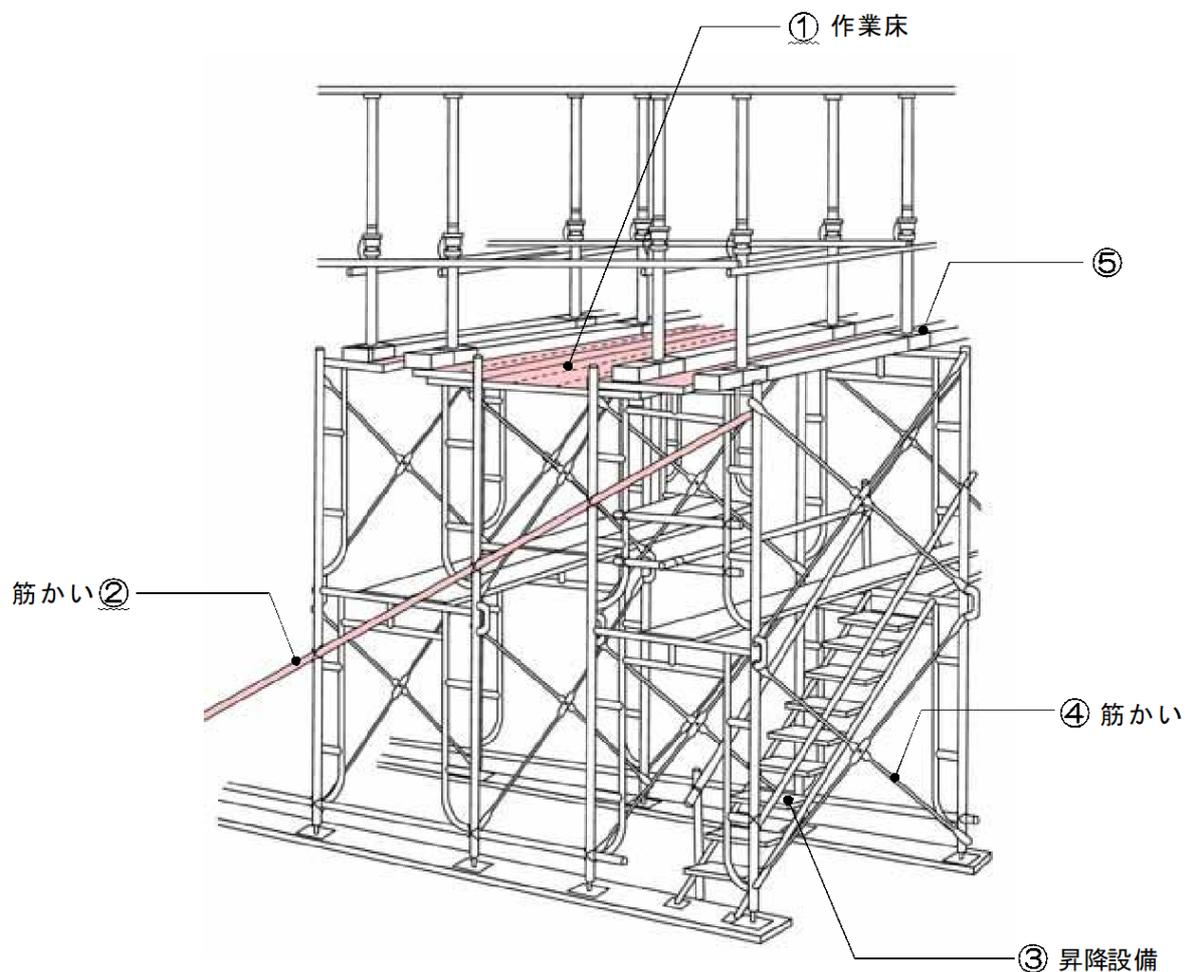
(1) 型枠支保工／ウ. 型枠構台

P146

型枠足場を構台として用いる場合には、その上部に設けられる支保工との荷重バランスを考慮することが必要です。

■チェックポイント

- ★①型枠足場の上部に作業床を設けているか。 (安衛則 518)
- ★②全体に筋かいを設けているか。 (安衛則 242)
 - ③高さ 1.5m を超える箇所へは昇降設備を設けているか。 (安衛則 526)
 - ④枠組足場のブレースは完全に入れているか。
 - ⑤枠組足場の主柱に荷重がかかるようになっているか。



■チェックポイント(参考)

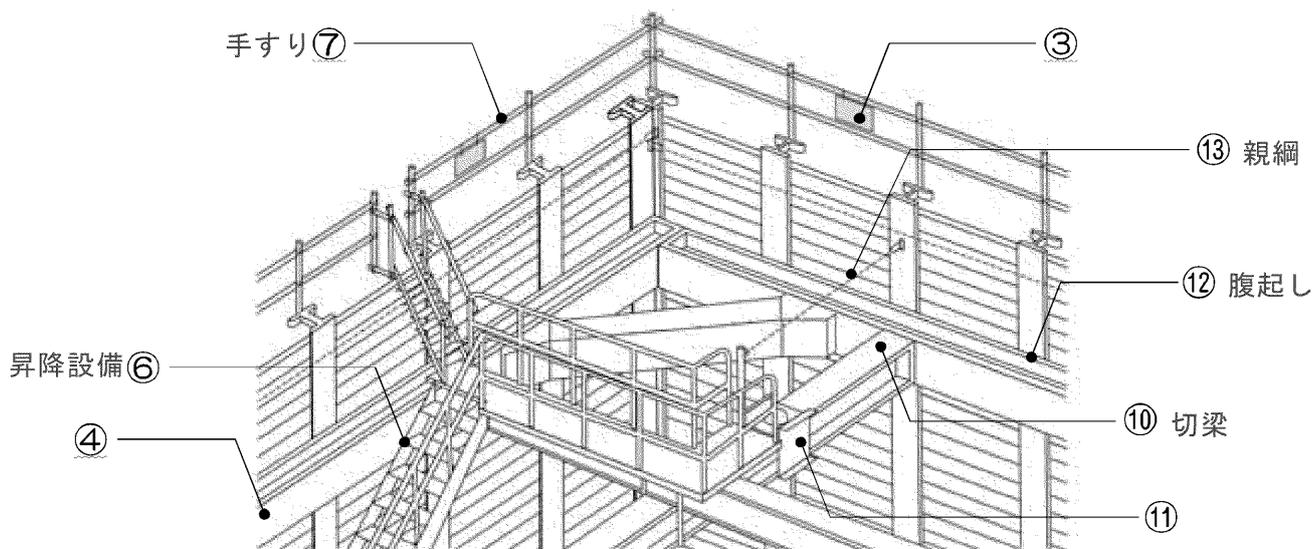
□筋かいの設置

- 端部と中間部の5 枠以内ごとに、交差しない建枠がないように筋かいを設けて、専用の金具で建枠に固定する。

地山の崩壊や過大な変形を防止し、掘削地盤及び周辺地盤の安定を保つために設ける仮設物のことをいいます。

■チェックポイント

- ①組立図を作成し、当該組立図等に沿って組み立てているか。(安衛則 370)
- ★②組立解体作業には作業主任者を選任しているか。(安衛則 374)
- ★③組立解体作業区域には関係者以外の立入禁止措置がとられているか。(安衛則 372)
- ★④支保工の材料は著しい損傷、変形または腐食のないものを使用しているか。(安衛則 368)
- ⑤設置後 7 日を超えない期間ごと、また中震以上の地震あるいは大雨後等に点検し、異常を認めた場合は直ちに補強・補修を行っているか。(安衛則 373)
- ⑥昇降設備を設けているか。(安衛則 526)
- ★⑦土止め周囲には適切な手摺があるか。(安衛則 519)
- ⑧開口部の近くに土砂、重量物等を置いていないか。
- ⑨土止めの変位を常に監視しているか。(安衛則 373)
- ⑩切梁上に建設資材等を載せていないか。
- ⑪切梁等圧縮材の継手は突合せ継手としているか。(火打ちを除く。)(安衛則 371)
- ⑫切梁^{※1}、腹起し^{※2}は脱落を防止するため、矢板^{※3}、杭等に確実に止めているか。(安衛則 371)
- ⑬切梁等に作業通路又は親綱を設置しているか。(安衛則 519)



※1：切梁（きりばり）：腹起しを突っ張るように設ける水平材。

2：腹起し（はらおこし）：矢板などが土圧等で膨れ出したり、倒れたりしないように押さえるために用いる横材。

3：矢板（やいた）：土留や止水のために地中に打ち込む木材の厚板あるいは鉄板状の杭。

■チェックポイント(参考)

□組立解体に伴う作業主任者の選任

- 切梁、腹起しの取付、取外作業を行う場合は、作業主任者を選任する。

□関係者以外立入禁止の措置

- 組立解体作業区域への関係者以外の立入を制限するため、高さ 1.8m 以上の仮囲い等の設置を行う。

(3) 掘削作業(明り掘削)

P148

地山の掘削のための作業(たて坑の掘削含む)であって、ずい道の掘削、採石法に規定する岩石の採取のための掘削は除きます。

「地下埋設物の事故防止マニュアル(中部地整)」に基づく対策を確実に実施すること。

「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(平成27年6月29日基安安発第0629号第1号)」に基づく対策を実施すること。

■チェックポイント

★①地山掘削の前に次の事項について調査を行っているか。

1.形状、地質及び地層の状態 2.亀裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態

3.埋設物の有無及び状態 4.高温のガス及び蒸気の有無及び状態

(安衛則 355)

②2.0m以上の地山の掘削作業では作業主任者を選任しているか。

(安衛則 359)

③作業開始前、中震以上の地震及び大雨後等に、浮石及び亀裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検しているか。

(安衛則 358)

④埋設物等による危険の防止の措置を講じているか。

(安衛則 362)

★⑤地山の崩壊等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場合は、土止め支保工を設け、防護網を張り、立入禁止措置を行っているか。

(安衛則 361)

⑥作業を安全に行うため、必要な照度を保持しているか。

(安衛則 367)

⑦法肩の近くに土砂、重量物等を置いていないか。

⑧掘削は安全な勾配か。

(安衛則 534)

⑨浮石及び亀裂はないか。

(安衛則 534)

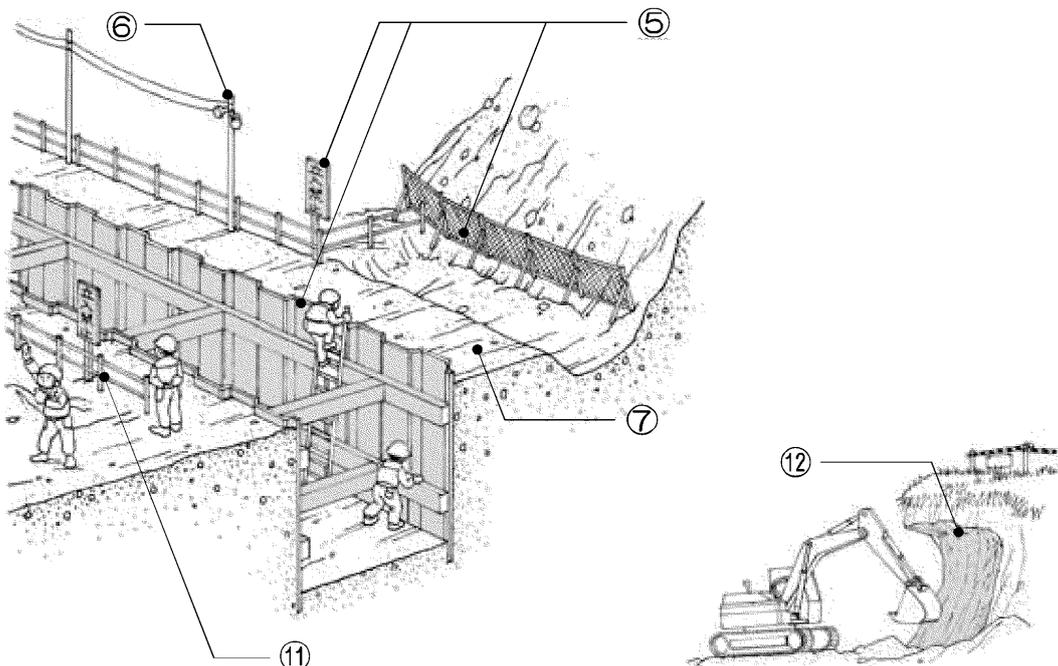
⑩排水設備、表面排水処理は十分か。

(安衛則 534)

⑪立入禁止の柵、手摺を設けているか。

⑫スカシ掘りをしていないか。

(安衛則 534)



4. 車両系建設機械等災害防止

(1) 整地・運搬・積込み用機械

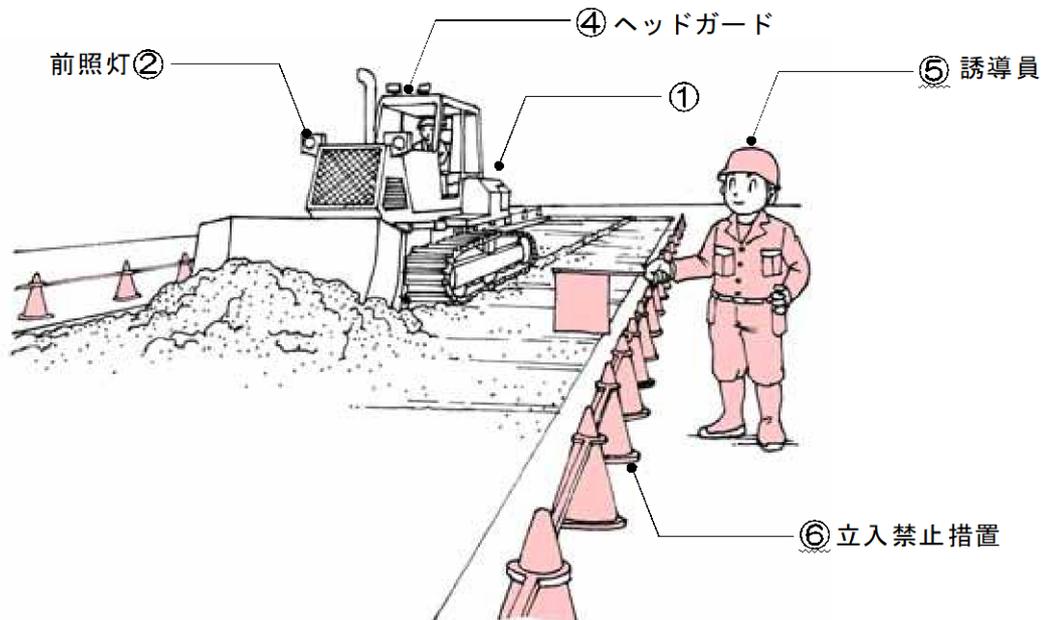
P149

車両系建設機械とは、労働安全衛生法施工令別表第7に掲げる機械で、動力を用いかつ、不特定の場所に自走が可能なものを言います。

この内、ブルドーザー※1、モーターグレーダー※2、トラクターショベル※3、ずり積み機※4、スクレーパー※5、スクレープドーザー※6等が対象となります。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。(安衛則 162)
- ②前照灯は設置されているか。(安衛則 152)
- ③運転席を離れる時はブレードを下げ、キーを抜き、走行ブレーキをかけているか。(安衛則 160)
- ④ヘッドガードに損傷、曲り等の異常はないか。(安衛則 153)
- ★⑤転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。(安衛則 157、158)
- ★⑥作業員を機械の周囲へ立入らせていないか。(安衛則 158)



- ※1：ブルドーザー：岩石処理から道路、民間宅地工事等の整地、土砂押し出し作業に使用する機械。
- 2：モーターグレーダー：広場、道路等の路盤を平らに削ったり、骨材を敷き直したり、また土の層を混合させたりする機械。
- 3：トラクターショベル：作業装置部分が走行装置部分に対して原則旋回ができない土砂等をすくい上げる機械。
- 4：ずり積み機：鉱山やトンネル工事等のずい道建設工事のずり積みで使用する機械。レールを走行する車輪式と、クローラー式、ホイール式がある。
- 5：スクレーパー：掘削・運搬・敷きならしの作業を一貫して行うことができ、大規模な土地の造成に使われる機械。
- 6：スクレープドーザー：スクレーパーと同様の機構をクローラー式のトラクターにくっつけた機械。スクレーパーの入れないような軟弱地盤で用いられるもの。

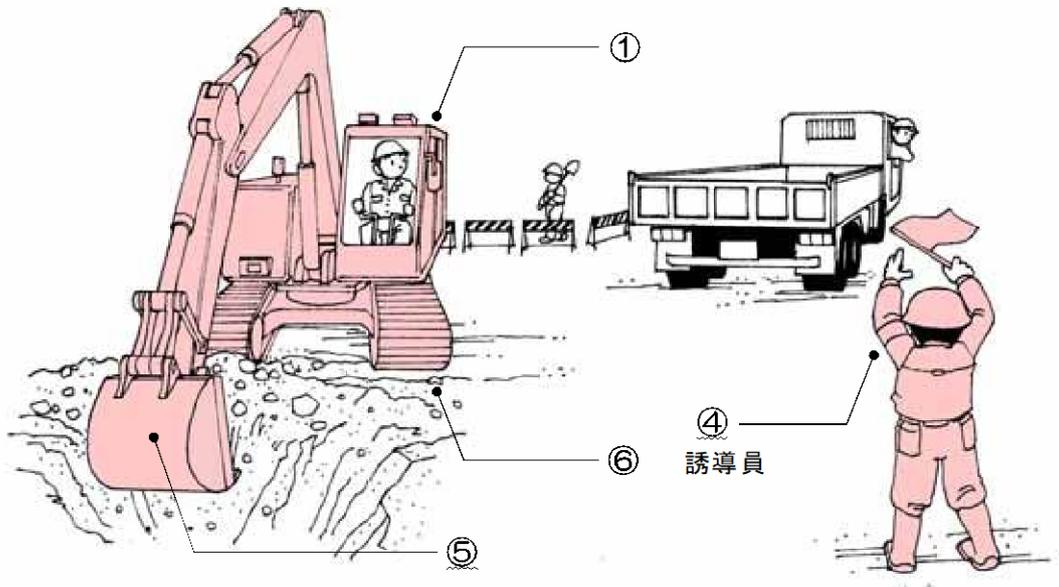
(2) 掘削用機械

P150

掘削用機械としては、主にパワーショベル※¹、ドラグショベル※²、ドラグライン※³、クラムシェル※⁴、バケット掘削機※⁵、トレンチャー※⁶等が該当します。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。(安衛則 162)
- ②運転席を離れる時はバケットを下げ、キーを抜き、走行ブレーキをかけているか。(安衛則 160)
- ③旋回する周囲に作業員が立ち入っていないか。
- ★④立入禁止の措置又は誘導員の配置はよいか。(安衛則 158)
- ★⑤主たる用途外の使用(荷の吊り上げ等)をしていないか。(安衛則 164)
- ⑥法面等の作業時に地盤の確認をしているか。



-
- ※1：パワーショベル：バケットが上向きについており、主に地平面より上の掘削に使う機械。
 - 2：ドラグショベル：通称：バックホー、ユンボ(商標)。バケットが下向きについた機械。
 - 3：ドラグライン：ショベル系の建設機械の本体にドラグラインバケットを付けた機械。
 - 4：クラムシェル：ショベル系建設機械の本体にクラムシェルバケットを取り付けたもので、地表面下の柔らかい土や破碎された岩石等の掘削に用いられる機械。
 - 5：バケット掘削機：バケットが回転して掘削、積込みを連続して行うことができる機械。
 - 6：トレンチャー：連続して一定幅の溝を掘ることができ、インフラ用の各種敷設管(ガス・水道・通信・電力等)の埋設用溝掘りに用いられる機械。

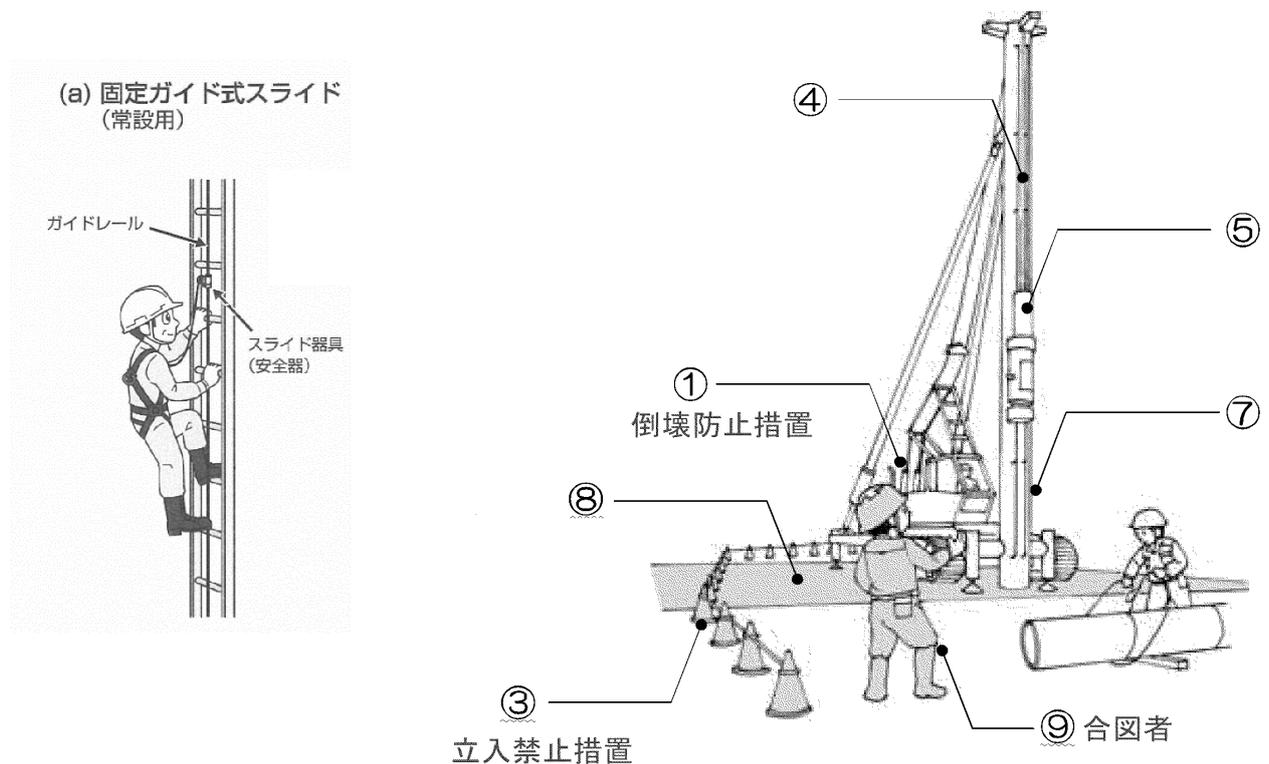
(3) 基礎工事用機械

P151

基礎工事用機械としては、主にくい打機、くい抜機、アースドリル^{※1}、リバースサーキュレーションドリル^{※2}、せん孔機^{※3}、アースオーガー^{※4}等が該当します。

■チェックポイント

- ① 運転席以外の所に作業員を乗せていないか。 (安衛則 162)
- ② リーダ^{※5}への昇降は親綱を設置し墜落制止用器具を使用しているか。 (安衛則 521)
- ★③ 危険箇所の立入禁止措置は適切か。 (安衛則 187)
- ④ ワイヤロープに変形、摩擦等の損傷はないか。 (安衛則 174)
- ⑤ ハンマ吊上装置に異常はないか。 (安衛則 186)
- ⑥ 巻上げ装置に荷重をかけたまま運転席を離れていないか。 (安衛則 186)
- ⑦ 機械は安定した場所に水平に据え付けているか。 (安衛則 173)
- ★⑧ 敷鉄板等を使用して倒壊防止をしているか。 (安衛則 173)
- ★⑨ 合図者を指名し決められた合図を行っているか。 (安衛則 189)



※1：アースドリル : ロッドの先端に取り付けたドリリングバケットを回転させ、土砂を上方に巻き上げ排出しながら削孔する機械。

※2：リバースサーキュレーションドリル：水の静水圧で孔壁を保持し、ノーケーシングにより掘削する機械。

※3：せん孔機 : アンカー工事や発破作業のためのせん孔作業を行う機械。(クローラドリルともいう。)

※4：アースオーガー : オーガヘッドを付けたスクリューを回転させながら、地面に穴をあける機械。

※5：リーダ : アースドリル等をガイドする機械。

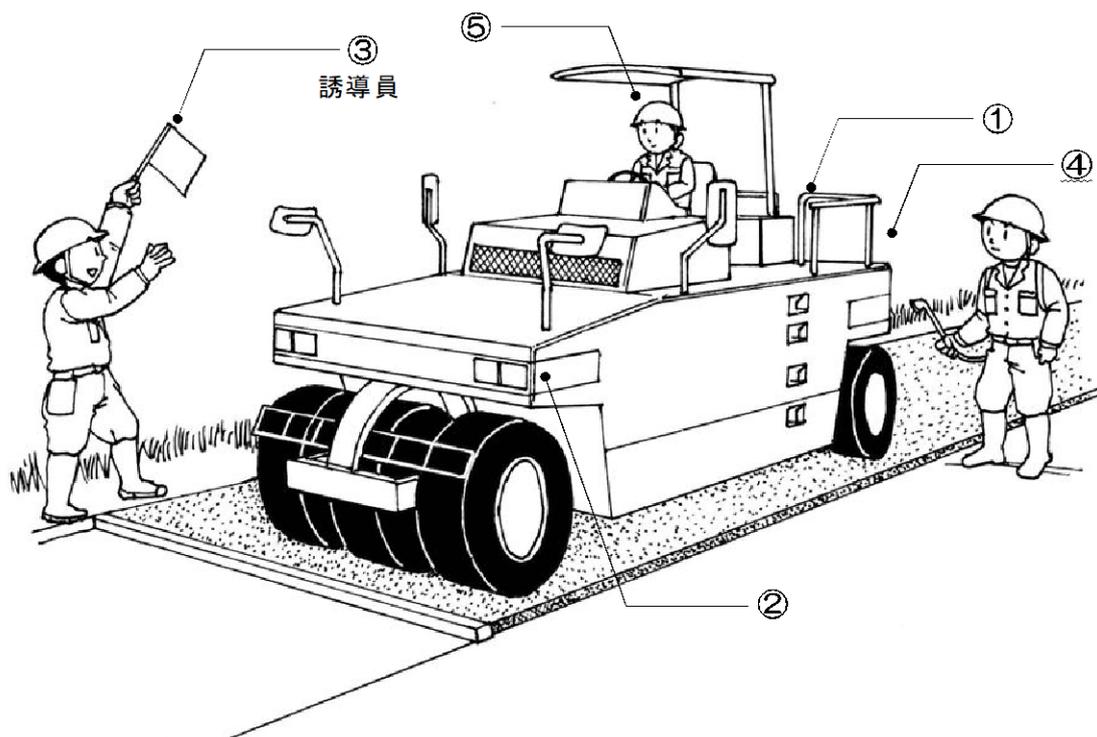
(4) 締固め用機械

P152

締固め用機械には、主にローラ車が該当します。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。 (安衛則 162)
- ②走行ランプ、警報器に異常はないか。 (安衛則 152)
- ③転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。 (安衛則 157、158)
- ★④機械の周囲(死角)に作業員が立ち入っていないか。 (安衛則 158)
- ⑤運転席を離れる時はキーを抜き、ブレーキをかけているか。 (安衛則 160)



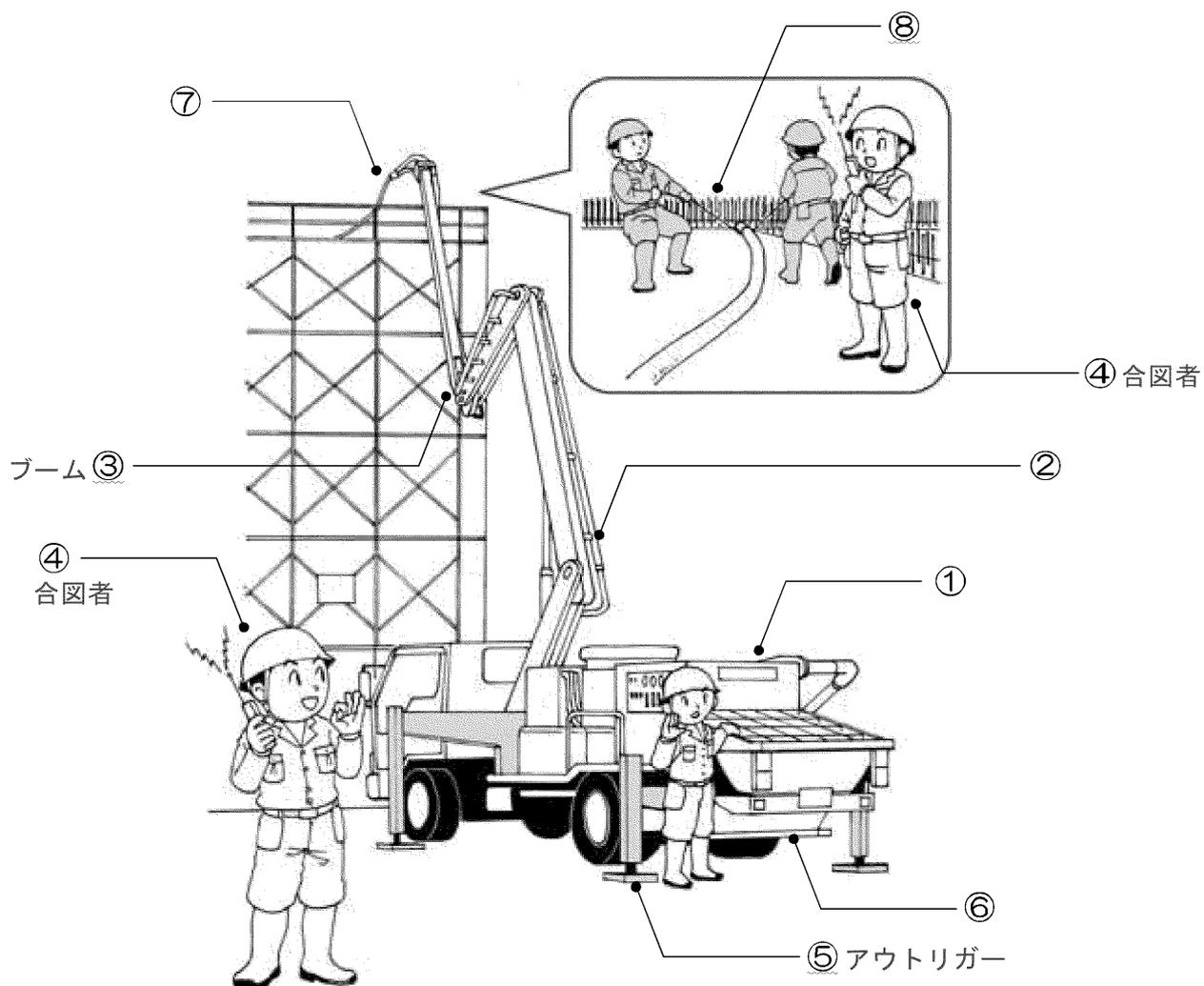
(5) コンクリート打設用機械

P153

コンクリート打設用機械には、主にコンクリートポンプ車が該当します。

■チェックポイント

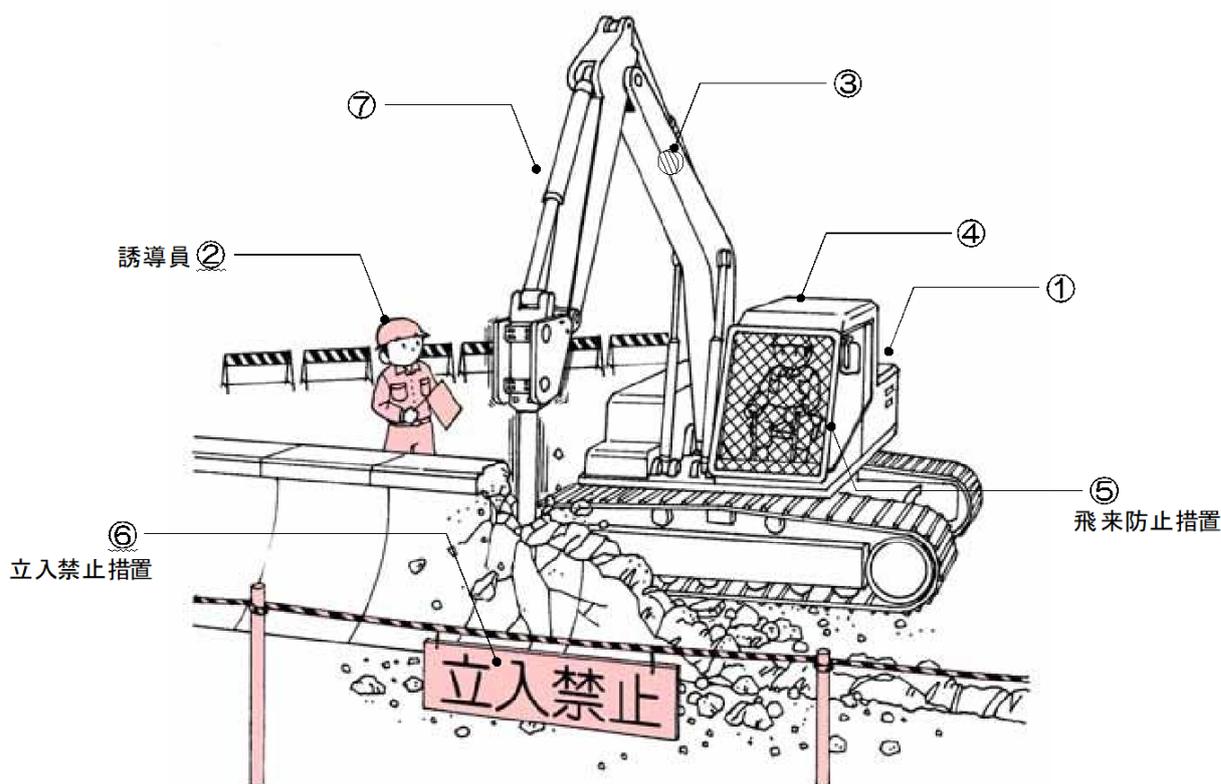
- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。 (安衛則 162)
- ②ホースの脱落、振れ防止の措置は適切か。 (安衛則 171 の2)
- ★③ブームの下で作業をしていないか。
- ④運転者とホース先端作業員との合図は適切か。 (安衛則 171 の2)
- ★⑤アウトリガーは最大に張り出しているか。
- ⑥機械は安定した場所に水平に据え付けているか。
- ⑦ブームで荷を吊り上げていないか。 (安衛則 164)
- ★⑧コンクリート吹き出し部へ作業員が立ち入っていないか。 (安衛則 171 の2)



解体用機械としては、主にブレーカ^{※1}が該当します。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。 (安衛則 162)
- ★②転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。 (安衛則 157,158)
- ③前照灯は設置しているか。 (安衛則 152)
- ④運転席を離れる時はブレーカを下げ、キーを抜き、走行ブレーキをかけているか。 (安衛則 160)
- ⑤運転席の前面には強化ガラスを使用し又は飛来防止措置を行っているか。
- ★⑥作業区域に立ち入り禁止措置を行っているか。 (安衛則 171 の 4)
- ⑦悪天候時には作業を中止しているか。 (安衛則 171 の 6)



※1：ブレーカ : パワーショベル等の作業装置であるバケットを、主にコンクリート構造物の解体や、道路工事での舗装盤の破碎等に用いるブレーカユニットを取り付けたもの。

5. クレーン等災害防止

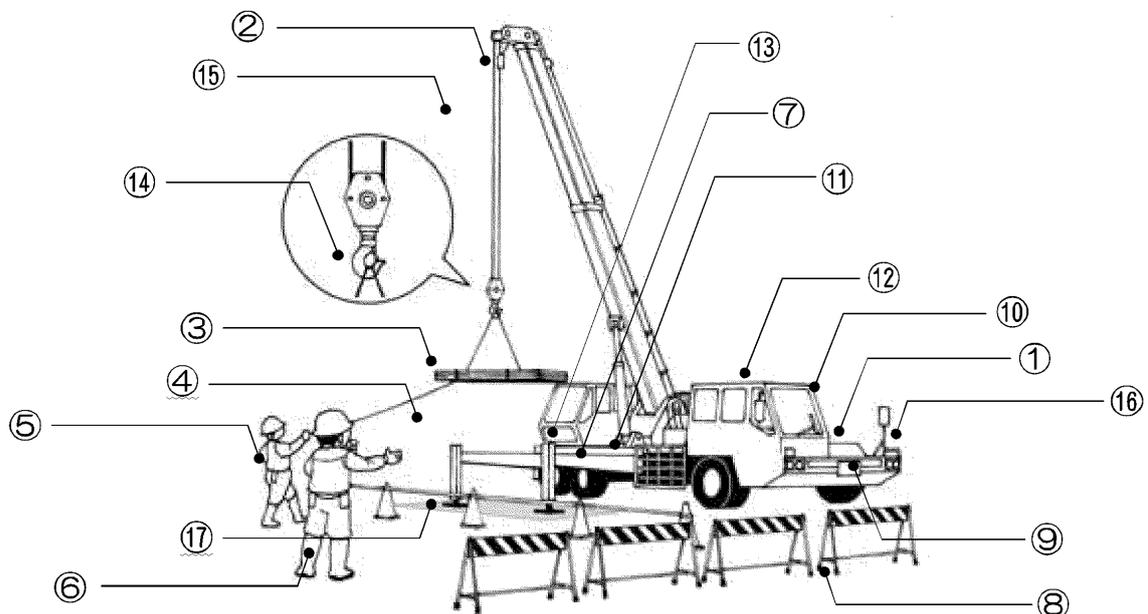
(1) 移動式クレーン作業

P155

移動式クレーン作業を行う場合は、主に地形及び地質等を考慮した転倒防止及び危険箇所への立入禁止措置を実施することが必要です。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。(安衛則 162)
- ②巻過防止装置は有効に作動するか。(移ク構規 24)
- ③吊荷は定格荷重を超えていないか。
- ★④吊荷の下に立ち入っていないか。
- ⑤長尺物にはかいしゃくロープを使用しているか。
- ⑥合図者を配置しているか。
- ⑦アウトリガーは最大に張り出しているか。(クレーン則 70 の 5)
- ⑧立入禁止措置を行っているか。(クレーン則 74,74 の 2)
- ⑨車体を水平に設置しているか。
- ⑩過負荷防止装置を正しくセットしているか。(移ク構規 27)
- ⑪旋回警告灯及び旋回アラームは正しく作動するか。
- ⑫外部表示灯を設置しているか。
- ⑬定格荷重を表示しているか。(クレーン則 70 の 2)
- ⑭フックの外れ止めは有効に作動するか。(クレーン則 20 の 2)
- ⑮強風時(10 分間平均風速が 10m/s 以上の風)には作業を中止しているか。(クレーン則 74 の 4、基発第 309 号)
- ⑯運転者は荷を吊った状態で運転席から離れていないか。(クレーン則 75)
- ★⑰軟弱な地盤では敷鉄板を使用しているか。(クレーン則 70 の 3)



■主たる用途以外の使用(荷の吊り上げ作業)の制限(安衛則 164)

パワーショベルによる荷の吊り上げ等、車両系建設機械を当該機械の主たる用途以外に使用することは禁止されています。

しかし、以下の2点を満たす場合においてのみ、吊り上げ作業(旋回、走行)を行うことができます。

1.作業の性質上、以下の事柄等のやむを得ないとき、又は安全な作業の遂行上必要なとき

- ①土砂崩壊による危険を少なくするため、一時的に土止め用矢板・ヒューム管等を吊り上げる作業。
- ②移動式クレーンを搬入して作業すると、作業場所がより錯綜して危険が増す場合の作業。

2.安全確保措置として、以下の事項全ての措置ができており

- ①作業開始前にフック等の点検を実施する。
- ②玉掛用つりチェーンを使用する際は、以下の事柄の措置ができていないこと。
 - ・安全係数 5 または 4 以上である。
 - ・切断荷重の 2 分の 1 の荷重で引張った場合、その伸びが 0.5%以下である。
 - ・リンク断面の直径の減少が 10%以下である。
 - ・亀裂がない。
- ③玉掛用ワイヤロープを使用する際は、以下の事柄の措置ができていないこと。
 - ・安全係数 6 以上である。
 - ・素線の切断 10%未満である。
 - ・直径の減少が 7%以下である。
 - ・キンク、型崩れ、腐食がない。
- ④旋回は低速運転で行う。
- ⑤運転者資格は、車両系建設機械の技能講習か特別教育修了者である。
- ⑥立入禁止区域が指定してある。
- ⑦平坦な場所での作業である。
- ⑧合図者を指名する。
- ⑨最大荷重は 1 トン未満(平積み $m^3 \times 1.8t$ 未満)
- ⑩控えロープを取り付ける。
- ⑪玉掛者資格(玉掛技能講習修了者、特別教育修了者)が従事する。
- ⑫以下に該当するフックがあること。
 - ・十分な強度(安全係数 5 以上)
 - ・外れ止め装置
 - ・溶接による取付

■主たる用途以外の使用(土止め支保工の組立・解体作業)の制限(安衛則 164)

地山の掘削作業に伴う土止め支保工の組立・解体作業時に、掘削した機械を用いて土止め支保工の部材の打ち込み・引抜き作業ができるのは、次の2点を満たす場合です。

1.労働者に危険を及ぼす恐れがないとき

2.安全確保措置として、以下の事項全ての措置ができているとき

- ①作業方法と手順を定め、関係者に周知する。
- ②機器の設定を適切に行う。
- ③作業開始前の点検を実施する。
- ④立入禁止箇所を以下の事柄に留意して定める。
 - ・機械との接触の恐れのある範囲
 - ・機械が転倒した場合に影響のある範囲
 - ・土止用部材が落下、転倒した場合に影響のある範囲
- ⑤作業指揮者を指名する。
- ⑥合図者を指名する。
- ⑦フックの取付を以下の事項に留意して行う。
 - ・十分な強度
 - ・溶接による取付
 - ・損傷しない位置
- ⑧フックと土止用部材の確実な連結

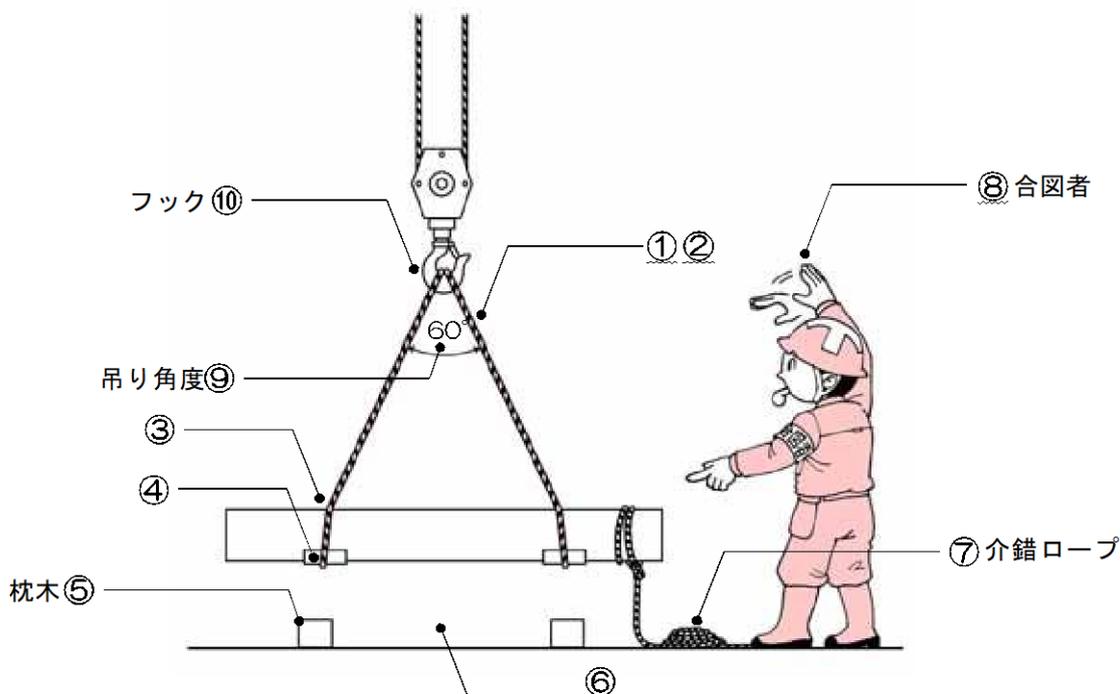
(2) 玉掛作業

P156

玉掛用具は、吊り下げる荷の重量、形状に最も適した安全なものを選定することが必要です。

■チェックポイント

- ★①玉掛ワイヤに形くずれ、素線切れ等の損傷はないか。 (クレーン則 215)
- ★②1本吊りをしていないか。
 - ③地切りをし、吊り荷の安定を図っているか。
 - ④荷の鋭角部にあて物をしているか。
 - ⑤枕木を設けているか。
- ★⑥吊り荷の下に作業員が立ち入っていないか。
 - ⑦長尺物にはかいしゃくロープを使用しているか。
- ★⑧合図者を配置しているか
 - ⑨吊り角度は 60° 以内になっているか。
 - ⑩フック、シャックル^{※1}等の金具に変形、亀裂はないか。 (クレーン則 217)



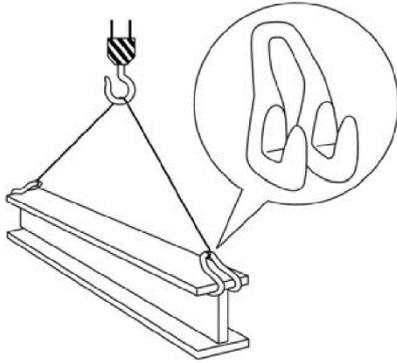
※1：シャックル : ワイヤロープに他のものを取りつけるための道具。

■チェックポイント(参考)

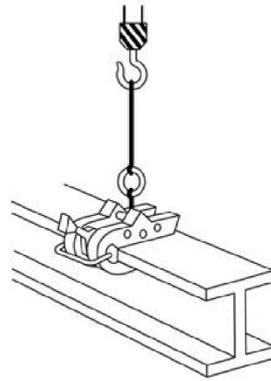
□原則禁止の玉掛作業

- 玉掛作業のうち、一箇所吊り等、原則禁止の作業は、以下のとおりである。

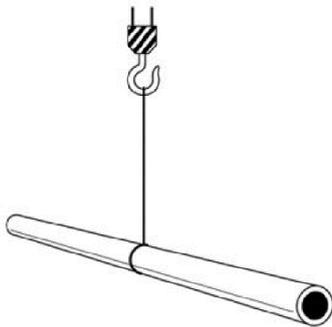
●ハッカーによる吊り上げ



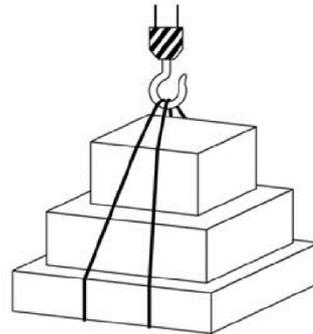
●吊りクランプ1個による吊り上げ



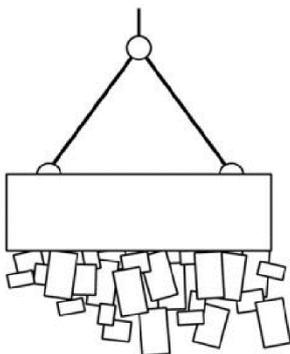
●一箇所吊り



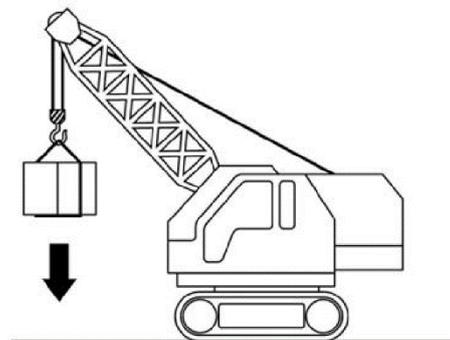
●結束されていない複数の荷



●リフティングマグネット等



●自由落下



使用してはいけない玉掛用具には、素線の切断、キンク、著しい型崩れなどが生じたワイヤロープがあります。

■チェックポイント

- ①1 よりの間で、素線数の 10%以上の素線が切断したものを使用していないか。 (クレーン則 215)
- ★②キンクしたものを使用していないか。 (クレーン則 215)
- ③サツマ部分の素線が切断や損傷したものを使用していないか。 (クレーン則 215)
- ④直径の減少が公称径の 7%をこえたものを使用していないか。 (クレーン則 215)
- ★⑤著しい形くずれや腐食のあるものを使用していないか。 (クレーン則 215)

1 よりの間で素線数の 10%以上の素線が切断したもの



キンクしたもの



サツマ部分の素線が切断や損傷したもの



直径の減少が公称径の 7%を超えたもの



著しい形くずれや腐食があるもの



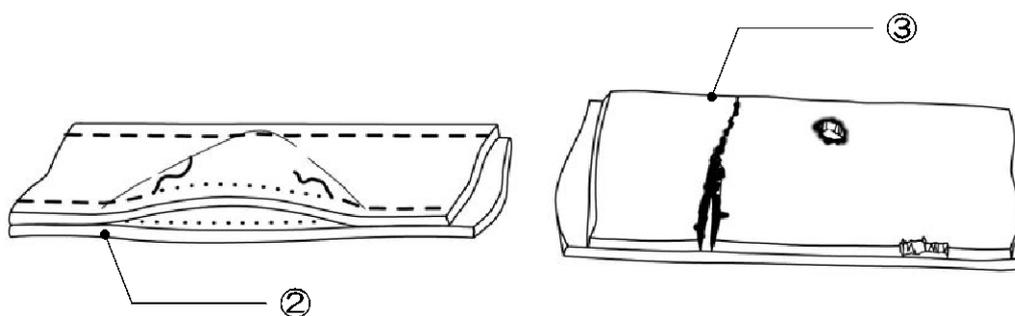
(3) 玉掛用具／イ. 繊維ロープ又は繊維ベルト

P157

使用してはいけない玉掛用具には、合系の切断、切り傷、著しい汚れなどが生じた繊維ベルト等があります。

■チェックポイント

- ★①ストランド※¹が切断しているものを使用していないか。 (クレーン則 218)
- ★②著しい形くずれや腐食のあるものを使用していないか。 (クレーン則 218)
- ③著しい汚れ、変色があるものを使用していないか。

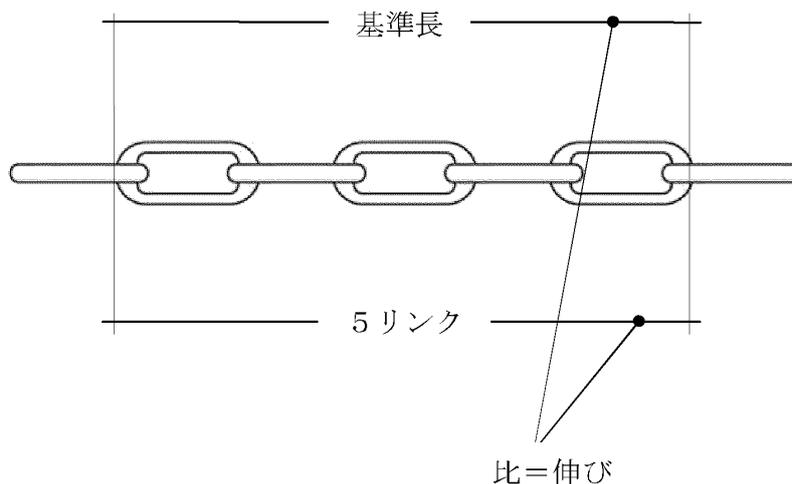


※1：ストランド : 1本の棒状のロープ、例えば押し出しにより製造したなわ跳びの合成樹脂製ロープのようなもの。
断面は主として円形。

使用してはいけない玉掛用具には、亀裂、著しい変形などが生じたチェーンがあります。

■チェックポイント

- ①伸びが製造時の5%以上のものを使用していないか
(5リンクの長さを基準長とする)。 (クレーン則 216)
- ②リンク断面の直径の減少が製造時の10%をこえるものを使用していないか。 (クレーン則 216)
- ★③亀裂があるものを使用していないか。 (クレーン則 216)
- ★④著しく変形したものを使用していないか。



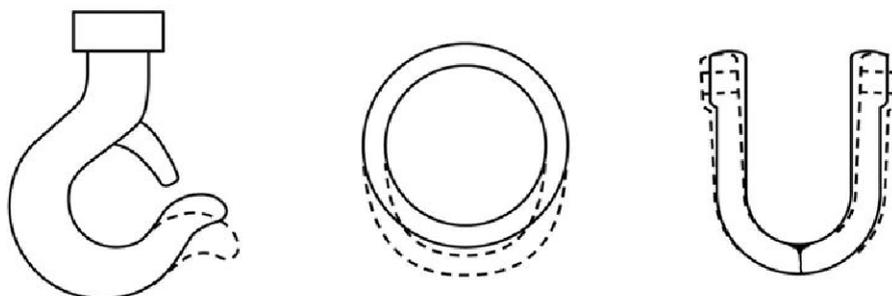
(3) 玉掛用具／エ.フック、リング、シャックル等

P157

使用してはいけない玉掛用具には、変形、亀裂、著しい磨耗などが生じたフックやリング等があります。

■チェックポイント

- ★①変形しているもの(口の開いたフック、楕円形となったリング、広がったシャックル)を使用していないか。 (クレーン則 217)
- ★②亀裂のあるものを使用していないか。 (クレーン則 217)
- ③磨耗の著しいものを使用していないか。



6. 電気災害防止

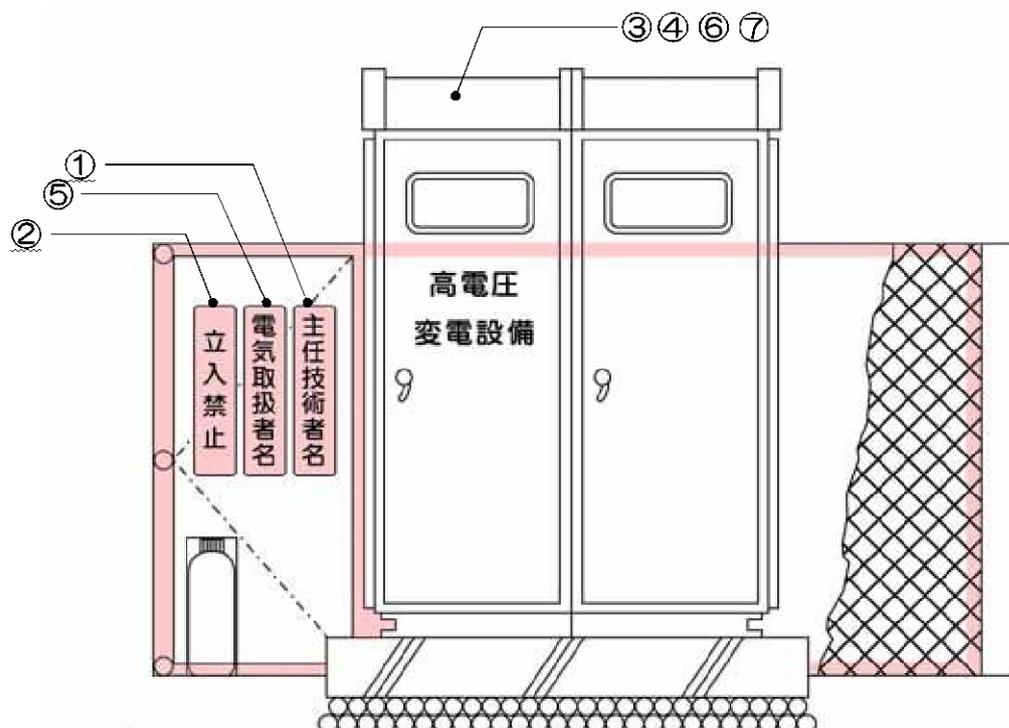
(1) 変電設備

P158

受変電設備は、関係者以外の立入りを禁止した囲いを設け、安全面に十分配慮することが必要です。

■チェックポイント

- ★①主任技術者の氏名を明示しているか。 (電事法 43)
- ★②立入禁止の囲いを設け、関係者以外の立入禁止を明示しているか。 (安衛則 329)
- ③電気機械器具の囲い等について、毎月 1 回以上、損傷の有無の点検を行っているか。 (安衛則 353)
- ④屋外に設置する場合は防水型としているか。
- ⑤主任技術者が兼務の場合は、その代理者、一般用電気工作物の場合は、電気取扱者を明示しているか。
- ⑥感電又は誤操作による危険を防止するため、必要な照度を確保しているか。 (安衛則 335)
- ⑦法令で定められた点検(日常点検週 1 回、定期点検年 1 回)をしているか。 (電事法 42)



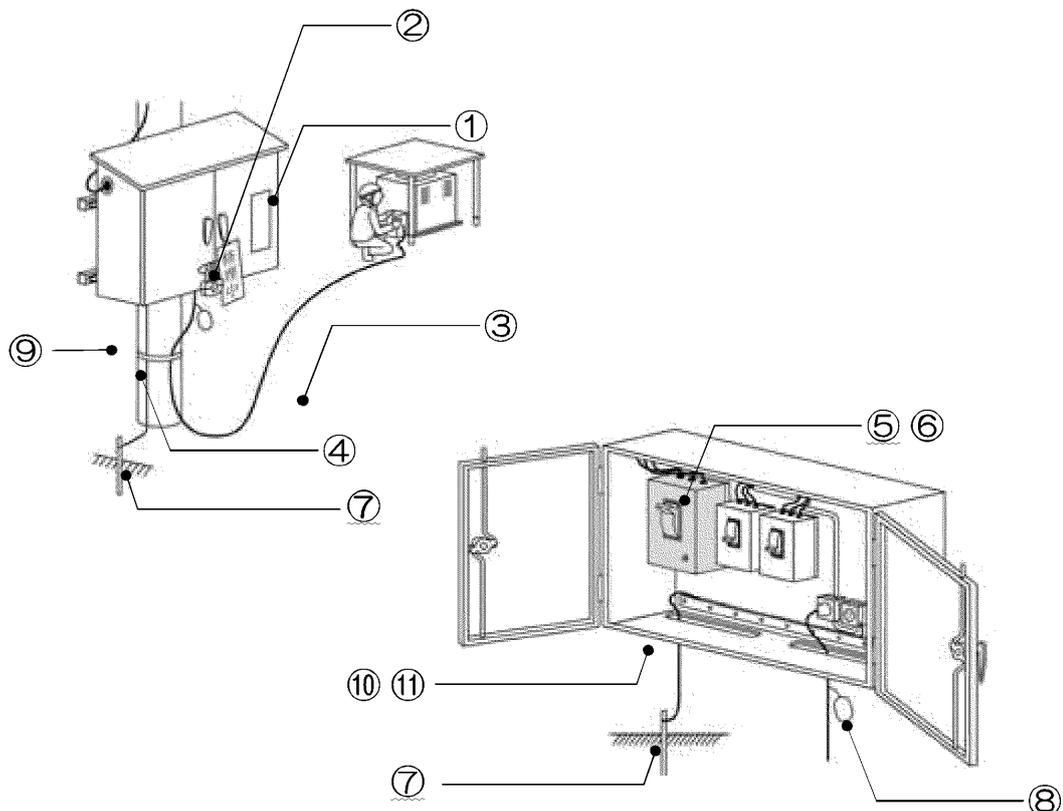
(2) 分電盤、漏電しゃ断機

P159

分電盤、漏電しゃ断機は、適切な取扱責任者を置き、関係者以外が容易に触れることができないよう管理を行うことが必要です。

■チェックポイント

- ①取扱責任者を決めているか。
- ②機械等修理中は”修理中”の表示をし、鍵をかけているか。 (安衛則 339)
- ③分電盤の前に材料等を置いていないか。
- ④ケーブルの下部の貫通部を通して配線しているか。
- ★⑤漏電しゃ断機は正常に作動するか。 (安衛則 333)
- ⑥二重絶縁構造になっている機器以外は、漏電しゃ断機を取付けているか。 (安衛則 334)
- ★⑦アースは正常に接続されているか。 (安衛則 333、電技基 28)
- ⑧回路表示をしているか。
- ⑨分電盤の設置高さは、現場内 1m 以上、公道に面した場所 2.5m 以上としているか。
- ⑩定期的に接地抵抗値を測定し記録しているか。
- ⑪法令で定められた点検(使用前点検、囲い等の点検毎月 1 回以上)を実施しているか。 (安衛則 352、353、電事則 76)



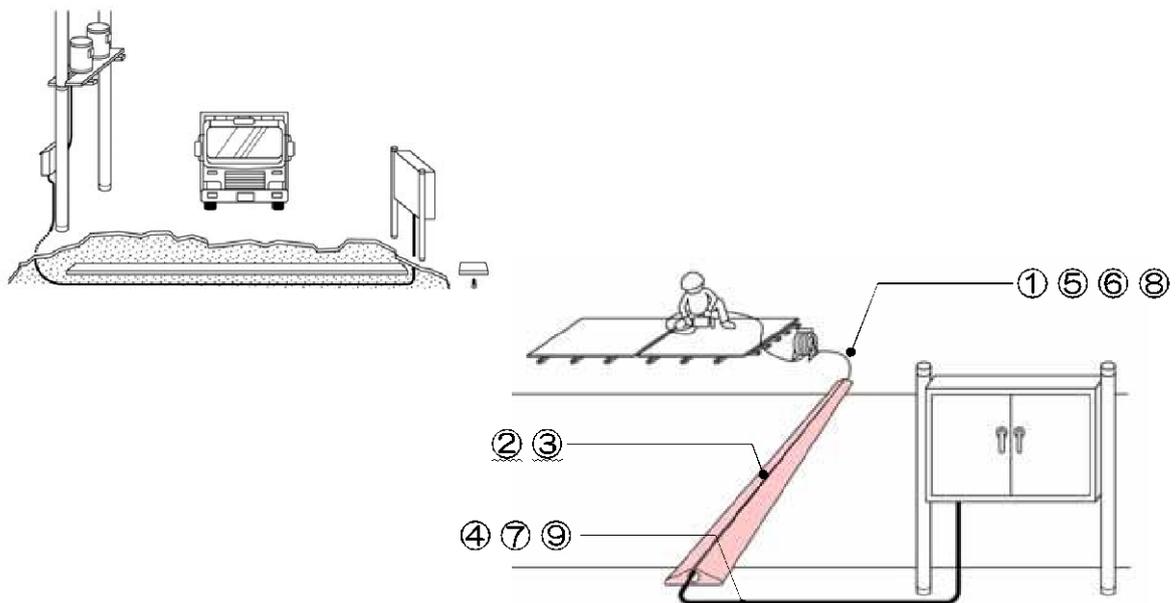
(3) 仮設移動電線

P160

離れた場所から通路上等に配線する仮設移動電線は、その上部や付近を通行するものから適切に防護し、損傷のないように管理することが必要です。

■チェックポイント

- ①電線が高熱物に接していないか。
- ★②通路上に配線した移動電線は適切な防護がされているか。 (安衛則 336)
- ★③電線の被覆に損傷はないか。 (安衛則 336、352)
- ④移動電線には、2種以上のキャブタイヤケーブル^{※1}以上のものを使用しているか。 (電技基 206、229)
- ⑤作業床上にはわせた電線の上には重量物をおいていないか。
- ⑥作業員が作業し、通行する場所から側面 60cm 以内又は高さ 2m 以内にある配線及び移動電線には防護を行っているか。 (安衛則 336)
- ⑦湿潤な場所では防水効果のある電線及び接続器を使用しているか。 (安衛則 337)
- ⑧活線の末端を露出したまま放置していないか。
- ⑨法令で定められた点検(使用前点検)を実施しているか。 (安衛則 352)



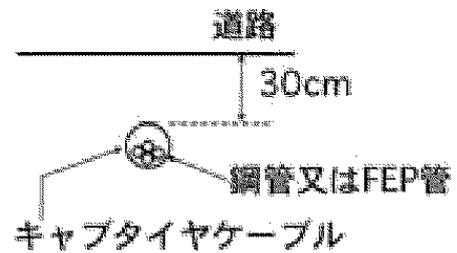
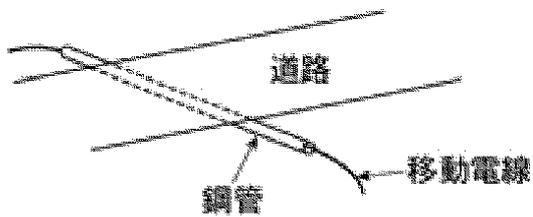
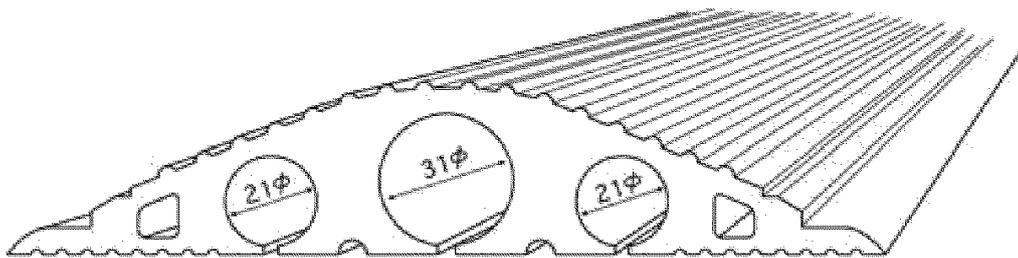
※1：キャブタイヤケーブル : 丈夫で水に強く建設現場で一般的に使われる電線。軟銅の「より線」を紙テープで巻き、その上をゴム混合物で被覆したもの。
なお、似た構造のものに「キャブタイヤコード」があるが、使用電圧が 300V 以下と決められている。

■チェックポイント（参考）

□通路上の移動電線の設置

- 仮設の配線又は移動電線を通路面に使用してはならない。

ただし、その上を車両等が通過することにより絶縁被覆が損傷しないよう防護覆を装着したり、ダクト内等に収める方法等により損傷防護の装着又は通路面の側端に配置したりする場合は使用できる。



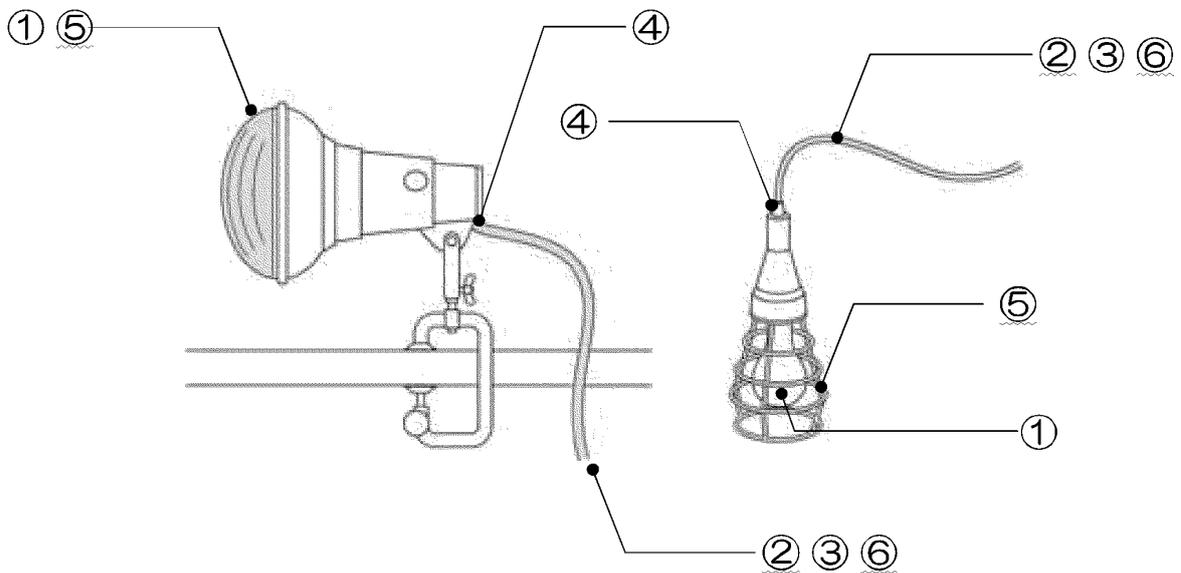
(4) 照明設備

P161

照明設備は、電球やソケットの破損、配線の損傷等の使用上の不具合がないよう、管理することが必要です。

■チェックポイント

- ①電球やソケットが破損していないか。
- ★②配線の被覆に損傷はないか。
- ③キャブタイヤをロープ代わりに使用していないか。
- ④電線接続部が加熱しているところはないか。
- ★⑤手持型又は吊下げ型電灯にはガードが確実に取り付けられているか。 (安衛則 330)
- ★⑥キャブタイヤは劣化、亀裂、損傷等のないものを使用し、平行ビニール線は使用していないか。
- ⑦明暗差が大きく作業上危険である水平灯光は使用していないか。



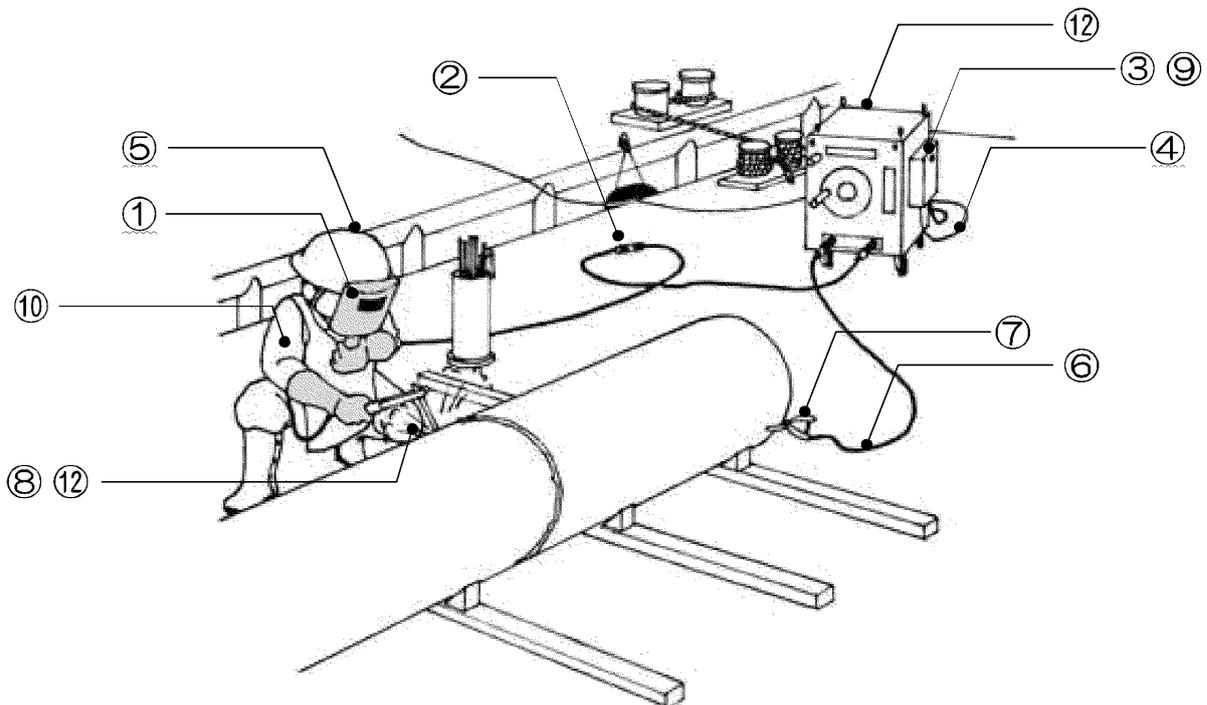
(5) アーク溶接作業

P162

アーク溶接は、漏電や絶縁被覆の損傷、老化等による感電が起こらないよう、使用前の点検等を十分に行うことが必要です。

■チェックポイント

- ★①しゃ光面、保護手袋、保護マスク（呼吸用保護具）、エプロン等の保護具の使用は適切か。
- ②道路面のころがし配線は養生しているか。
- ③自動電撃防止装置等について、使用開始前点検を行っているか。 (安衛則 352)
- ★④アースを確実に接続しているか。 (安衛則 333)
- ★⑤アーク溶接の作業は特別教育修了者が行っているか。 (安衛則 36)
- ⑥絶縁被覆が損傷又は老朽していないか。 (安衛則 336)
- ⑦アースクランプは溶接点の近くに確実に接続しているか。
- ⑧作業中止時ホルダーに溶接棒を挟んだまま放置していないか。
- ⑨高さ 2m 以上の箇所で行う場合は、自動電撃防止装置を使用しているか。 (安衛則 332)
- ⑩湿った場所や身体で作業していないか。
- ⑪火花で飛散防止並びに消火設備を設置しているか。
- ⑫溶接棒ホルダーは JIS 規格に適合するもの又は同等以上の絶縁効力と耐熱性を要するものを使用しているか。 (安衛則 331)
- ⑬法令で定められた点検を実施しているか。 (安衛則 352)
- ⑭作業者にじん肺健康診断を受診させているか。 (じん肺法 8)



■チェックポイント(備考)

□しゃ光面(保護めがね)のしゃ光度

- 強烈な光線を発散する場所等での作業を行う場合は、作業の度合いによって、適切な保護具を装備する。

しゃ光番号	アーク溶接作業
5・6	30A 以下
7・8	30~75A
9・○10・11	75~200A
12・13	200~400A
14	400A 以上

○印：一般に使用されるもの

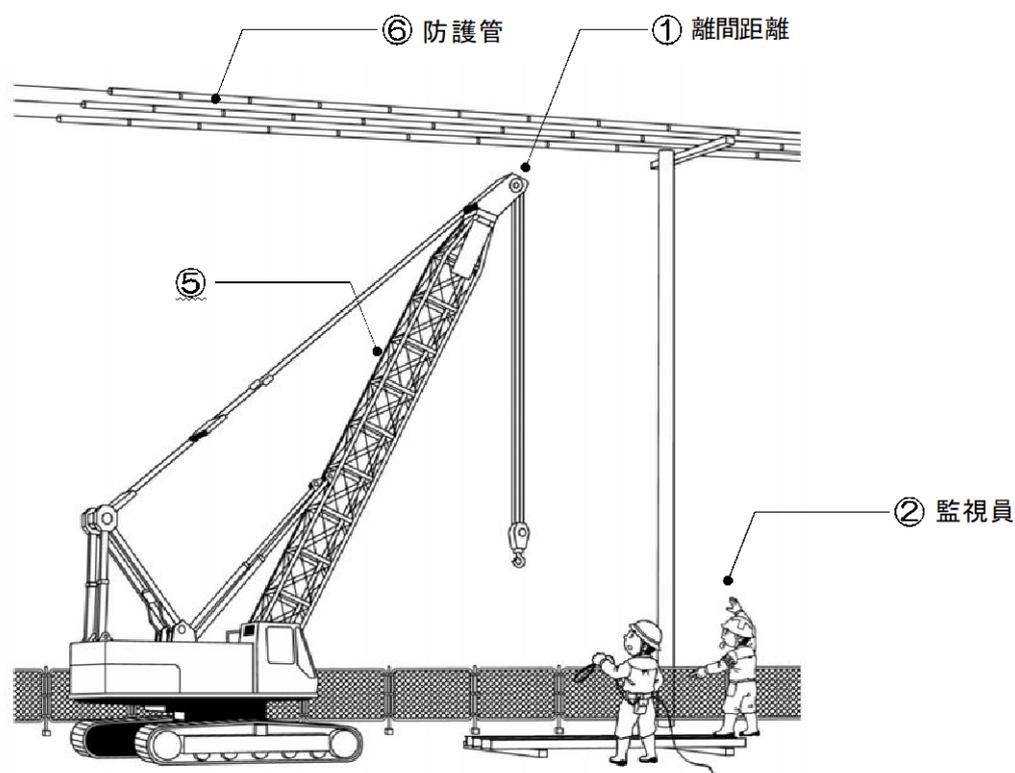
(6) 活線近接作業

P163

架空電線等に近接した場所で、移動式クレーン等の作業を行う場合は、感電防止のための措置を講じてあたる必要があります。

■チェックポイント

- ★①安全な離間距離を保っているか。
- ②専任の監視員を配置しているか。
- ③低圧の充電電路の点検修理では絶縁用保護具を使用しているか。 (安衛則 346)
- ④身体又は工具等の 1m 以内に低圧の充電電路がある場合、充電電路に絶縁用防具を装着するか、作業員に保護具を着用させているか。 (安衛則 347)
- ★⑤架空電線に近接して移動式クレーン、くい打機等を使用する場合は特に注意するとともに、電力会社に立会いを求めているか。 (安衛則 349)
- ⑥活線に対する措置として、高圧は保護管による保護を行い、特別高圧については移設を行うか、監視人を置き作業を監視させているか。 (安衛則 341、342、345)

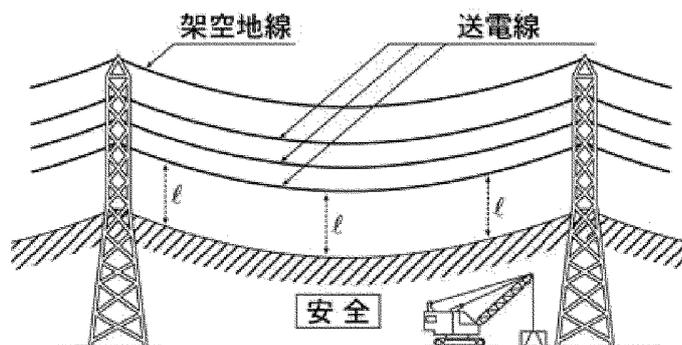
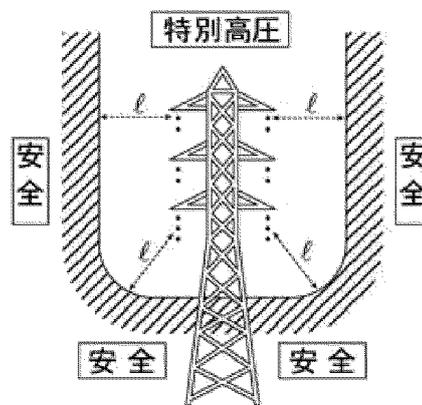
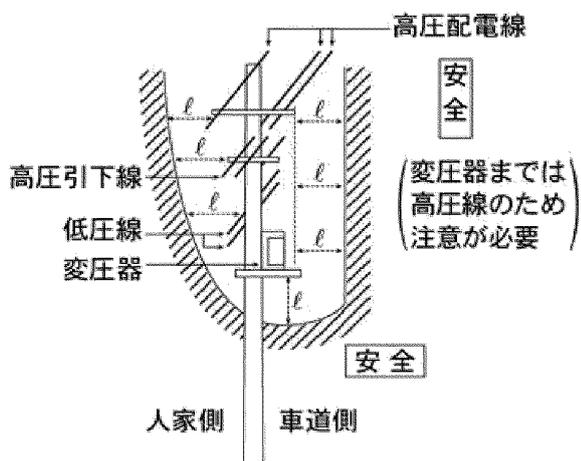


■チェックポイント（参考）

□送配電線からの安全離隔距離

- 送電、配電線からの離隔距離は、労働基準局長通達と、電力会社の目標値があり、それぞれ送電電力により、詳細に定められている。

電路	送電電圧(V)	最小離隔距離(m)	
		労働基準局長通達	電力会社の目標値
配電線	100、200 以下	1.0 以上	2.0 以上
	6,600 以下	1.2 以上	2.0 以上
送電線	22,000 以下	2.0 以上	3.0 以上
	66,000 以下	2.2 以上	4.0 以上
	154,000 以下	4.0 以上	5.0 以上
	275,000 以下	6.4 以上	7.0 以上
	500,000 以下	10.8 以上	11.0 以上



7. 機械・器具等災害防止

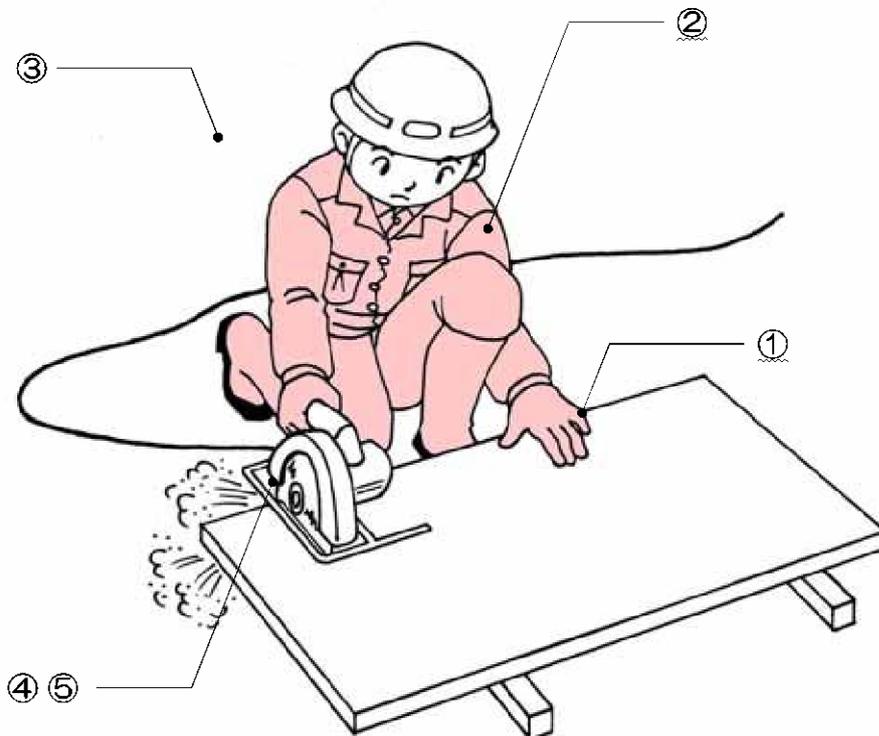
(1) 丸のこ

P164

木材の加工・切断を行う場合は、自らの服装や装備品が巻き込まれないよう注意することが必要です。

■チェックポイント

- ★①巻き込まれやすい手袋を使用していないか。 (安衛則 111)
- ★②巻き込まれやすい作業服を着用していないか。 (安衛則 110)
- ③適切な作業場所となっているか。
- ④のこ歯の接触予防装置は、常に作動するようになっているか。 (安衛則 115)
- ⑤丸のこを使用して作業を行う場合は、アース・コードの破損、ブレーキ設置、刃の締付け等を整備してから作業しているか。



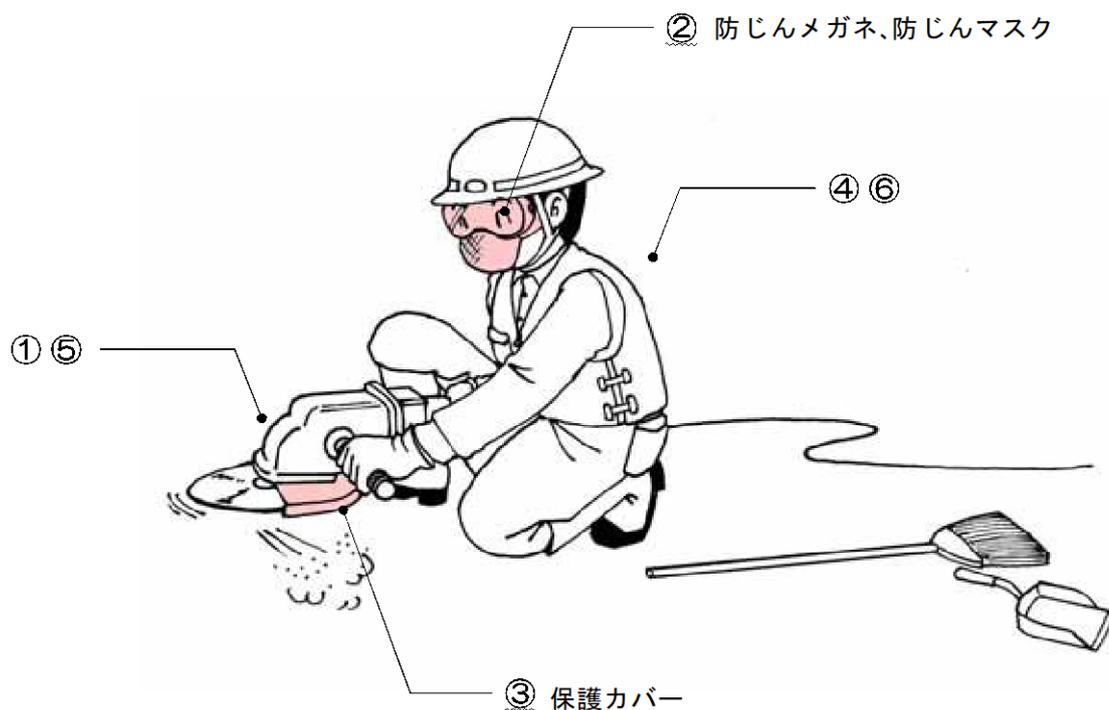
(2) グラインダ

P165

グラインダを使用する場合は、事前にグラインダが正常に作動するか否かを確認するとともに、自らの身体を飛散物から守るよう注意することが必要です。

■チェックポイント

- ①最高使用周速度をこえる運転はしていないか。(安衛則 119)
- ★②防じんメガネ、防じんマスクを使用しているか。(安衛則 106)
- ★③保護カバーが正しく取り付けられているか。(安衛則 117)
- ④使用前の試運転を確実に実施しているか。(安衛則 118)
- ⑤グラインダを使用して作業する場合には、砥石の側面を使用していないか。(安衛則 120)
- ⑥グラインダを使用する作業(刃の取り替えと、試運転)は、特別教育修了者が行っているか。(安衛則 36)



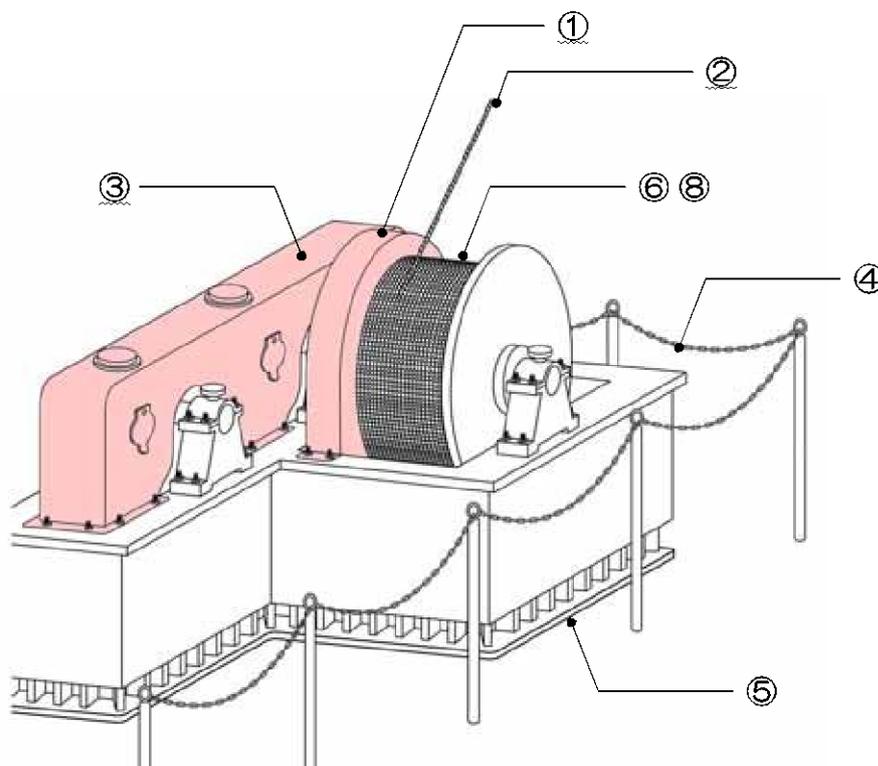
(3) 巻上げ装置

P166

資機材の引き上げや、船舶の移動の際に巻き上げ装置を使用する場合は、装置が正常な状態であることを確認するとともに、作動の際に巻き込まれることのないよう、注意する必要があります。

■チェックポイント

- ★①原動機、回転軸等にカバーをしているか。(安衛則 101)
- ★②ワイヤーロープに、キンク、変形、腐食はないか。(安衛則 217)
- ★③巻すぎ防止装置、動力しゃ断装置等、安全装置等を備えているか。(安衛則 103)
 - ④柵等で立入禁止措置をしているか。
 - ⑤水平、沈下防止措置の溶接等、据付けの方法は適正か。
 - ⑥制限荷重の厳守、ワイヤの乱巻き防止、半クラッチ運転の禁止等に留意して作業をしているか。
 - ⑦合図者を指名し、合図をしてから運転の開始を行っているか。(安衛則 104)
 - ⑧運転位置を離れるときは、ブレーキを掛け、動力を完全に停止しているか。(安衛則 107)
 - ⑨原動機に巻き込まれないような作業服を着用しているか。(安衛則 110)



(4) コンプレッサ設備

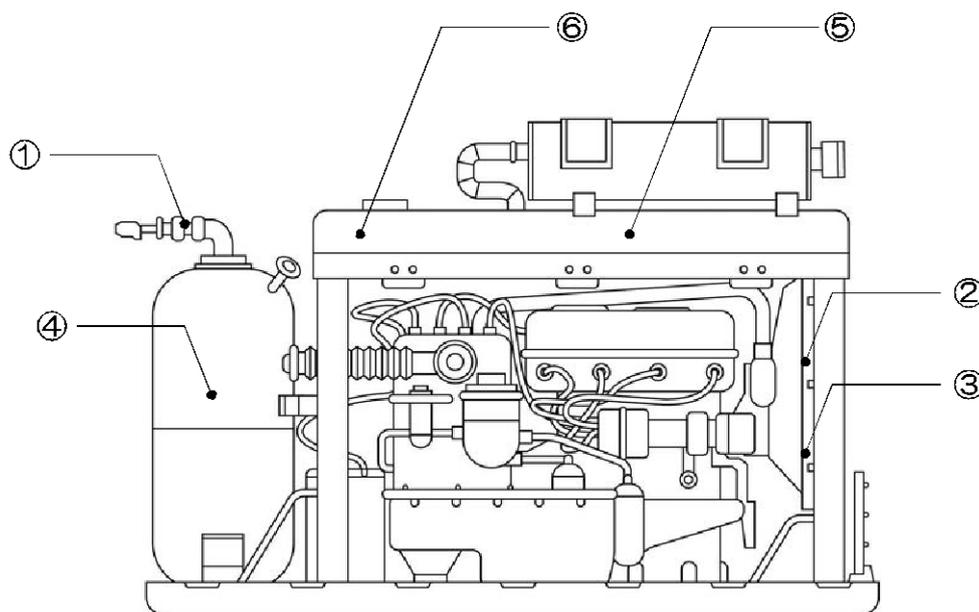
P167

コンプレッサ設備は、圧縮空気を使用したインパクトレンチ※¹ や潜水作業等に用いる場合があります。

■チェックポイント

- ①空気圧縮機バルブが正常に作動しているか。
- ②空気の吸入口は、なるべく高い位置に設置しているか。
- ③排気ガス等の有害ガスを吸入しないか。
- ④空気圧縮機の軸受の温度が正常であるか、また、油で汚れていないか。
- ⑤原動機の冷却水の温度変化と、電流計の針の振れ方に注意しているか。
- ⑥原動機の燃料及び原動機と空気圧縮機のエンジンオイルを点検しているか。
- ⑦潜水時に用いる場合、実施前の設備の点検を行っているか。 (高圧則 34)

- ★⑧潜水作業における送気の調整を行う場合の、バルブまたはコックを操作する業務では、特別教育を実施しているか。 (高圧則 11)



※1：インパクトレンチ：ボルトの締め付け、取り外しに用いられる工具。

8. 交通災害防止

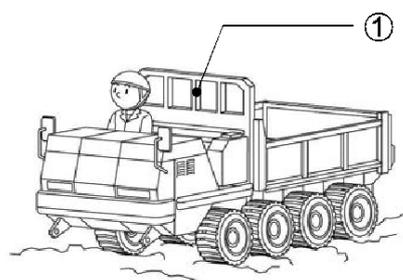
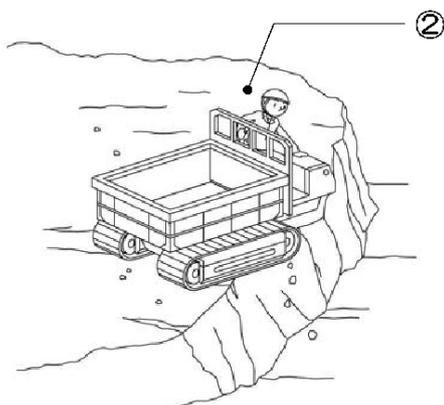
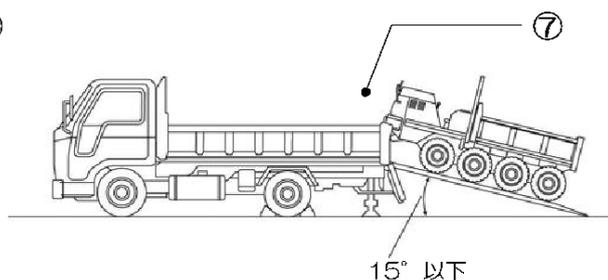
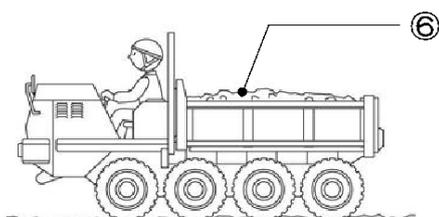
(1) 運搬作業

P168

資機材の搬出入等の運搬作業を行う場合は、車両の制限速度や積載量に注意することが必要です。

■チェックポイント

- ①地形、地盤の状態等に応じた適正な制限速度を定めているか。 (安衛則 151 の 5)
- ②運行経路の幅員、急激な地盤沈下、路肩の崩壊の防止等の措置がとられているか。 (安衛則 151 の 6)
- ③機械または荷に接触する箇所への進入は禁止しているか。 (安衛則 151 の 7)
- ④誘導者を置く場合は、一定の合図を定めているか。 (安衛則 151 の 8)
- ⑤フォークシャベルの下等の危険を伴う箇所への立入を禁止しているか。 (安衛則 151 の 9)
- ⑥偏荷重が生じないように積載しているか。また、荷崩れ防止のため、ロープやシートを用いているか。 (安衛則 151 の 10)
- ⑦車両の移送のための積み下ろしは、平坦で堅固な場所で行っているか。
また、道板を使用する場合は、十分な長さ、幅、強度のあるものを使用し、適切なこう配で作業をしているか。 (安衛則 151 の 12)
- ⑧乗車席以外の所に作業員は乗せていないか。 (安衛則 151 の 13)
- ⑨主たる用途以外に使用していないか。 (安衛則 151 の 14)



9. 公衆災害防止

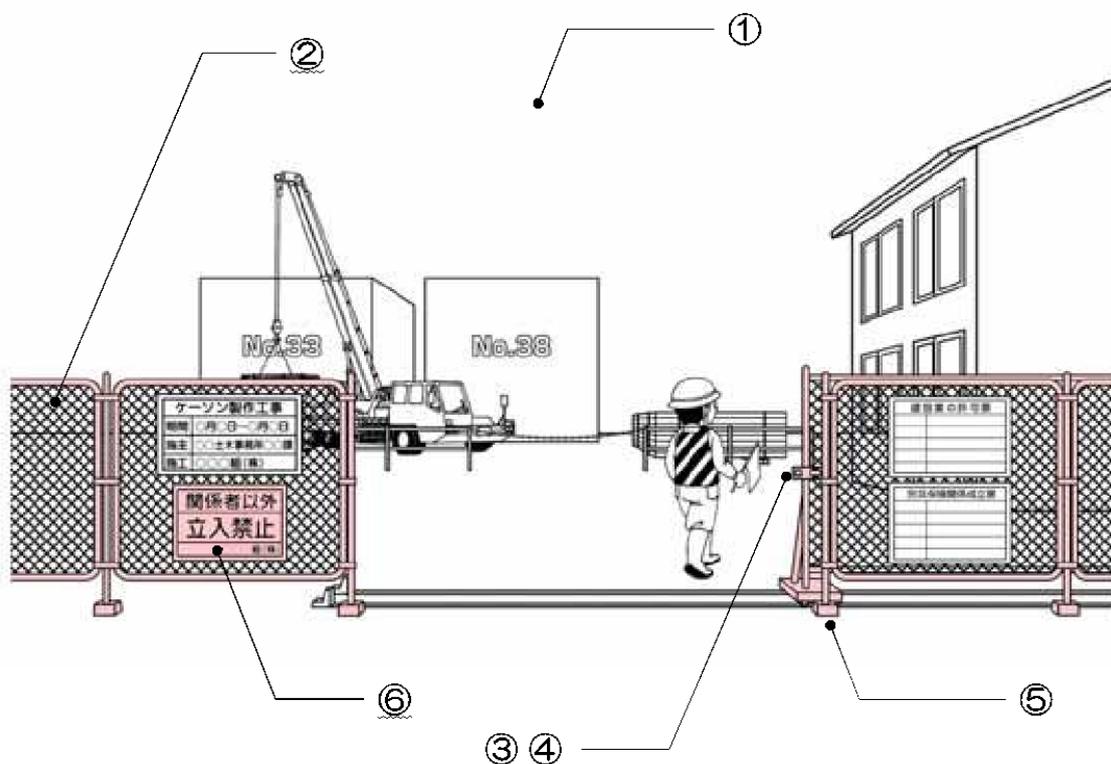
(1) 第三者立入禁止設備

P169

第三者が誤って工事場所に立ち入ることのないよう、固定柵や注意標識等の安全対策を講じることが必要です。

■チェックポイント

- ①近隣居住者等への周知は実施されているか。 (公衆災 8)
- ★②第三者への危険が予測される場合、柵等を設けているか。 (公衆災 11、13、24)
- ③出入口の施錠はあるか。 (公衆災 16)
- ④作業場の出入口の構造・措置は適切か。 (公衆災 16)
- ⑤強風等により倒壊しない強度を有しているか。 (公衆災 10)
- ★⑥作業場に第三者の出入を禁止する措置をしているか。 (公衆災 10)



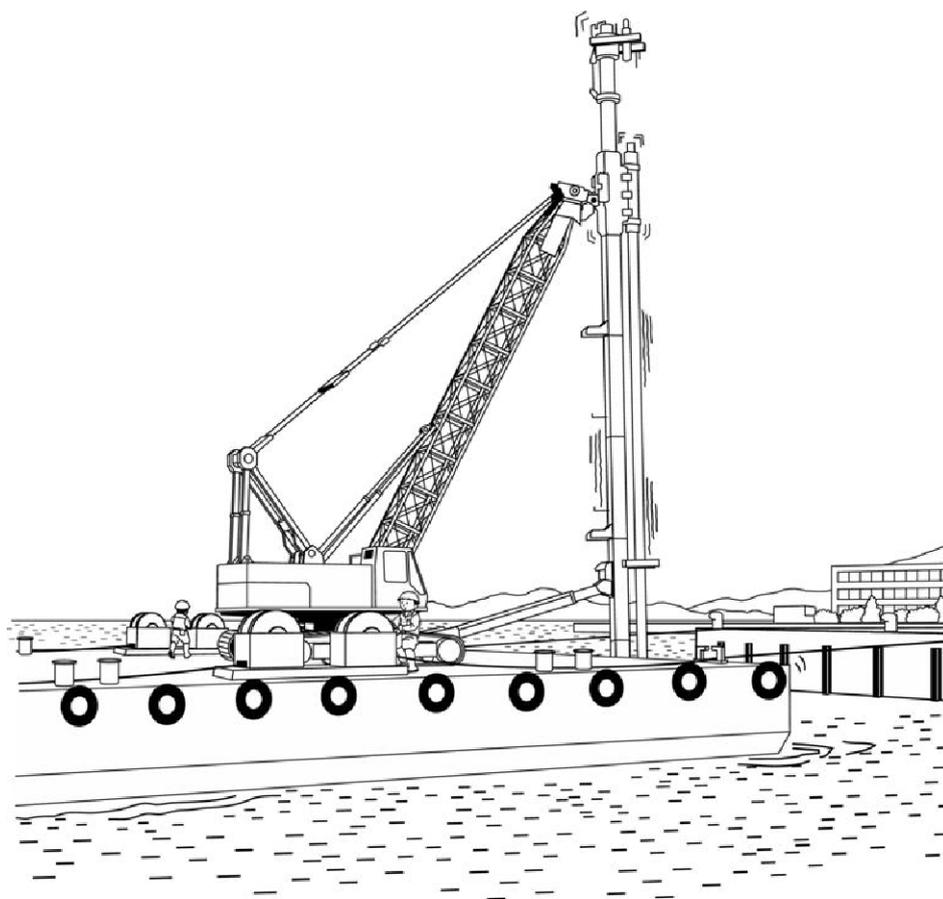
(2) 振動・騒音作業

P170

工事による振動・騒音で、地域住民の生活環境を損なう恐れがある場合は、一定の対策を講じることが必要です。

■チェックポイント

- ①振動規正法、騒音規制法の基準値を超えていないか。
- ★②特定建設作業の届出の義務を守っているか。 (騒規法 14、振規法 14)
- ③特定建設作業以外の建設機械を使用した作業でも、近くに民家がある場合は、騒音対策を実施しているか。
- ④市町村の条例等を確認しているか。



■チェックポイント（参考）

□特定建設作業の実施の届出

特定建設作業を行おうとする場合は、施工者は、作業開始の7日前までに、騒音規制法第14条、あるいは振動規制法第14条に沿って実施の届出を、当該作業を行おうとする地域が位置する都道府県知事に届け出ることが求められる。

なお、届出の内容は、以下のとおりである。

- ①名称及び住所並びに代表者氏名
- ②建設工事の目的にかかる施設又は工作物の種類
- ③場所及び実施の期間、時刻
- ④騒音・振動の防止の方法
- ⑤作業場所の付近の見取図その他

※特定建設作業とは、「騒音規制法第2条」「振動規制法第2条」のそれぞれに定義されているとおり、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、あるいは振動を発生する作業であって、令別表第2により定められているものをいう。

騒音規制法施行令別表第2

- 一 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 二 びょう打ち機を使用する作業
- 三 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
- 四 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 五 コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 六 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 七 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 八 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

振動規制法施行令別表第2

- 一 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 三 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
- 四 ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）

(3) 埋設物接近作業

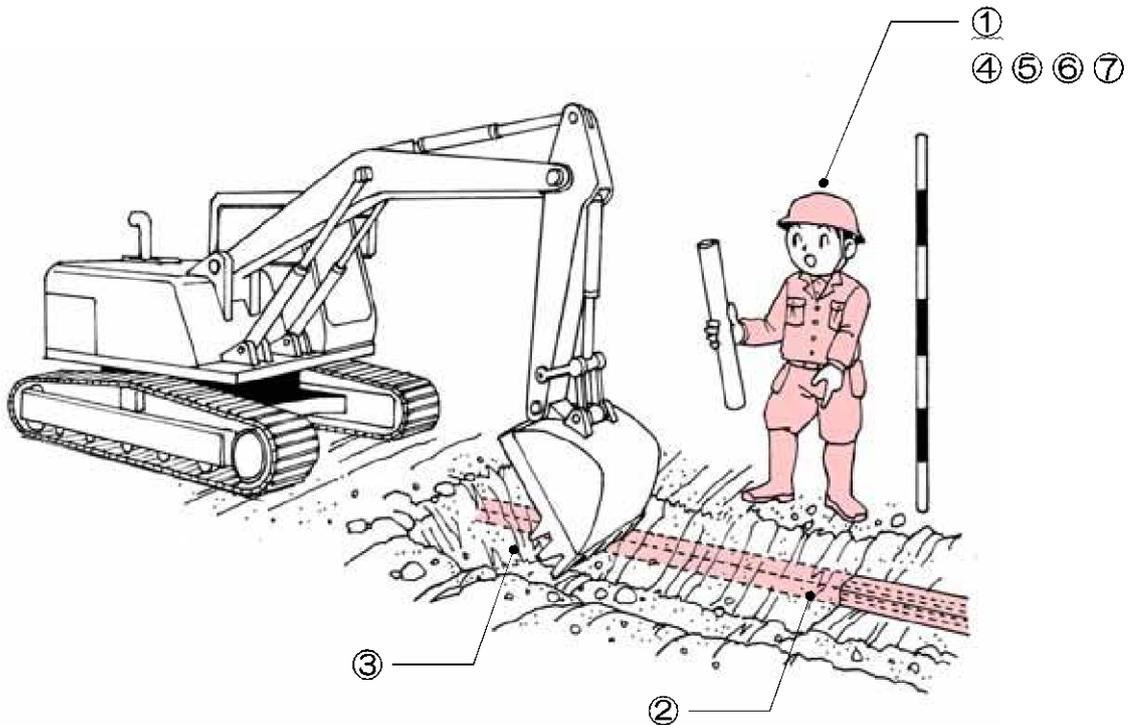
P171

埋設物に接近して作業を行う場合は、ガス、電気、電話等の関係各企業と立会いのもとに埋設物の位置を確認して、適切な措置を講じることが必要です。

「地下埋設物の事故防止マニュアル(中部地整)」に基づく対策を確実に実施すること。

■チェックポイント

- ★①埋設物管理者の立会いが行われているか。(公衆災 34、35)
- ★②埋設物の確認はしたか。(公衆災 36)
- ③布掘り及びつぼ掘りの準備は適切か。(安衛則 363、公衆災 37)
- ④くい打機又はボーリングマシーンを使用して作業を行う場合、ガス導管、地中電線路等の有無及び状況を確認し、それらに対して適応する措置を講じているか。(安衛則 194)
- ⑤ガス導管からガスが発散するおそれのある場合において作業を行う時、爆発又は火災を防止するために必要な措置をとっているか。(安衛則 322)
- ⑥埋設物等の近接箇所では掘削作業を行う場合、埋設物を補強し、又は移設する等、危険を防止する措置を講じているか。(安衛則 362)
- ⑦埋設物の維持、工事中の損傷及び損傷による公衆災害に関して、常に点検を実施する等の万全な対策をとっているか。(公衆災 38)



■チェックポイント（参考）

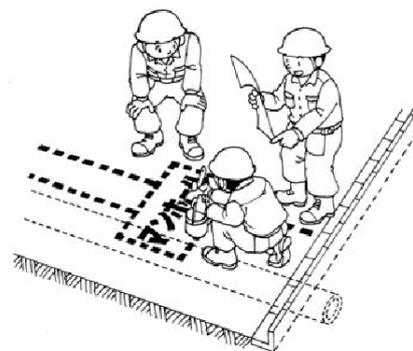
□埋設物管理者の立会い等

- 着工に先立ち、まず工事の概要(工期、工程、工法等)をもとに、立会い、見回り、保安措置等について十分協議を行う。



□埋設物の確認

- 手掘りで試験掘りを行う。その際、やむを得ずピックやツルハシ等を使用する場合は、埋設物を傷つけないように十分注意すること。
- 試験掘りにより、埋設物の正確な位置を確認すること。
- 確認した後、確認位置に杭や旗等の目印をたてるか、路面上にペンキ等で印をつけること。



10. 火災・爆発災害防止

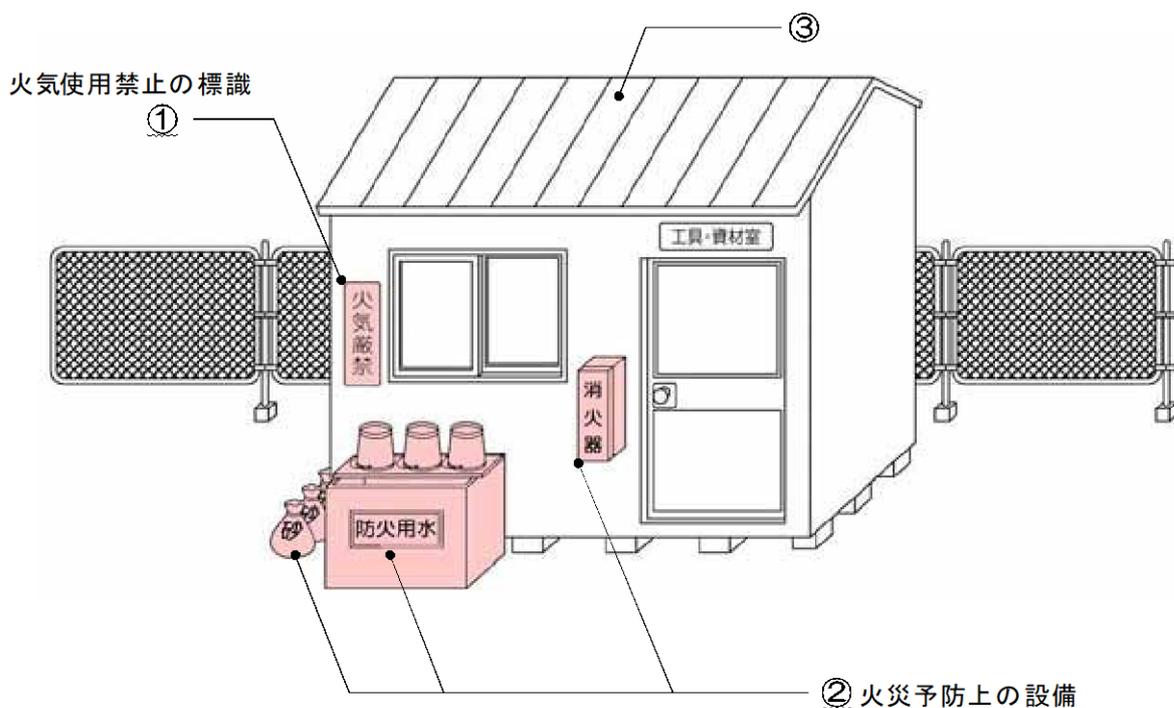
(1) 消火設備

P172

消火設備は、火気使用場所及び建築物の規模または広さ、取扱われる物の種類等に適応するものを設置することが必要です。

■チェックポイント

- ★①火気の使用を禁止する標識等は設置しているか。 (安衛則 288)
- ★②火災予防上の設備は適切か。 (安衛則 291)
- ③建築物等の規模又は広さ、取扱われるものの種類等により予想される爆発又は火災の症状に適応した消火設備を設置しているか。 (安衛則 289)



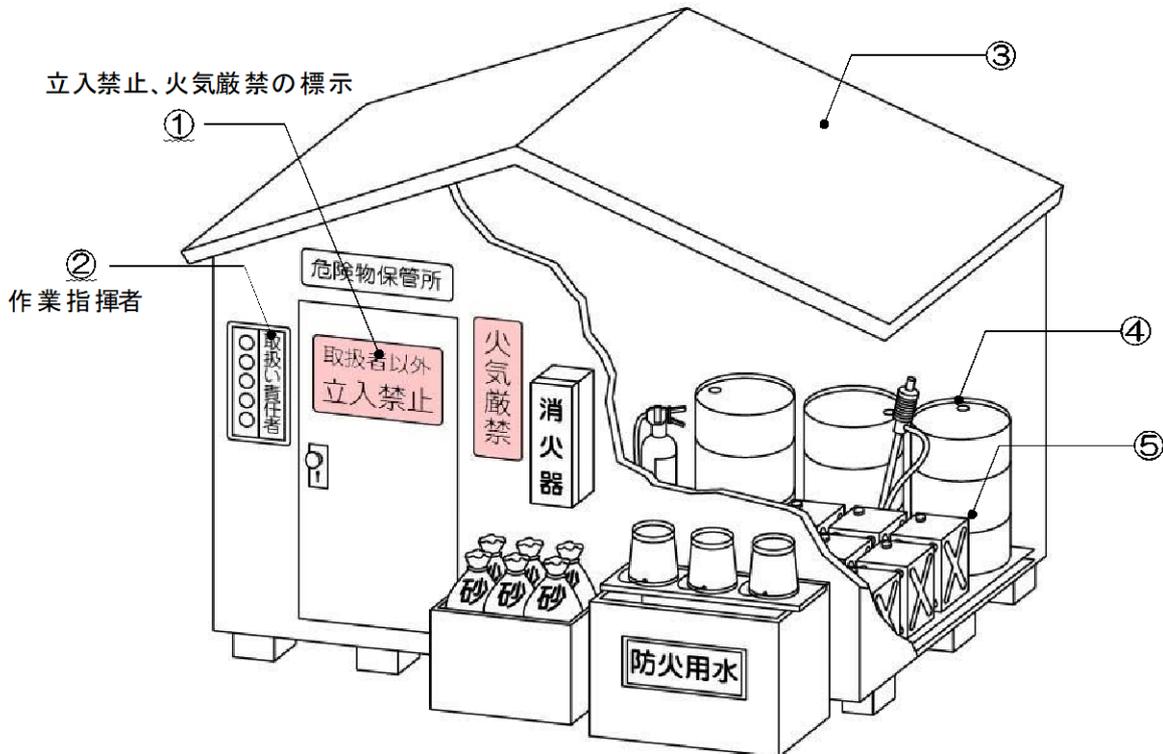
(2) 危険物取扱い作業

P173

使用する機械の燃料等の危険物を保管したり、また取扱ったりする作業の場合には、適切な措置を講じた管理を行うことが必要です。

■チェックポイント

- ★①立入禁止、火気厳禁の標示等管理状況は適正か。 (安衛則 256)
- ★②作業指揮者を定めているか。 (安衛則 257)
- ③可燃性ガス等による爆発物又は火災を防止するための換気は適切か。 (安衛則 261)
- ④引火性のもの、可燃性ガスで液状のものを、ホースでドラム缶等に注入する作業では、ホースの接合部を確実に締めつけ、はめ合わせたことを確認しているか。 (安衛則 258)
- ⑤ガソリンが残存しているドラム缶等に灯油又は軽油を注入するときは、予め内部を洗浄等による安全な状態にしたことを確認しているか。 (安衛則 259)



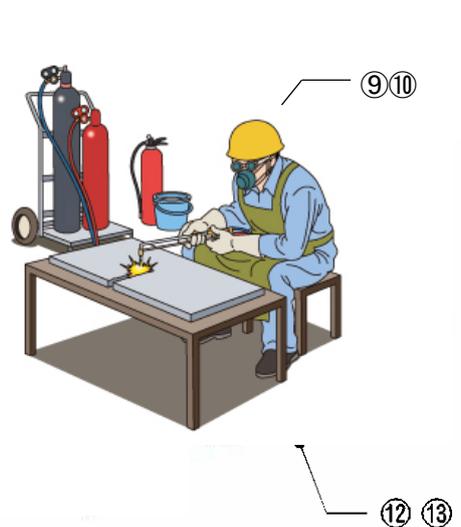
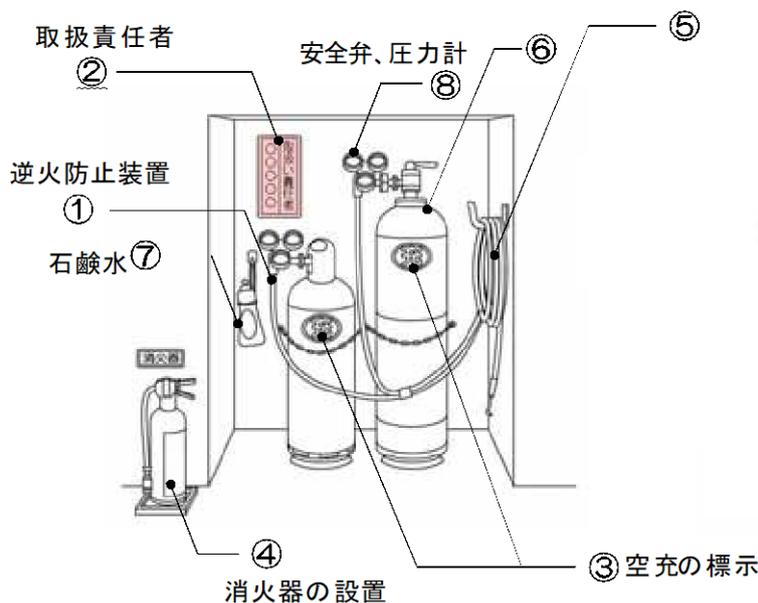
(3) ガス溶接溶断作業

P174

ガス溶接溶断作業を行う場合は、服装や装備を整えるとともに、通風の良い場所で作業を行うようにすることが必要です。

■チェックポイント

- ①逆火防止装置は整備されているか。 (安衛則 306)
- ★②取扱責任者の標示をしているか。 (安衛則 257)
- ③空充の標示をしているか。
- ④消火器は設置しているか。 (安衛則 289、312)
- ⑤ホースの損傷、亀裂はないか、また吹管とホースの接続箇所はガス漏れがないか。 (安衛則 262)
- ⑥ガス等を貯蔵する容器は、換気が不十分、火気を使用する、危険物を取扱う場所等には設置、貯蔵、放置をしないなど保管方法は適切か。 (安衛則 263)
- ⑦石鹼水を備えているか。 (安衛則 315)
- ⑧安全弁及び圧力計の破損・不調はないか。 (安衛則 305)
- ★⑨有資格者が作業しているか。 (安衛法 76)
- ⑩作業服に油污れはないか又、保護メガネ、保護手袋、防塵マスク、エプロンは適切か。 (安衛則 312)
- ⑪溶接火花に対する防護措置は適切か。 (安衛則 279、285)
- ⑫ガス又は粉じんによる爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除じん等の措置を講じているか。 (安衛則 261)
- ⑬火災又は爆発の危険がある場所では、火気の使用を禁止する標示をしているか、また、特に危険な場所に関しては、関係者以外立入を禁止しているか。 (安衛則 288)



右図:ガス溶接技能講習(コマツ HP より)

1 1. ずい道災害防止

(1) 落盤・地山の崩壊

P175

落盤・地山の崩壊等による危険を防止する場合は、出入口付近を含めた地山の支保を行うとともに、立入禁止の措置を図ることが必要です。

■チェックポイント

- ★①落盤防止策として、ずい道支保工は設けているか。(安衛則 384)
- ②落盤防止策として、ロックボルト※1を施しているか。(安衛則 384)
- ③落盤防止策として、浮石を落とし、地山にモルタルを吹き付けているか。(安衛則 384)
- ④出入口付近の危険防止策として、土止め支保工を設けているか。(安衛則 385)
- ⑤出入口付近の危険防止策として、防護網を張っているか。(安衛則 385)
- ⑥出入口付近の危険防止策として、浮石を落とし、地山にモルタルを吹き付けているか。(安衛則 385)
- ★⑦浮石落とし作業中の箇所やその下方は立入禁止としているか。(安衛則 386)
- ⑧ずい道支保工の補強、補修作業中の箇所を立入禁止としているか。(安衛則 386)
- ⑨排気ガス、粉じんにより視界が著しく制限される状態にあるときは換気を行い、水をまくなど作業を安全に行うために必要な視界を保持するための措置を講じているか。(安衛則 387)
- ⑩照度の確保を作業場所で、水平面で70ルクス以上、通路で通路面上20ルクス以上としているか。(安衛則 367)
- ⑪運搬機械の運行経路を確保しているか。(安衛則 364)
- ⑫運搬機械に対する誘導者を配置しているか。(安衛則 365)
- ⑬保護帽を着用しているか。(安衛則 366)

明り掘削適用条項



※1：ロックボルト：掘削後のトンネル内壁の崩壊を防止するために用いるアンカーボルト。

ずい道での爆発、火災等を防止するには、発火具の持込禁止、引火性の高いものまたは可燃性の高いものを除くなどして、安全性の確保を図ることが必要です。

■チェックポイント

- ①火気、マッチ・ライター等の持込みの禁止は守られているか。(安衛則 389)
- ★②火気等の持込禁止の標識を出入口等の見やすい場所に掲示しているか。(安衛則 389)
- ★③可燃性ガスによる爆発、火災防止措置を定め、関係者に周知しているか。(安衛則 389 の 2)
- ④可燃性ガス突出の恐れがあるときは、ボーリングによるガス抜き等の措置を講じているか。(安衛則 389 の 2 の 2)
- ⑤付近にある、ぼろ・木くず・紙くず等の可燃性の除去と不燃性の物で覆いをし、若しくは作業に伴う火花等の飛散防止の隔壁を設けているか(安衛則 389 の 3)
- ⑥火気、アークの使用場所には、使用状況を監視させ、異常時には直ちに必要な措置を講じているか。(安衛則 389 の 4)
- ⑦火気、アークの使用場所には、残火の始末の状況を確認しているか。(安衛則 389 の 4)
- ⑧火気、アークの使用場所、配電盤、しゃ断器を設置する場所には消火設備を設け、設置場所、使用方法を周知しているか。(安衛則 389 の 5)



(3) 避難

P177

災害時の円滑な避難に備えて、警報設備の適切な設置、確実な退避の実施、避難用器具の常備と作業員に対する使用方法の周知等を行うことが必要です。

■チェックポイント

- ★①落盤、出水による災害発生の危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に避難させているか。(安衛則 389 の 7)
- ②可燃性ガスの濃度が爆発下限限界値の 30% 以上の場合、労働者を退避させ、火気の使用禁止、通風、換気の措置をとっているか。(安衛則 389 の 8)
- ★③落盤、出水、ガス爆発、火災その他災害を速やかに知らせるため、切羽^{※1}までの距離が 100m 以上である場合は、サイレン、非常ベル等の警報設備を設け、また、その設備場所を周知させているか。(安衛則 389 の 9)
- ④落盤、出水、ガス爆発、火災その他災害を速やかに知らせるため、切羽までの距離が 500m 以上である場合は、サイレン、非常ベル、電話等の通話設備を設け、また、その設備場所を周知させているか。(安衛則 389 の 9)
- ★⑤警報設備は、常時有効に作動するよう保持しているか。(安衛則 389 の 9)
- ⑥警報設備は、予備電源を設けているか。(安衛則 389 の 9)
- ⑦各種避難用具が設置されているか。(安衛則 389 の 10)

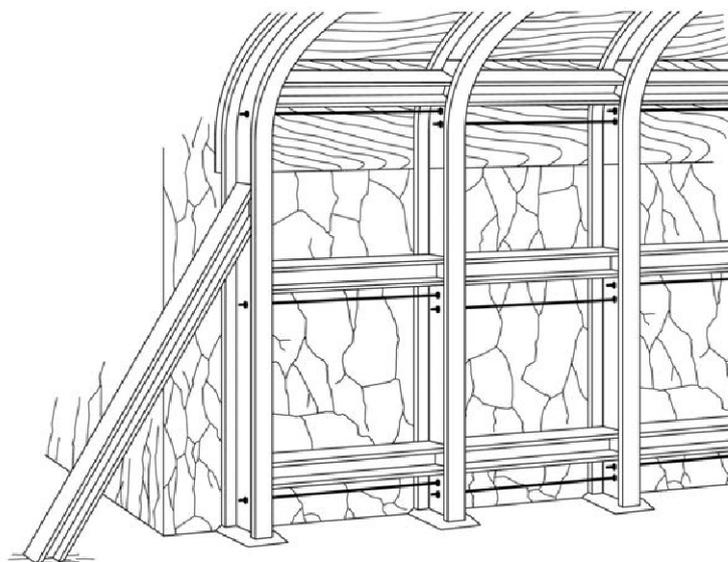


※1：切羽(きりは)：炭鉱等、トンネルを掘り進む突端の部分。

ずい道支保工は、地質、地層、含水、湧水、亀裂等のずい道の状態や掘削方法等に応じた堅固なものとし、適切な組立て及び取り外しを行うことが必要です。

■チェックポイント

- ★①著しい損傷、変形、腐食の材料を用いていないか。 (安衛則 390)
- ★②地質、地層、含水、湧水、亀裂、浮石の状態や掘削方法に応じた堅固な構造となっているか。 (安衛則 391)
- ③ずい道支保工を組立てるときは、あらかじめ作成した標準図に基づいて組み立てているか。 (安衛則 392)
- ④主材を構成する一組の部材は、同一平面内に設置しているか。 (安衛則 393)
- ⑤荷のきいている支保工は取りはずし前に荷重を型枠支保工に移しているか。 (安衛則 395)
- ★⑥部材の損傷、緊圧の度合、接続部の状態等を毎日及び中震以上の地震の後、点検をしているか。 (安衛則 396)
- ⑦ずい道型枠支保工の材料は、損傷がなく、荷重に応じた堅固なものか。 (安衛則 397、398)



ずい道等での救護に関する措置について、①出入口からの距離が 1,000m 以上、②たて坑の深さが 50m 以上、③0.1Mpa 以上の圧気作業の場合を示します。

■チェックポイント

- ①空気呼吸器または酸素呼吸器を設置しているか。(安衛則 24 の 3)
- ②メタンまたは硫化水素、一酸化炭素、酸素の濃度測定器具は設定しているか。(安衛則 24 の 3)
- ③携帯用照明器具は設置しているか。(安衛則 24 の 3)
- ④はしご、ロープは設置しているか。(安衛則 24 の 3)
- ⑤上記の用具の使用方法の訓練をしているか。(安衛則 24 の 4)
- ★⑥救急蘇生訓練、救急処置訓練を行っているか。(安衛則 24 の 4)
 - ⑦各種訓練は、一定期間が終わるまでに 1 回、その後 1 年以内毎に 1 回
行い、実施年月日、受けた者の氏名、内容を記録し、3 年間保存しているか。(安衛則 24 の 4)
 - ⑧組織、機械等の点検・整備、訓練の実施、安全に関することを定めているか。(安衛則 24 の 5)
- ★⑨内部作業に従事する労働者の氏名・人数を常時確認しているか。(安衛則 24 の 6)
 - ⑩ずい道等救護技術管理者を選任しているか。(安衛則 24 の 7)

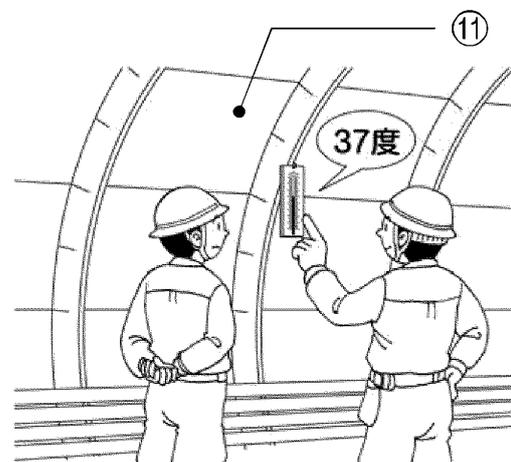
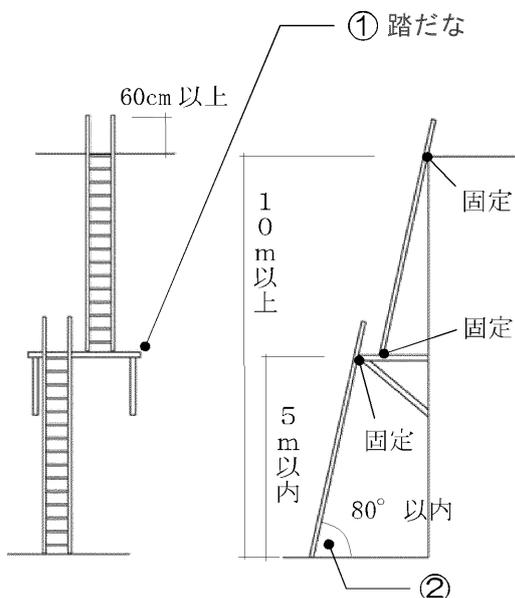
(6) 坑内の通路の作業環境

P180

坑内の通路においては、十分な換気を行うなどの措置を講じて、良好な作業環境の維持に努めることが必要です。

■チェックポイント

- ①坑内のはしご道で、その長さが10m以上のものは、5m以内ごとに踏だなを設けているか。(安衛則 556)
- ②坑内のはしご道のこう配は、80°以内としているか。(安衛則 556)
- ③通路又ははしご道で、巻上げ装置と労働者との接触の危険がある場所には、板仕切等の回避を設けているか。(安衛則 557)
- ④換気が十分できない坑内で、エンジン付機械は使用を禁止しているか。(安衛則 578)
- ⑤注水等による粉じん飛散防止の措置を講じているか。(安衛則 582)
- ⑥坑内の炭酸ガス濃度は、1.5%以下としているか。(安衛則 583)
- ⑦炭酸ガス濃度1.5%以上、酸素濃度18%未満の箇所は立入を禁止しているか。(安衛則 585)
- ⑧硫化水素濃度10ppm以上の箇所は、立入を禁止しているか。(安衛則 585)
- ⑨炭酸ガス濃度は、1月ごとに記録し、3年間保管しているか。(安衛則 592)
- ★⑩自然換気が不十分な箇所では、通気設備を設けているか。(安衛則 602)
- ⑪通気設備は半月以内ごとに1回、定期的に測定、記録し、3年間保管しているか。(安衛則 603)
- ⑫坑内の気温は37°C以下とし、半月以内ごとに1回定期的に測定、記録し、3年間保管しているか。(安衛則 611、612)



採石作業とは、岩石の採取のための掘削作業、採石場において行う岩石の小割、加工及び運搬の作業等をいい、これらの作業に関する適切な管理を行うことが必要です。

■チェックポイント

- ①地山の形状、地質・地層の状態を調査及び記録しているか。(安衛則 399)
- ★②作業計画は作成しているか。(安衛則 400)
- ③採石作業の点検者を指名しているか。(安衛則 401)
- ④採石のための掘削作業主任者の選任をしているか。(安衛則 403、404)
- ⑤発破の時期、浮石落としの方法を近接の採石場に連絡しているか。(安衛則 405)
- ⑥採石作業を行う場合は、照度を確保しているか。(安衛則 406)
- ⑦掘削面のこう配の基準を保持しているか。(安衛則 407)
- ⑧崩壊・落盤の危険に備えているか。(安衛則 408,409)
- ⑨掘削箇所付近で、岩石の小割または加工の作業を禁止しているか。(安衛則 410)
- ⑩岩石の採取のための掘削の作業が行われている箇所の下方で、土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところは立入を禁止しているか。(安衛則 411)
- ⑪採石作業を行う場合は、保護帽を着用させているか。(安衛則 412)
- ⑫採石作業を行う場合は、運搬機械等及び小割機械の運行経路並びに土石の積み下ろし場所への出入の方法を定めて、関係労働者に周知しているか。(安衛則 413)
- ⑬運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工の作業を禁止しているか。(安衛則 414)
- ⑭採石作業を行う場合は、運転中の運搬機械等及び小割機械に接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所は立入を禁止しているか。(安衛則 415)
- ⑮採石作業を行う場合は、運搬機械等及び小割機械が労働者の作業箇所に後進して接近するとき、または転落するおそれがあるときは誘導者を配置し、各種機械を誘導させているか。(安衛則 416)



■チェックポイント（参考）

□作業計画の内容

- 作業計画は、以下の項目の内容を掲載する。

- ①掘削の区別
- ②高さ、勾配
- ③段の位置及び奥行き
- ④坑内の落盤等防止方法
- ⑤機械の種類、能力
- ⑥湧水等の処理方法
- ⑦発破の方法
- ⑧小割の方法、加工場所
- ⑨積込及び運搬方法等

1 2. 海上作業災害防止

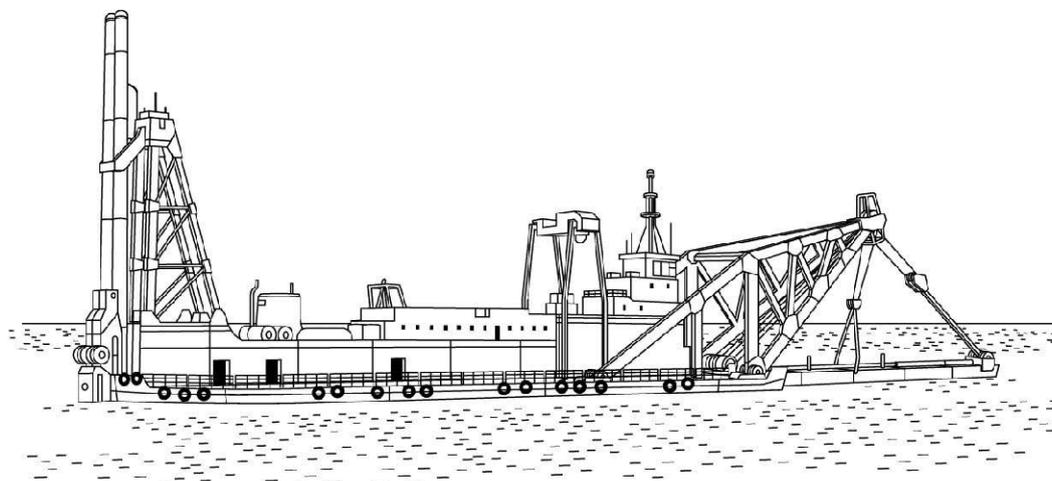
(1) ポンプ式浚渫船

P182

ポンプ式浚渫船による作業を行う中で、留意する事柄を示したものです。

■チェックポイント

- ①作業内容を全員に知らせたか。
- ②有資格者を配置したか。
- ③合図者、合図の方法を決めたか。
- ④服装、保護具及び救命胴衣を点検したか。
- ⑤安全通路の確保は適切か。
- ⑥ウインチ及びワイヤ等を点検したか。
- ⑦安全通路を利用しているか。
- ⑧保護具及び救命胴衣の使用状況は適切か。
- ⑨乗り降りは決められた方法で行っているか。
- ⑩ワイヤの内角側等危険な場所に立ち入っていないか。 (安衛則 187、クレーン則 74 の 2)
- ★⑪合図者の位置、合図の方法は適切か。 (安衛則 104)
- ★⑫船舶の離接舷時ロープの取扱いは手足を挟まれないようにしているか。
- ★⑬夜間の甲板作業は 2 人以上で行っているか。
 - ⑭整理、整頓は適切か。
- ★⑮気象、海象に応じた対策をとっているか。
 - ⑯係留状況を確認したか。
- ★⑰各ウインチのブレーキ、ストッパーを確認したか。
 - ⑱停泊灯、その他の灯火を確認したか。

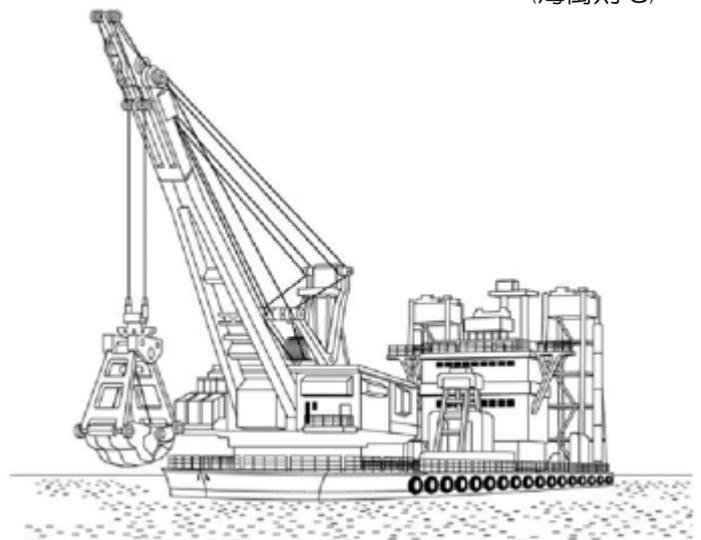


グラブ式浚渫船による作業を行う中で、留意する事柄を示したものです。

グラブ式浚渫船とは、グラブバケットによって水底土砂をつかみ揚げ、泥倉または舷側の土運船に積載する船です。

■チェックポイント

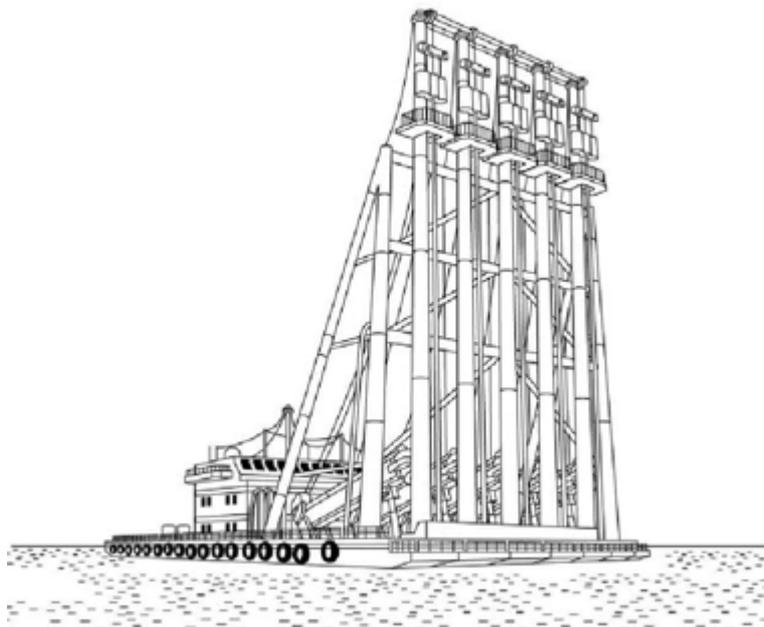
- ①作業内容を全員に知らせたか。
- ②有資格者を配置したか。
- ③合図者、合図の方法を決めたか。
- ④服装、保護具及び救命胴衣を点検したか。
- ⑤安全通路の確保は適切か。
- ⑥ウインチ及びワイヤ等を点検したか。
- ⑦安全通路を利用しているか。
- ⑧保護具及び救命胴衣の使用状況は適切か。
- ⑨乗り降りは決められた方法で行っているか。
- ⑩ワイヤの内角側等危険な場所に立ち入っていないか。 (安衛則 187)
- ⑪合図者の位置、合図の方法は適切か。
- ★⑫掘削機本体旋回範囲内への立入禁止措置は適切か。 (安衛則 158)
- ★⑬運転席を離れる時は、グラブを空中に吊上げたままになっていないか。
また、確実にブレーキをかけているか。 (安衛則 160)
- ⑭土砂がデッキに飛散して滑りやすくなっていないか。
- ★⑮土運船のバランスを考慮して積込んでいるか。
また、積み過ぎていないか。
- ★⑯土運船等の離接舷時ロープの取扱いは手足を挟まれないようにしているか。
 - ⑰整理、整頓は適切か。
 - ⑱気象、海象に応じた対策をとっているか。 (海衝則 5)
 - ⑲係留状況を確認したか。
 - ⑳各ウインチのブレーキ、ストッパーを確認したか。
 - ㉑停泊灯、その他の灯火を確認したか。



地盤改良船による作業を行う中で、留意する事柄を示したものです。

■チェックポイント

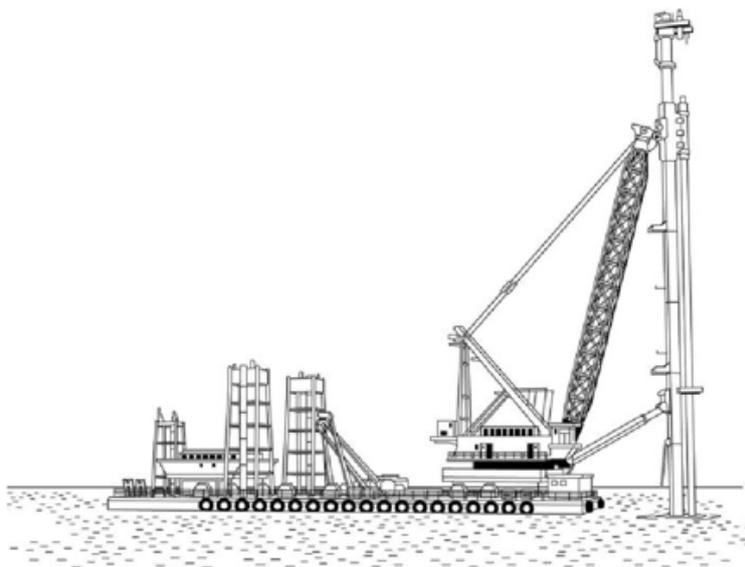
- ①作業内容を全員に知らせたか。
- ②有資格者を配置したか。
- ③合図者、合図の方法を決めたか。 (安衛則 189)
- ④服装、保護具及び救命胴衣を点検したか。
- ⑤安全通路の確保は適切か
- ⑥ウインチ及びワイヤ等を点検したか。 (安衛則 192)
- ⑦付属作業船の係留状態は適切か。
- ⑧安全通路を利用しているか。
- ⑨保護具及び救命胴衣の使用状況は適切か。
- ⑩乗り降りは決められた方法で行っているか。
- ★⑪ワイヤの内角側等危険な場所に立ち入っていないか。 (安衛則 187)
- ⑫合図者の位置、合図の方法は適切か。 (安衛則 189)
- ★⑬高所作業では、墜落制止用器具を使用しているか。 (安衛則 519)
- ⑭投入ホッパー等の清掃、点検は手順どおり行っているか。 (安衛則 107)
- ★⑮ガット船等の離接舷時ロープの取扱いは手足を挟まれないようにしているか。
- ⑯整理、整頓は適切か。
- ⑰気象、海象に応じた対策をとっているか。
- ⑱係留状況を確認したか。
- ★⑲各ウインチのブレーキ、ストッパーを確認したか。 (安衛則 192)
- ⑳停泊灯、その他の灯火を確認したか。



杭打船による作業を行う中で、留意する事柄を示したものです。

■チェックポイント

- ①作業内容を全員に知らせたか。(安衛則 190)
- ②有資格者を配置したか。(安衛則 190)
- ③合図者、合図の方法を決めたか。(安衛則 189)
- ④服装、保護具及び救命胴衣を点検したか。
- ⑤安全通路の確保は適切か
- ⑥ウインチ及びワイヤ等を点検したか。(安衛則 192)
- ★⑦杭のころがり防止は適切か。
- ⑧安全通路を利用しているか。
- ⑨保護具及び救命胴衣の使用状況は適切か。
- ⑩乗り降りは決められた方法で行っているか。
- ★⑪ワイヤの内角側等危険な場所に立ち入っていないか。(安衛則 187)
- ⑫合図者の位置、合図の方法は適切か。(安衛則 189)
- ★⑬高所作業では、墜落制止用器具を使用しているか。
- ★⑭吊り荷の下等、危険な箇所で作業をしていないか。
- ★⑮杭運搬船等の離接舷時ロープの取扱いは手足を挟まれないようにしているか。
- ⑯整理、整頓は適切か。
- ⑰気象、海象に応じた対策をとっているか。
- ⑱係留状況を確認したか。
- ⑲各ウインチのブレーキ、ストッパーを確認したか。(安衛則 192)
- ⑳停泊灯、その他の灯火を確認したか。



1 3. 健康障害防止

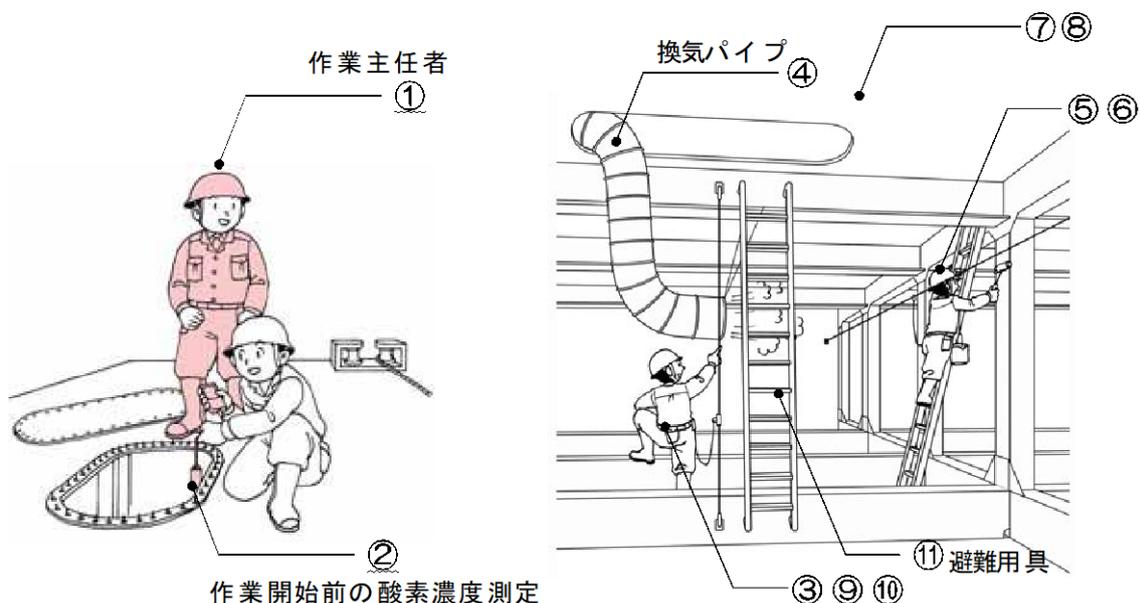
(1) 酸素欠乏

P186

古井戸、マンホール、船倉等の長期間密閉され、内部が酸化しやすい場所での作業で生じやすい疾病であり、これらの疾病を適切な措置を講じて防止することが必要です。

■チェックポイント

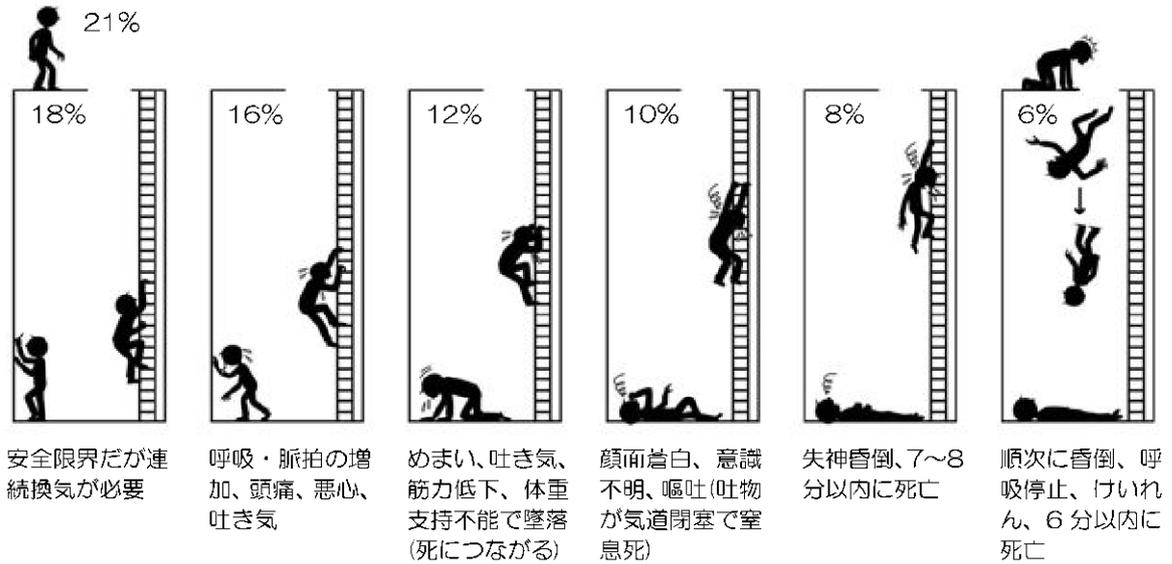
- ★①作業主任者を選定しているか。 (酸欠則 11)
- ★②作業開始前に酸素濃度を測定しているか。 (酸欠則 3、4)
 - ③転落のおそれがある場合の墜落制止用器具の装備は適切か。 (酸欠則 6)
 - ④換気を行っているか。 (酸欠則 5)
 - ⑤就業する作業者の人数と同等以上の空気呼吸器を備え、作業者にこれを使用させているか。 (酸欠則 5の2)
 - ⑥その日の作業を開始する前に、空気呼吸器等の点検整備を実施しているか。 (酸欠則 7)
 - ⑦酸素欠乏危険作業では、作業員の人数を入場及び退場時に確認しているか。 (酸欠則 8)
 - ⑧酸素欠乏危険作業に従事する作業員以外の作業員が、酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止しているか。 (酸欠則 9)
 - ⑨酸素欠乏危険作業では、常時作業の状況を監視しているか。 (酸欠則 13)
 - ⑩酸素欠乏のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止して作業員を退去させているか。 (酸欠則 14)
 - ⑪酸素欠乏作業では避難用具(空気呼吸器、はしご、繊維ロープ等)を備えているか。 (酸欠則 15)



■チェックポイント（参考）

□酸素濃度と酸素欠乏の状態

- 酸素濃度による酸素欠乏の状態は以下のとおりである。



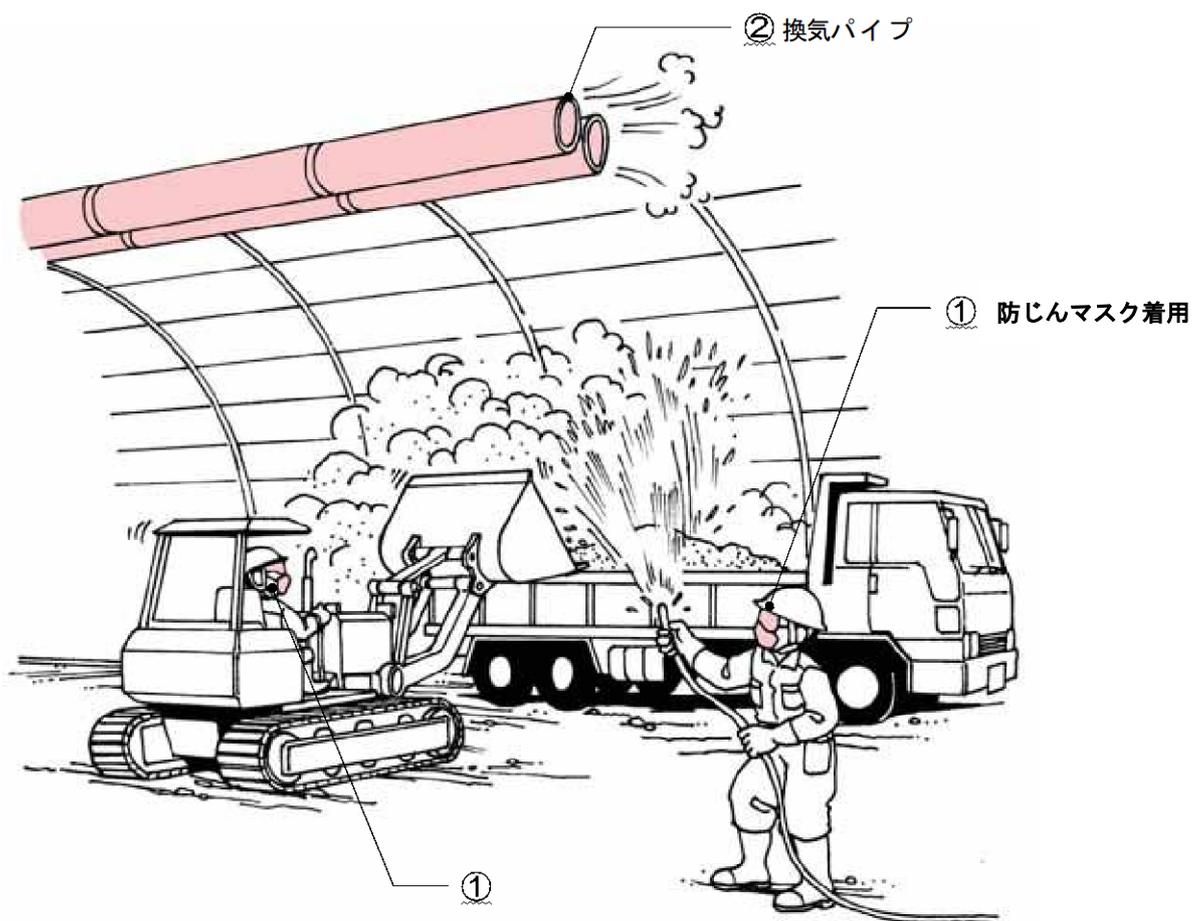
(2) 粉じん障害

P187

粉じんは、坑内における鉱物掘削や車両系建設機械による積み込み時等に起こりうるものであり、これらの場所や場面での適切な措置を講じて、安全性を保つことが必要です。

■チェックポイント

- ★①防じんマスクを使用しているか。 (粉じん則 27)
- ★②必要な換気を行い作業しているか。
- ③作業者にじん肺健康診断を受診させているか。 (じん肺法 8)

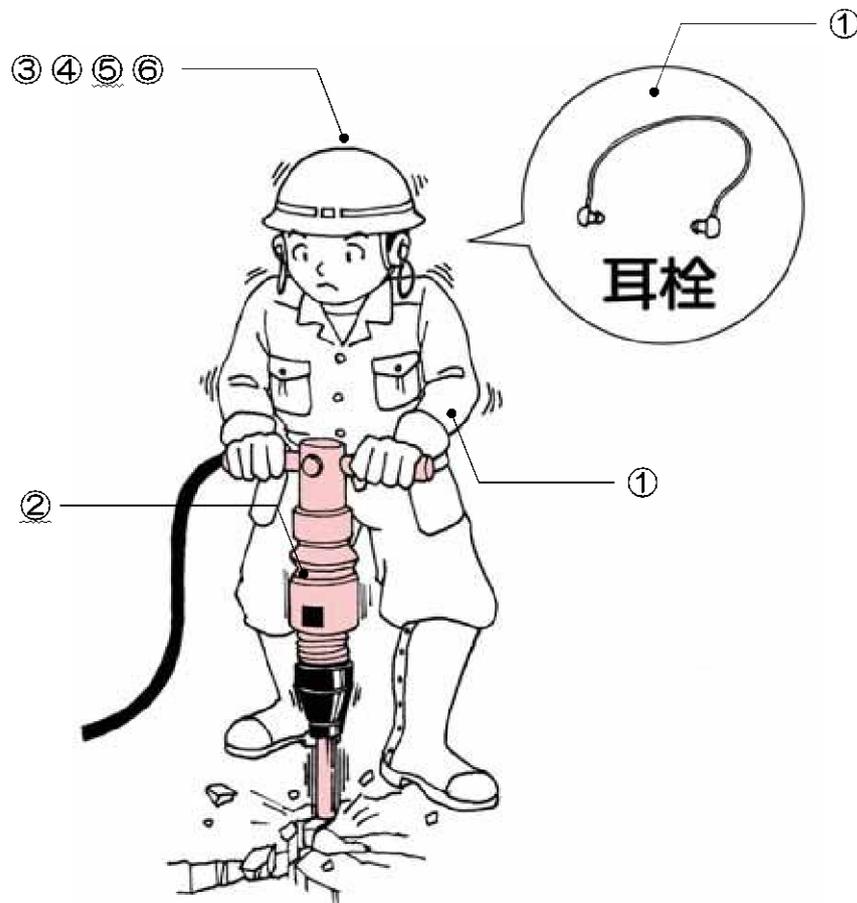


振動工具等を使用した、はつり作業、削孔作業、ボルトの締め付け作業等により発生する障害であり、白ろう病等が代表的な症状です。

■チェックポイント

- ①保護具(防振手袋、耳栓、粉じんが発生する場合は、防じんマスク等)の使用は適切か。(チェ 1-8)
- ★②低振動、低騒音機械の使用をしているか。(チェ 1-1)
- ③作業前、後の体操は実施したか。(チェ 1-6)
- ④作業者は、特殊健康診断を受診しているか。(安衛則 66)
- ★⑤振動工具取扱作業者に対する安全教育を実施しているか。(安衛則 36)
- ⑥振動工具の作業時間について制限を守っているか。(チェ 1-3)
- ⑦粉じんが発生する作業の場合、作業者にじん肺健康診断を受診させているか。(じん肺法 8)

チェ：チェーンソー取扱い作業指針



石綿が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業において、石綿粉じんの吸入により健康障害が発生するおそれがあり、これらの場所や場面での適切な措置を講じて、安全性を保つことが必要です。

■チェックポイント

- | | |
|--|------------|
| ①調査方法、調査結果を作業従事者に周知したか。 | (石綿則 3) |
| ②作業計画を定め、作業従事者に周知したか。 | (石綿則 4) |
| ③作業届を労働基準監督署へ提出したか。 | (石綿則 5) |
| ④作業における措置を行ったか。 | (石綿則 6) |
| ⑤立入禁止措置を行ったか。 | (石綿則 7) |
| ⑥保護具、作業衣を着用しているか。 | (石綿則 10) |
| ⑦切断等の作業において石綿を湿潤な状態としているか。 | (石綿則 13) |
| ⑧作業主任者を選任しているか。 | (石綿則 19) |
| ⑨局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置について
定期検査(1回/年)を行っているか。 | (石綿則 22) |
| ⑩作業員に特別教育を行っているか。 | (石綿則 27) |
| ⑪休憩室を設けているか。 | (石綿則 28) |
| ⑫作業場での喫煙、飲食の禁止措置を行っているか。 | (石綿則 33) |
| ⑬石綿濃度を定期的に(1回/6ヶ月)測定しているか。 | (石綿則 36) |
| ⑭測定結果を評価しているか。 | (石綿則 37) |
| ⑮作業員の定期健康診断(1回/6ヶ月)を行っているか。 | (石綿則 40) |
| ⑯作業主任者は技能講習を実施しているか。 | (石綿則 48の2) |

(5) 有機溶剤障害

P190

有機溶剤を使用する作業において、有機溶剤の吸入により健康障害が発生するおそれがあり、これらの場所や場面での適切な措置を講じて、安全性を保つことが必要です。

■チェックポイント

- ①使用する有機溶剤の危険有害性を作業従事者に周知したか。(有溶則 3)
- ②作業における換気等の措置を行ったか。(有溶則 5、6)
- ③保護具、作業衣を着用しているか。(有溶則 18 の 2)
- ④作業主任者を選任しているか。(有溶則 19)
- ⑤局所排気装置、プッシュプル型換気装置について
定期検査(1 回/年)を行っているか。(有溶則 20)
- ⑥有機溶剤濃度を定期的に(1 回/6 ヶ月)測定しているか。(有溶則 28)
- ⑦測定結果を評価しているか。(有溶則 28 の 2)
- ⑧作業員の定期健康診断(1 回/6 ヶ月)を行っているか。(有溶則 29)
- ⑨容器および空容器の管理を適切に行っているか(有溶則 35)
- ⑩作業主任者は技能講習を実施しているか。(有溶則 37)

化学物質の製造、取扱いにおいて、健康障害が発生するおそれがあり、これらの場所や場面での適切な措置を講じて、安全性を保つことが必要です。

■チェックポイント

- ①化学物質の名称を表示しているか。 (安衛則 32)
- ②有害性の調査を行っているか。 (安衛則 34 の 2 の 7)
- ③有害性の調査結果を作業従事者に周知したか。 (安衛則 34 の 2 の 8)
- ④有害性の調査結果を厚生労働大臣へ提出したか。 (安衛則 34 の 4)
- ⑤労働者が化学物質にさらされるおそれがない旨、厚生労働大臣へ
確認申請を行ったか。 (安衛則 34 の 5)
- ⑥有害物ばく露作業報告を行っているか。 (安衛則 95 の 6)
 - ※報告対象物質は毎年変更されるため、注意が必要。
 - ※年間 500 kg以上の製造または取扱いがある事業場は例外なく報告が必要。

IV.資料編

1.免許証等が必要な作業

1.1 免許証

1.2 技能講習修了証

1.3 特別教育

1.1 免許証が必要な作業

作業の種類	適用範囲(業務内容)	免許証の名称	準拠条項
火薬類取扱保安責任者	火薬類の貯蔵、消費の管理	火薬取扱者(甲、乙)	火取法 30 火取則 69
発破作業	導火線、電気を用いて行う発破作業及び発破作業の指揮	発破技士	安衛則 318 安衛則 320
クレーンの運転	つり上げ荷重5t以上のクレーンの運転	クレーン運転士	安衛令 20 クレーン則 22
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重5t以上の移動式クレーンの運転 公道を走行する移動式クレーンの運転	移動式クレーン運転士 大型特殊自動車	安衛令 20 クレーン則 68 道交法 84
デリックの運転	つり上げ荷重5t以上のデリックの運転	デリック運転士	安衛令 20 クレーン則 108
揚貨装置の運転	つり上げ荷重5t以上の揚貨装置の運転	揚貨装置運転士	安衛令 20 安衛則 41
ガス溶接作業の作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接又は加熱の業務の作業主任者	ガス溶接作業主任者	安衛令 6 安衛則 314
自動車の運転	公道を走行する自動車の運転(普通、大型、大型特殊)	自動車	道交法 84
高圧室内作業の作業主任者	高圧室内業務(大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフト内部において行う作業)	高圧室内作業主任者	安衛令 6 安衛則 16 高圧則 10
潜水作業	潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて水中で行う作業	潜水士	安衛令 20 高圧則 12
危険物の取扱作業	全ての種類の危険物 免状に指定する種類の危険物 ガソリン、灯油、軽油、重油、 第4石油類及び動植物油類	甲種 乙種 丙種 危険物取扱者	消防法 13 危規則 49
電気工事	自家用電気工作物の工事ならびに保安業務	電気主任技術者	電事業法 43
	電気工事を行う業務	電気工事士	電工法 3

1.2 技能講習が必要な作業

番号	講習の名称	準拠条項
1	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	安衛則別表第6
2	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	安衛則別表第6
3	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	安衛則別表第6
4	不整地運搬車運転技能講習	安衛則別表第6
5	高所作業車運転技能講習	安衛則別表第6
6	フォークリフト運転技能講習	安衛則別表第6
7	ショベルローダー等運転技能講習	安衛則別表第6
8	玉掛け技能講習	クレーン則第246条
9	床上操作式クレーン運転技能講習	クレーン則第244条
10	小型移動式クレーン運転技能講習	クレーン則第245条
11	ガス溶接技能講習	安衛則別表第6
12	コンクリート破砕器作業主任者技能講習	安衛則別表第6
13	地山の掘削作業主任者技能講習	安衛則別表第6
14	土止め支保工作業主任者技能講習	安衛則別表第6
15	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	安衛則別表第6
16	ずい道等の覆工作業主任者技能講習	安衛則別表第6
17	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	安衛則別表第6
18	足場の組立て等作業主任者技能講習	安衛則別表第6
19	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	安衛則別表第6
20	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	安衛則別表第6
21	鋼橋架設等作業主任者技能講習	安衛則別表第6
22	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	安衛則別表第6
23	採石のための掘削作業主任者技能講習	安衛則別表第6
24	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	安衛則別表第6
25	はい作業主任者技能講習	安衛則別表第6
26	船内荷役作業主任者技能講習	安衛則別表第6
27	ボイラー取扱技能講習	ボイラー及び圧力容器安全規則第122条
28	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	ボイラー及び圧力容器安全規則第123条第2項
29	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	ボイラー及び圧力容器安全規則第123条第1項
30	木材加工用機械作業主任者技能講習	安衛則別表第6
31	プレス機械作業主任者技能講習	安衛則別表第6
32	乾燥設備作業主任者技能講習	安衛則別表第6

33	酸素欠乏危険作業主任者技能講習	酸素欠乏症等防止規則 第 26 条
34	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	酸素欠乏症等防止規則 第 27 条
35	鉛作業主任者技能講習	鉛中毒予防規則第 60 条
36	有機溶剤作業主任者技能講習	有機溶剤中毒予防規則 第 37 条
37	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	安衛則別表第 6
38	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	特定化学物質障害予防 規則第 51 条
39	石綿作業主任者技能講習主任者	石綿障害予防規則第 48 条の 2

1.3 特別教育が必要な作業

労働安全衛生法第 59 条第 3 項 労働安全衛生規則第 36 条

番号	対 象 業 務
1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
2	動力プレス of 金型、シャーの刃部又はプレス機械・シャーの安全装置・安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧(直流 750V 超・交流 600V 超～7,000V 以下)・特別高圧(7,000V 超)の充電電路・その支持物の敷設などの業務。低圧(直流 750V 以下・交流 600V 以下)の充電電路(対地電圧 50V 以下及び感電による危害を生じるおそれのないものを除く。)の敷設、修理の業務等
5	対地電圧が 50V を超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
6	最大荷重 1 トン未満のフォークリフト運転業務
7	最大荷重 1 トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務
8	最大荷重 1 トン未満の不整地運搬車運転業務
9	制限荷重 5 トン未満の揚貨装置運転業務
10	伐木等機械の運転業務
11	走行集材機械の運転業務
12	機械集材装置の運転業務
13	簡易架線集材装置の運転業務
14	胸高直径 70 cm 以上の立木伐木、かかり木処理又は造材業務
15	チェーンソーを用いて行う立木伐木、かかり木処理又は造材業務
16	機体重量 3 トン未満不特定場所を自走できるものの運転業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 整地運搬積込機(①ブルドーザー②モーターグレーダー③トラクターショベル④ずり積機⑤スクレーパー⑥スクレープドーザー) ・ 掘削機(①パワーショベル②ドラグショベル③ドラグライン④クラムシエル⑤バケット掘削機⑥トレンチャー) ・ 基礎工事機(①くい打ち機②くい抜き機③アースドリル④リバースサーキュレーションドリル⑤せん孔機⑥アースオーガー⑦ペーパードレーンマシン) ・ 解体用機械(①ブレーカ②鉄骨裁断機③コンクリート圧砕機④解体用つかみ機)
17	上記基礎工事機で自走できないものの運転業務
18	上記基礎工事機で自走できるものの作業装置の操作業務
19	締固め用機械ローラー運転業務
20	コンクリート打設用機械の作業装置の操作業務
21	ボーリングマシン運転業務
22	建設工事の作業で使用するジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転業務
23	作業床の高さ 10m 未満の高所作業車の運転業務
24	動力装置の巻上げ機の運転業務(電気ホイスト・エアホイスト・これら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)
25	軌道装置等運転業務(除く鉄道事業法又は軌道法適用のもの)
26	小型ボイラー取替業務
27	つり上げ荷重 5 トン未満のクレーン・つり上げ荷重 5 トン以上の跨線テルハの運転業務(除く移動式クレーン)

28	移動式クレーン(つり上げ荷重1トン未満)の運転業務
29	デリック(つり上げ荷重5トン未満)の運転業務
30	建設用リフトの運転業務
31	玉掛業務(1トン未満のクレーン、移動式クレーン及びデリック)
32	ゴンドラの操作業務
33	作業室、気こう室へ送気するための空気圧縮機の運転業務
34	高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務
35	気こう室への送気・排気の調整を行うためのバルブ又はコックの操作業務
36	潜水作業への送気調節を行うバルブ又はコックの操作業務
37	再圧室の操作業務
38	高圧室内作業に係る業務
39	四アルキル鉛等業務
40	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
41	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理業務(除く第一種圧力容器)
42	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影業務
43	加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域における核燃料物質又は使用済燃料(汚染物を含む)の取扱業務
44	原子炉施設の管理区域内における核燃料物質又は使用済燃料(汚染物を含む)の取扱業務
45	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された物であって。電離則第2条第2項に規定するものの処分の業務
46	電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務
47	粉じん則第2条1項3号の特定粉じん作業に係る業務
48	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業に係る業務
49	産業用ロボットの可動範囲内において行う教示等又はそれらを行う労働者と共同して可動範囲外にて行う当該教示等に係る機器の操作業務
50	産業用ロボットの可動範囲内において行う検査等又はそれらを行う労働者と共同して可動範囲外にて行う当該検査等に係る機器の操作業務
51	空気圧縮機を用いて行う自動車(除く2輪自動車)のタイヤの空気充てん業務
52	廃棄物焼却施設(ダイオキシン類特別措置法)におけるばいじん、焼却灰を取り扱う業務
53	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
54	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う焼却灰等の取扱業務
55	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
56	土壌等の除染等の業務及び特定線量下業務
57	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)
58	ロープ高所作業に係る業務
59	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)

2.チェックリスト＜一般項目＞

ここに掲載しているチェックリスト＜一般項目＞は、建設工事等の安全管理を行う際に用いる、各工事種別に共通のチェック項目を整理したものです。現場での安全管理を行う際、予め必要な箇所(項目)をコピーし、項目に沿って確認してください。

また、チェックリストを用いて現状を確認するだけでなく、思わしくない結果であった項目については改善を図り、その内容を措置内容に記した上で、是正確認を行うようにしてください。

なお、本チェックリストの内容は、各現場に照らして不要な項目もあると思われます。各現場の実情に応じて必要なチェック項目を選択し、チェックを実施してください。

安全チェックリスト		統括管理体制	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
安全衛生管理計画(表)は作成したか		適・否	
作成した安全衛生管理計画表は事務所等に提示しているか		適・否	
安全衛生管理組織はよいか		適・否	
統括安全衛生責任者		適・否	
元方安全衛生管理者		適・否	
安全衛生責任者		適・否	
災害防止協議会		適・否	
緊急連絡体制		適・否	
救護管理体制		適・否	
事業者は作業手順書を作成し、教育したか		適・否	

安全チェックリスト		日常管理・安全教育	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
		是正確認	
個別工事の着手前に元請と協力業者が安全について打合せを実施しているか		適・否	
安全施工サイクルの諸活動が計画にもとづき実施されているか		適・否	
(毎日)	安全朝礼	適・否	
	作業開始前KYミーティング	適・否	
	設備、機械、環境点検測定	適・否	
	統責者巡視	適・否	
	作業中の指導・監督	適・否	
	安全工程打合せ	適・否	
	個別作業打合せ	適・否	
	持場片付け	適・否	
	終了時確認	適・否	
(毎週)	週間点検	適・否	
	一斉片付け	適・否	
	週間工程打合せ	適・否	
	災害防止協議会	適・否	
(毎月)	月次災害防止協議会	適・否	
(随時)	新規入場者の受入教育入場予定業者との事前打合せ	適・否	
指差し確認の項目をきめているか		適・否	
安全放送は実施しているか		適・否	
掲示板・掲示物の管理はどうか		適・否	
安全標識は適切に表示されているか		適・否	
安全旗(労働衛生旗・安全衛生旗)は掲揚しているか		適・否	
安全ポスター・標語の掲示はよいか		適・否	
安全衛生日誌の記載はよいか		適・否	
指示書の発行、事後処理はよいか		適・否	
会議の記録は整備してあるか		適・否	
打合せ事項の徹底はどうか		適・否	
新規入場者教育を実施しているか		適・否	
危険、有害業務に対する特別教育を実施しているか		適・否	
協力業者の各職長は職長教育をうけているか		適・否	

安全チェックリスト		服装・保護具	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
保護帽を着用し、あごひもをしっかりとめているか		適・否	
保護帽は、墜落・飛来落下防止兼用になっているか		適・否	
安全靴等をはいているか		適・否	
墜落制止用器具を着用しているか(2m以上の高所では墜落制止用器具(5m以上の高所ではフルハーネス型)を使用しているか)		適・否	
墜落制止用器具のロープ、帯に切れ、くされ等の破損はないか		適・否	
裸作業をしていないか		適・否	
てぬぐいを首にまいていないか		適・否	
作業服にほころびや、やぶれはないか		適・否	
そで口はまとまっているか		適・否	
保護具の数は作業人数分の数がそろっているか		適・否	
保護具は有効に使用できるよう保守整備されているか		適・否	

安全チェックリスト		整理整頓	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
整理整頓はよいか		適・否	
物の置き方は良いか（安定性、高さ、荷くずれ、ころがり防止、種類別仕分け、採光妨害防止、非常口前の確保）		適・否	
道路、通路上の積置きがないか		適・否	
不要物は処分されているか		適・否	
危険物は厳正に保管されているか		適・否	
水たまりは補修されているか		適・否	
通路は安全に確保されているか		適・否	
危険物の置場はよいか		適・否	
不要材、廃材の整理はよいか		適・否	
作業後の一斉片付けを実施しているか		適・否	
第三者災害防止措置はよいか		適・否	
足場上の不要物は除去されているか		適・否	
強風による飛散防止対策はとられているか		適・否	
塵埃物への散水は行われているか		適・否	

安全チェックリスト		現場内通路(屋外・屋内)	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
点検結果		措置内容	是正確認
通路の安全確保はよいか		適・否	
照明は確保されているか		適・否	
高さ1.8m以内に障害物が置かれていないか		適・否	
機械間の通路は80cm以上確保されているか		適・否	
架設通路は安衛法に適合しているか		適・否	
滑り、つまづき、踏み抜きの危険がないか		適・否	
通路上作業は原則的に禁止されているか		適・否	
墜落防止の対策がとられているか(排水溝、開口部、マンホール、荷揚場、斜面)		適・否	
屋内通路の安全確保はよいか		適・否	
安全通路の標示があるか(非常口を含む)		適・否	
照明は確保されているか		適・否	
適切な通路幅が確保されているか		適・否	
高さ1.8m以内に障害物が置かれていないか		適・否	
滑り、つまづき、踏み抜きの危険がないか		適・否	

安全チェックリスト		屋内作業場	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
作業場床面の安全確保はよいか		適・否	
防網、墜落制止用器具を使用しているか		適・否	
囲い、手すり、覆い等があるか		適・否	
凹凸はないか		適・否	
すべりつまづきの危険はないか		適・否	
幅は40mm以上あるか		適・否	
採光、照明は確保されているか		適・否	

安全チェックリスト		救急用具	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
救急用具の整備はよいか		適・否	
	たんか	適・否	
	酸素マスク	適・否	
救急箱は整備されているか		適・否	
	ほう帯	適・否	
	ピンセット	適・否	
	消毒薬	適・否	
	火傷薬	適・否	
	止血帯	適・否	
	副木	適・否	

安全チェックリスト		標識		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
看板類の標示はよいか		適・否		
建築基準法による確認済		適・否		
労働保険関係成立票		適・否		
建設業の許可票		適・否		
道路占有使用許可証		適・否		
現場工事名入看板		適・否		
ご迷惑看板		適・否		
一般標識：建災防統一標識		適・否		
ワッペン、腕章、バッジの着用等はよいか		適・否		
第三者に対する注意標識はよいか		適・否		
法定危険注意標識は確実に掲示されているか		適・否		

安全チェックリスト		点検	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
点検は励行されているか		適・否	是正確認
定期自主点検はよいか		適・否	
測定・調査は行われているか		適・否	

安全チェックリスト		就業制限	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名		氏名	
点検項目		点検結果	措置内容
作業に必要な有資格者を配置しているか		適・否	
年少者を確認し適正に就業させているか		適・否	
中高年齢者の就業について配慮しているか		適・否	
健康診断は行われているか		適・否	

安全チェックリスト		設置届・報告	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
機械の設置届、報告はなされているか		適・否	
着工30日前設置届（報告）		適・否	
移動式クレーン設置報告着工事前デリック着工30日前設置届（報告）		適・否	
エレベーター着工30日前設置届（報告）		適・否	
建設用リフト着工30日前設置届（報告）		適・否	
ゴンドラ着工30日前設置届（報告）		適・否	

安全チェックリスト		工事計画届	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
一定規模以上の工事は建設工事計画届を提出したか		適・否	是正確認
一定の建設物等について建設物・機械等設置届は提出したか		適・否	

安全チェックリスト		事故報告		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
労働者が労働災害で死亡又は四日以上休業したときは、被災者を雇用している事業者より労働者死傷病報告を提出させたか		適・否		
労働者が労働災害で四日未満の休業をしたときは、雇用事業者より労働者死傷病報告を提出させたか		適・否		
火災、爆発、倒壊の事故が発生したときは、事故報告書を提出したか		適・否		
酸素欠乏症等にかかった時又は酸欠空気が漏出しているときは、報告したか		適・否		
クレーン等の事故が発生したときは、クレーン等事故報告書を提出したか				

安全チェックリスト		合図		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
クレーン等の運転についての合図の設定はよいか		適・否		

安全チェックリスト		その他		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
緊急事態発生時の対策は整備されているか		適・否		

3.チェックリスト＜災害種別＞

ここに掲載しているチェックリスト＜災害種別＞は、建設工事において発生する災害の種類別安全管理を行う際に用いるチェック項目を整理したものです。現場での安全管理を行う際、予め必要な箇所(項目)をコピーし、項目に沿って確認してください。チェックリスト内の点検項目末尾に★印のあるものは、特に注意してチェックをすることが必要な項目です。

また、チェックリストを用いて現状を確認するだけでなく、思わしくない結果であった項目については改善を図り、その内容を措置内容に記した上で、是正確認を行うようにしてください。

なお、チェックリスト右上に記したページ数は、関係する本編のページを示しています。

安全チェックリスト		足場		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
単管	壁つなぎは専用の金具を使用し、取付間隔は良いか。	適・否		
	最大積載荷量を表示しているか。★	適・否		
	ベース金具を使用し、敷板等で沈下防止等の措置を行っているか。★	適・否		
	根がらみを確実に取り付けているか。★	適・否		
	建地の間隔は、けた行方向が1.85m以下、はり間方向が1.5m以下となっているか。	適・否		
	足場の1段目の高さは地盤から2.0m以下となっているか。	適・否		
	作業床は幅40cm以上、すき間3cm以下で固定しているか。★	適・否		
	交差筋かいで補強をされているか。	適・否		
	手摺は全面に入っているか。★	適・否		
	最上層と五層以内ごとに水平筋かいを設けているか。	適・否		
	最高部から31mを超える部分は鋼管を二本組にしているか。	適・否		
	墜落防止として交差筋かい及び高さ15cm以上40cm以下のさん若しくは高さ15cm以上の幅木が設置されているか。	適・否		
物体の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10cm以上の幅木、メッシュシートもしくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備を設置しているか。	適・否			
枠組	壁つなぎは専用の金具を使用し、取付間隔は良いか。	適・否		
	作業床は幅40cm以上、すき間3cm以下で固定しているか。★	適・否		
	端部に手摺を設置しているか。★	適・否		
	ベース金具を使用し、敷板等で沈下防止等措置を行っているか。★	適・否		
	根がらみを確実に取り付けているか。★	適・否		
	建地の間隔は、けた行方向が1.85m以下、はり間方向が1.5m以下となっているか。	適・否		
	ブレースは、全面に確実に入っているか。	適・否		
	布枠の取付状態は良いか。	適・否		
	最大積載荷重を表示しているか。★	適・否		
	墜落防止として交差筋かい及び高さ15cm以上40cm以下のさん若しくは高さ15cm以上の幅木が設置されているか。	適・否		
物体落下防止として高さ10cm以上の幅木またはメッシュシート、防網が設置されているか。	適・否			
移動	作業床は足場板等のすき間3cm以下で固定しているか。	適・否		
	最大積載荷重、使用上の注意事項等を表示しているか。	適・否		
	使用中はキャスターのブレーキを4箇所確実にきかせているか。★	適・否		
	手摺は90cm以上で中棧及び高さ10cm以上の幅木を設置しているか。★	適・否		
	昇降設備はあるか。	適・否		
	組立て高さは制限高さ以下か。(高さ \leq 7.7L-5.0m)	適・否		
ローリングタワーベース使用の場合は、以下の基準に従うこと。 <高層用：5段以下><低層用：3段以下>	適・否			

脚立	開き止めは完全に開いているか。★	適・否		
	脚部に滑り止めがついているか。	適・否		
	設置場所は水平で安定した場所か。	適・否		
	脚柱と水平面の角度は75° 以下になっているか。	適・否		
	踏面は作業を安全に行うため必要な面積を有しているか。	適・否		
	天板で作業を行っていないか	適・否		
うま	足場板のはね出しは10cm以上、足場板の長さの18分の1以下となっているか。	適・否		
	脚立と足場板はゴムバンド等で固定しているか。★	適・否		
	足場板は3点で支持しているか。★	適・否		
	足場板の幅は20cm以上、厚さ3.5cm以上、長さ3.6m以上か。★	適・否		
	設置場所は水平で安定した場所か。	適・否		
	脚立と脚立の間隔は1.8m以下となっているか。★	適・否		
	開き止めは完全に開いているか。★	適・否		
	脚部に滑り止めがついているか。	適・否		

安全チェックリスト		作業床		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
固定式	作業床は幅40cm以上、すき間3cm以下で固定しているか。★	適・否		
	ゴムバンド等で固定しているか。	適・否		
	支持物の上で20cm以上重ね合わせているか。★	適・否		
	床板の厚さ3.5cm以上か。	適・否		
	標準足場板の場合は3点支持（支点間1.8m以内）にしているか。★	適・否		
	布枠の四隅は支持物につめ金具で固定されているか。	適・否		
移動式	支持物の上で20cm以上重ね合わせているか。★	適・否		
	作業床の幅は40cm以上か。★	適・否		
	ゴムバンド等で固定しているか。★	適・否		
	作業床の厚さ3.5cm以上か。	適・否		
	足場板は2点以上で支持しているか。★	適・否		
	突き出し部は10cm以上で足場板の長さの18分の1以下となっているか。	適・否		
	開き止めは完全に開いているか。★	適・否		

安全チェックリスト		開口部		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
開口	墜落制止用器具を取り付ける設備はあるか。★	適・否		
	手摺の高さは90cm以上で高さ35cm以上50cm以下の中柵を設置しているか。(墜落防止措置)★	適・否		
	開口部の近くに材料等が積まれているか。	適・否		
	高さ15cm以上の幅木を設置しているか。(墜落防止措置)	適・否		
	開口部に注意表示を設置しているか。★	適・否		
作業床の端部	躯体と足場間の間隔が30cm以上ある場合、ブラケット足場または防網を設置しているか。	適・否		
	端部に手摺(高さ90cm以上で中柵付き)を設置しているか。★	適・否		

安全チェックリスト		安全ネット		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
ネットの辺長が3mを超える場合、3m以内かつ等間隔で吊網を取り付けているか。		適・否		
網地、縁網等が破損したものを使用していないか。		適・否		
ネットは一枚ごとに品質表示はついているか。		適・否		
ネットの下部が障害物に接していないか。		適・否		
吊網（支持部）の固定、強度はよいか。★		適・否		
ネットの網目の一辺の長さは10cm以下となっているか。		適・否		
		適・否		

安全チェックリスト		墜落制止用器具		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
足場	親綱は緊張して使用しているか。★	適・否		
	フックは腰より上の位置にあるか。	適・否		
	材料等の鋭角部にロープが当たっていないか。	適・否		
	親綱支柱は墜落の衝撃に耐えられる強固なものか。	適・否		
	支柱の間隔は適正か。	適・否		
斜面	作業者はメインロープとライフラインの2本を装着しているか。★	適・否		
	メインロープ、ライフライン、緊結具は、十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないか。	適・否		
	メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に外れないように緊結されているか。★	適・否		
	突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、覆いを設けるなど切断を防止するための措置を行っているか。★	適・否		
	作業場所について次の項目を調査し記録しているか。 ・作業箇所とその下方の状況 ・メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況 ・作業箇所と上記支持物に通じる通路の状況 ・切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態	適・否		
	作業計画を作成し、関係労働者に周知し、作業を行っているか。 ・作業方法と順序・作業に従事する労働者の人数 ・メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置 ・メインロープ等の種類と強度 ・メインロープとライフラインの長さ ・切断のおそれのある箇所と切断防止措置 ・メインロープとライフラインの支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置 ・物体の落下による労働者の危険を防止するための措置 ・労働災害が発生した場合の応急の措置	適・否		
	作業指揮者を定めているか。★	適・否		
	保護帽を着用しているか。★	適・否		
	作業開始前にメインロープ等の点検を行っているか。	適・否		
	フック、ロリップは正常に作動しているか。	適・否		
	上下作業となっていないか。	適・否		
	親綱は法尻までとどく物を使用しているか。	適・否		
	墜落制止用器具の取り付け・取り外しを法面上で行っていないか。	適・否		
親綱と法肩、地山等の摩擦はないか。	適・否			

安全チェックリスト		昇降・渡り通路		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
移動梯子	転位を防止する措置を行っているか。★	適・否		
	昇降設備は丈夫な構造となっているか。	適・否		
	材料には著しく損傷、腐食等がないものを使用しているか。	適・否		
	梯子の幅は30cm以上か。	適・否		
	滑り止めが付いているか。	適・否		
	梯子の設置角度は75度以下か。	適・否		
	踏棧の間隔は25～35cmで等間隔に設けているか。	適・否		
	全体の長さは9m以下か。	適・否		
梯子の上端を上部床から60cm以上突出しているか。★	適・否			
タラップ	手摺の高さは90cm以上で中棧を設けているか。★	適・否		
	昇降階段の表示はあるか。	適・否		
	タラップは等間隔で取り付けられているか。	適・否		
	支持物に固定しているか。★	適・否		
渡り通路	手摺の高さは90cm以上で中棧を設けているか。★	適・否		
	滑り止めの措置を行っているか。	適・否		
	支持物に固定しているか。★	適・否		
	通路幅は40cm以上、すき間は3cm以下となっているか。	適・否		

安全チェックリスト		安全通路設備		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	安全通路の表示はあるか。	適・否		
	用途に応じた幅を確保しているか。	適・否		
	通路上に資機材等を置いていないか。 ★	適・否		
	屋内及び夜間使用する通路には照明を確保しているか。 ★	適・否		

安全チェックリスト		飛散防止設備		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	材料等は風で飛ばないようにロープ等で緊結しているか。	適・否		
	足場とネットは45cm以下の間隔ですき間なく結束しているか。★	適・否		
	ネットとネットは45cm以下の間隔ですき間なく結束しているか。	適・否		
	飛来落下のおそれのある場所では、飛来防止の設備を設け、作業員に保護帽等の保護具を着用させているか。★	適・否		
	危険区域への立入禁止措置を行っているか。★	適・否		
	防護棚は骨組みの外側から水平距離で2m以上突出させ、水平面となす角度を20度以上に行っているか。	適・否		

安全チェックリスト		投下設備		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	関係者以外立入禁止措置又は監視人を配置しているか。	適・否		
	投下設備を使用しているか。(3m以上の高所からの物の投下)	適・否		
	高所からの材料、器具、工具等の上げ下ろしには、つり綱、つり袋を使用しているか。	適・否		

安全チェックリスト		型枠支保工		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
組立解体	組立図を作成し、当該組立図等により組み立てているか。	適・否		
	組立解体作業には作業主任者を選任しているか。★	適・否		
	組立解体作業区域には関係者以外の立入禁止措置がとられているか。★	適・否		
	悪天候時には作業を中止しているか。	適・否		
	支保工の材料は著しい損傷、変形または腐食のないものを使用しているか。	適・否		
型枠支保工	専用のピンを使用しているか。	適・否		
	脚部の滑動防止（根がらみ等）を設けているか。	適・否		
	敷板、コンクリートの打設等により支柱の沈下防止措置を行っているか。★	適・否		
	支保工（パイプサポート）の高さが3.5m以上の場合は、2.0m以内ごとに2方向に水平つなぎを設けているか。	適・否		
	パイプサポートを3本以上継いでいないか。	適・否		
	パイプサポートの天板と大引きを固定しているか。	適・否		
型枠構台	作業床を設けているか。★	適・否		
	全体に筋かいを設けているか。★	適・否		
	高さ1.5mを超える箇所へは昇降設備を設けているか。	適・否		
	枠組足場のブレースは完全に入れているか。	適・否		
	枠組足場の主枠に荷重がかかるようになっているか。	適・否		

安全チェックリスト		土止め支保工	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
組立図を作成し、当該組立図等により組み立てているか。		適・否	
組立解体作業には作業主任者を選任しているか。★		適・否	
組立解体作業区域には関係者以外の立入禁止措置がとられているか。★		適・否	
支保工の材料は著しい損傷、変形または腐食のないものを使用しているか。★		適・否	
設置後7日を超えない期間ごと、中震以上の地震及び大雨後等に点検し、異常を認めた場合は直ちに補強・補修を行っているか。		適・否	
昇降設備を設けているか。		適・否	
土止め周囲には適切な手摺があるか。★		適・否	
開口部の近くに土砂、重量物等を置いていないか。		適・否	
土止めの変位を常に監視しているか。		適・否	
切梁上に材料等を載せていないか。		適・否	
切梁等圧縮材の継手は突合せ継手としているか（火打ちを除く）。		適・否	
切梁、腹起しは脱落を防止するため矢板、杭等に確実に止めているか。		適・否	
切梁等に作業通路又は親綱を設置しているか。		適・否	

安全チェックリスト		掘削作業(明り掘削)		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
地山掘削の前に次の事項について調査を行っているか。 1. 形状、地質、地層の状態 2. 亀裂、含水、湧水、凍結の有無と状態 3. 埋設物の有無と状態 4. 高温のガス、蒸気の有無と状態		★ 適・否		
2.0m以上の地山の掘削作業では作業主任者を選任しているか。		適・否		
作業開始前、中震以上の地震及び大雨後等に、浮石及び亀裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検しているか。		適・否		
埋設物等による危険の防止の措置を講じているか。		適・否		
地山の崩壊等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場合は、土止め支保工を設け、防護網を張り、立入禁止措置を行っているか。		★ 適・否		
作業を安全に行うため必要な照度を保持しているか。		適・否		
法肩の近くに土砂、重量物等を置いていないか。		適・否		
掘削は安全な勾配か。		適・否		
浮石及び亀裂はないか。		適・否		
排水設備、表面排水処理は十分か。		適・否		
立入禁止の柵、手摺を設けているか。		適・否		
スカシ掘りをしていないか。		適・否		

※「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン
(平成27年6月29日基安安発第0629第1号)」に基づく対策を実施すること。

安全チェックリスト		整地・運搬・積込み用機械		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	運転席以外の所に作業員を乗せていないか。	適・否		
	前照灯の設置はよいか。	適・否		
	運転席を離れる時はブレードを下げ、キーを抜き、走行ブレーキをかけているか。	適・否		
	ヘッドガードに損傷、曲り等の異常はないか。	適・否		
	転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。★	適・否		
	作業員を機械の周囲へ立入らせていないか。★	適・否		

安全チェックリスト		掘削用機械		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	運転席以外の所に作業員を乗せていないか。	適・否		
	運転席を離れる時はバケットを下げ、キーを抜き、走行ブレーキをかけているか。	適・否		
	旋回する周囲に作業員が立ち入っていないか。	適・否		
	立入禁止の措置又は誘導員の配置はよいか。★	適・否		
	主たる用途外の使用（荷の吊り上げ等）をしていないか。★	適・否		
	法面等の作業時に地盤の確認をしているか。	適・否		

安全チェックリスト		基礎工事用機械		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	運転席以外の所に作業員を乗せていないか。	適・否		
	リーダーへの昇降は親綱を設置し墜落制止用器具を使用しているか。	適・否		
	危険箇所の立入禁止措置はよいか。★	適・否		
	ワイヤロープに変形、摩擦等の損傷はないか。	適・否		
	ハンマ吊上装置に異常はないか。	適・否		
	巻上げ装置に荷重をかけたまま運転席を離れていないか。	適・否		
	機械は安定した場所に水平に据え付けているか。	適・否		
	敷鉄板等を使用して倒壊防止をしているか。★	適・否		
	合図者を指名し決められた合図を行っているか。★	適・否		

安全チェックリスト		締固め用機械		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	運転席以外の所に作業員を乗せていないか。	適・否		
	走行ランプ、警報器に異常はないか。	適・否		
	転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。	適・否		
	機械の周囲（死角）に作業員が立ち入っていないか。★	適・否		
	運転席を離れる時はキーを抜きブレーキをかけているか。	適・否		

安全チェックリスト		コンクリート打設用機械		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	運転席以外の所に作業員を乗せていないか。	適・否		
	ホースの脱落、振れ防止の措置はよいか。	適・否		
	ブームの下で作業をしていないか。★	適・否		
	運転者とホース先端作業員との合図はよいか。	適・否		
	アウトリガーは最大に張り出しているか。★	適・否		
	機械は安定した場所に水平に据え付けているか。	適・否		
	ブームで荷を吊り上げていないか。	適・否		
	コンクリート吹き出し部へ作業員が立ち入っていないか。★	適・否		

安全チェックリスト		解体用機械		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	運転席以外の所に作業員を乗せていないか。	適・否		
	転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。★	適・否		
	前照灯の設置はよいか。	適・否		
	運転席を離れる時は、ブレーカーを下げ、キーを抜き、走行ブレーキをかけているか。	適・否		
	運転席の前面には強化ガラスを使用し又は飛来防止装置を行っているか。	適・否		
	作業区域に立ち入り禁止装置を行っているか。★	適・否		
	悪天候時には作業を中止しているか。	適・否		

安全チェックリスト		移動式クレーン作業		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
運転席以外の所に作業員を乗せていないか。		適・否		
巻過防止装置は有効に作動するか。		適・否		
吊荷は定格荷重を超えていないか。		適・否		
吊荷の下に立ち入っていないか。★		適・否		
長尺物にはかいしゃくロープを使用しているか。		適・否		
合図者を配置しているか。		適・否		
アウトリガーは最大に張り出しているか。		適・否		
立入禁止装置を行っているか。		適・否		
車体を水平にセットしているか。		適・否		
過負荷防止装置を正しくセットしているか。		適・否		
旋回警告灯及び旋回アラームは正しく作動するか。		適・否		
外部表示灯を設置しているか。		適・否		
定格荷重を表示しているか。		適・否		
フックの外れ止めは有効に作動するか。		適・否		
強風時（10分間平均風速が10m/s以上の風）には作業を中止しているか。		適・否		
運転者は荷を吊った状態で運転席から離れていないか。		適・否		
軟弱な地盤では敷鉄板を使用しているか。★		適・否		

安全チェックリスト		玉掛作業		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	玉掛ワイヤに形くずれ、素線切れ等の損傷はないか。★	適・否		
	1本吊りをしていないか。★	適・否		
	地切りをし、吊り荷の安定を図っているか。	適・否		
	荷の鋭角部にあて物をしているか。	適・否		
	枕木を設けているか。	適・否		
	吊り荷の下に作業員が立ち入っていないか。★	適・否		
	長尺物にはかいしゃくロープを使用しているか。	適・否		
	合図者を配置しているか。★	適・否		
	吊り角度は60° 以内になっているか。	適・否		
	フック、シャックル等の金具に変形、亀裂はないか。	適・否		

安全チェックリスト		玉掛用具		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
ワイヤーロープ	1よりの間で素線数の10%以上の素線が切断したものを使用していないか。	適・否		
	キンクしたものを使用していないか。★	適・否		
	サツマ部分の素線が切断や損傷したものを使用していないか。	適・否		
	直径の減少が公称径の7%をこえたものを使用していないか。	適・否		
	著しい形くずれや腐食があるものを使用していないか。★	適・否		
繊維ロープ	ストランドが切断しているものを使用していないか。★	適・否		
	著しい形くずれや腐食があるものを使用していないか。★	適・否		
	著しい汚れ、変色があるものを使用していないか。	適・否		
チェーン	伸びが製造時の5%以上のものを使用していないか（5リンクの長さを基準長とする）。	適・否		
	リンクの断面の直径の減少が製造時の10%をこえるものを使用していないか。	適・否		
	亀裂があるものを使用していないか。★	適・否		
	著しく変形したものを使用していないか。★	適・否		
フック、シャックル	変形しているもの（口の開いたフック、楕円形となったリング、広がったシャックル）を使用していないか。★	適・否		
	亀裂があるものを使用していないか。★	適・否		
	磨耗の著しいものを使用していないか。	適・否		

安全チェックリスト		変電設備		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	主任技術者の氏名を明示しているか。	★ 適・否		
	立入禁止の囲いを設け、関係者以外の立入禁止を明示しているか。	★ 適・否		
	電気機械器具の囲い等について、毎月1回以上、損傷の有無の点検を行っているか。	適・否		
	屋外に設置する場合は防水型としているか。	適・否		
	主任技術者が兼務の場合は、その代理者、一般用電気工作物の場合は、電気取扱者を明示しているか。	適・否		
	感電又は誤操作による危険を防止するため、必要な照度を確保しているか。	適・否		
	法令で定められた点検（日常点検週1回、定期点検年1回）をしているか。	適・否		

安全チェックリスト		分電盤、漏電しゃ断機		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
取扱責任者を決めているか。		適・否		
機械等修理中は“修理中”の表示をし、鍵をかけているか。		適・否		
分電盤の前に材料等を置いていないか。		適・否		
ケーブルの下部の貫通部を通して配線しているか。		適・否		
漏電しゃ断機は正常に作動するか。★		適・否		
二重絶縁構造になっている機器以外は、漏電しゃ断機を取付けているか。		適・否		
アースは正常に接続されているか。★		適・否		
回路表示をしているか。		適・否		
分電盤の設置高さは、現場内1 m以上、公道に面した場所2.5 m以上としているか。		適・否		
定期的に接地抵抗値を測定し記録しているか。		適・否		
法令で定められた点検（使用前点検、囲い等の点検毎月1回以上）を実施しているか。		適・否		

安全チェックリスト		仮設移動電線		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
電線が高熱物に接していないか。		適・否		
通路上に配線した移動電線は適切な防護がされているか。★		適・否		
電線の被覆に損傷はないか。★		適・否		
移動電線には、2種以上のキャブタイヤケーブル以上のものを使用しているか。		適・否		
作業床上にはわせた電線の上には重量物をおいていないか。		適・否		
作業員が作業し、通行する場所から側面60cm以内又は高さ2m以内にある配線及び移動電線には防護を行っているか。		適・否		
湿潤な場所では防水効果のある電線及び接続器を使用しているか。		適・否		
活線の末端を露出したまま放置していないか。		適・否		
法令で定められた点検（使用前点検）を実施しているか。		適・否		

安全チェックリスト		照明設備		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	電球やソケットが破損していないか。	適・否		
	配線の被覆に損傷はないか。★	適・否		
	キャブタイヤをロープ代わりに使用していないか。	適・否		
	電線接続部が加熱しているところはないか。	適・否		
	手持型又は吊下げ型電灯にはガードが確実に取り付けられているか。★	適・否		
	キャブタイヤは劣化、亀裂、損傷等のないものを使用し、平行ビニール線は使用していないか。★	適・否		
	明暗差が大きく作業上危険である水平灯光は使用していないか。	適・否		

安全チェックリスト		アーク溶接作業		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
しゃ光面、保護手袋、保護マスク(呼吸用保護具)、エプロン等の保護具の使用は適切か。	★	適・否		
道路面のころがし配線は養生しているか。		適・否		
自動電撃防止装置等について、使用開始前点検を行っているか。		適・否		
アースを確実に接続しているか。	★	適・否		
アーク溶接の作業は特別教育修了者が行っているか。	★	適・否		
絶縁被覆が損傷又は老朽していないか。		適・否		
アースクランプは溶接点の近くに確実に接続しているか。		適・否		
作業中止時ホルダーに溶接棒を挟んだまま放置していないか。		適・否		
通路面をころがし配線する場合は防護を行っているか。		適・否		
高さ2m以上の箇所作業を行う場合、自動電撃防止装置を使用しているか。		適・否		
湿った場所や身体で作業していないか。		適・否		
火花の飛散防止並びに消火設備を設置しているか。		適・否		
溶接棒ホルダーはJIS規格に適合するもの又は同等以上の絶縁効力と耐熱性を要するものを使用しているか。		適・否		
法令で定められた点検を実施しているか。		適・否		
作業者にじん肺健康診断を受診させているか。		適・否		

安全チェックリスト		活線近接作業		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	安全な離間距離を保っているか。★	適・否		
	専任の監視員を配置しているか。	適・否		
	低圧の充電電路の点検修理では絶縁用保護具を使用しているか。	適・否		
	身体又は工具等の1m以内に低圧の充電路がある場合、充電電路に絶縁用防具を装着するか、作業員に保護具を着用させているか。	適・否		
	架空電線に近接して移動式クレーン、くい打機等を使用する場合は特に注意するとともに、電力会社に立会いを求めているか。★	適・否		
	活線に対する措置として、高圧は保護管による保護を行い、特別高圧については移設を行うか、監視人を置き作業を監視させているか。	適・否		

安全チェックリスト		丸のこ		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	巻き込まれやすい手袋を使用していないか。★	適・否		
	巻き込まれやすい作業服を着用していないか。★	適・否		
	作業姿勢は適切か。	適・否		
	丸のこを使用して作業を行う場合は、アース・コードの破損、ブレーキ設置、刃の締付け等を整備してから作業しているか。	適・否		

安全チェックリスト		グラインダ		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	最高使用周速度をこえる運転はしていないか。	適・否		
	防じんメガネ、防じんマスクを使用しているか。★	適・否		
	保護カバーが正しく取り付けてあるか。★	適・否		
	使用前の試運転を確実に実施しているか。	適・否		
	グラインダを使用して作業する場合には、砥石の側面を使用していないか。	適・否		
	グラインダを使用する作業（刃の取り替えと、試運転）は、特別教育修了者が行っているか。	適・否		

安全チェックリスト		巻上げ装置		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	原動機、回転軸等にカバーをしているか。	★ 適・否		
	ワイヤーロープに、キンク、変形腐食はないか。	★ 適・否		
	巻すぎ防止装置、動力しゃ断装置等、安全装置等を備えているか。	★ 適・否		
	柵等で立入禁止措置をしているか。	適・否		
	水平、沈下防止措置の溶接等、据付けの方法は適正か。	適・否		
	ウインチ運転作業では、制限荷重の厳守、ワイヤの乱巻き防止、半クラッチ運転の禁止等に留意して作業をしているか。	適・否		
	ウインチ運転作業では、合図者を指名し、合図をしてから運転の開始を行っているか。	適・否		
	ウインチ運転作業で、運転位置を離れるときは、ブレーキを掛け、動力を完全に停止しているか。	適・否		
	ウインチ運転作業では、原動機に巻込まれないような作業服を着用しているか。	適・否		

安全チェックリスト		コンプレッサ設備		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
空気圧縮機バルブが正常に作動しているか。		適・否		
空気の吸入口は、なるべく高い位置に設置しているか。		適・否		
排気ガス等の有害ガスを吸入しないか。		適・否		
空気収縮機の軸受の温度が正常であるか、また、油で汚れていないかを調べる。		適・否		
原動機の冷却水の温度変化に注意し、電流計の針の振れ方に注意しているか。		適・否		
潜水前に設備の点検を実施し、修理その他の必要な措置をおこなっているか。		適・否		
原動機の燃料及び原動機と空気圧縮機のエンジンオイルを点検しているか。		適・否		
潜水作業における送気の調整を行うため、バルブ又はコックを操作する業務では特別教育を実施しているか。		★ 適・否		

安全チェックリスト		運搬作業		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
地形、地盤の状態等に応じた適正な制限速度を定めているか。		適・否		
運行経路の幅員、急激な地盤沈下、路肩の崩壊の防止等の措置が取られているか。		適・否		
機械または荷に接触する箇所への進入は禁止しているか。		適・否		
誘導者を置く場合は、一定の合図を定めているか。		適・否		
フォークシャベルの下の危険を伴う箇所への立入を禁止しているか。		適・否		
偏荷重が生じないように積載しているか。また、荷崩れ防止のため、ロープやシートを用いているか。		適・否		
車両の移送のための積み下ろしは、平坦で堅固な場所で行っているか。また、道板を使用する場合は、十分な長さ、幅、強度のあるものを使用し、適切なこう配で作業をしているか。		適・否		
乗車席以外の所に作業員を乗せていないか。		適・否		
主たる用途外に使用していないか。		適・否		

安全チェックリスト		第三者立入禁止設備		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	近隣居住者等への周知は実施されているか。	適・否		
	第三者への危険が予測される場合、柵等を設けているか。★	適・否		
	出入口の施錠はあるか。	適・否		
	作業場の出入口の構造・措置は適切か。	適・否		
	強風等により倒壊しない強度を有しているか。	適・否		
	作業場に第三者の出入を禁止する措置をしているか。★	適・否		

安全チェックリスト		振動・騒音作業		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	振動規正法、騒音規制法の基準値を超えていないか。	適・否		
	特定建設作業の届出の義務を守っているか。★	適・否		
	特定建設作業以外の建設機械を使用した作業でも、近くに民家がある場合は、騒音対策を実施しているか。	適・否		
	都道府県、市町村の条例を確認しているか。	適・否		

安全チェックリスト		埋設物近接作業		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	埋設物管理者の立会いが行われているか。	★ 適・否		
	埋設物の確認はしたか。	★ 適・否		
	布掘り及びつぼ掘りの準備は適切か。	適・否		
	くい打機又はボーリングマシーンを使用して作業を行う場合、ガス導管、地中電線路等の有無及び状況を確認し、それらに対して適応する措置を講じているか。	適・否		
	ガス導管からガスが発散するおそれのある場合において作業を行う時、爆発又は火災を防止するために必要な措置をとっているか。	適・否		
	埋設物等の近接箇所では掘削作業を行う場合、埋設物を補強し、又は移設する等、危険を防止する措置を講じているか。	適・否		
	埋設物の維持、工事中の損傷及び損傷による公衆災害に関して、常に点検を実施する等の万全な対策をとっているか。	適・否		

※地下埋設物の事故防止マニュアル（中部地整）に基づく対策を実施すること。

安全チェックリスト		消火設備		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	火気の使用を禁止する標識等は設置しているか。★	適・否		
	火災予防上の設備は適切か。★	適・否		
	建築物等の規模又は広さ、取扱われるものの種類等により予想される爆発又は火災の症状に適応した消火設備を設置しているか。	適・否		

安全チェックリスト		危険物取扱い作業		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	立入禁止、火気厳禁の標示等管理状況は適正か。★	適・否		
	作業指揮者を定めているか。★	適・否		
	可燃性ガス等による爆発物又は火災を防止するため、換気を適正に行っているか。	適・否		
	指定数量以上の貯蔵・取扱いは、都道府県知事の許可を受けているか。	適・否		
	指定数量以上の貯蔵・取扱いは、所轄消防長又は消防署長に届け出ているか。	適・否		

安全チェックリスト		ガス溶接溶断作業	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
逆火防止装置は整備されているか。		適・否	
取扱責任者の標示をしているか。★		適・否	
空充の標示をしているか。		適・否	
消火器は設置しているか。		適・否	
ホースの損傷、亀裂はないか、吹管とホースの接続箇所はガス漏れがないか。		適・否	
ガス等を貯蔵する容器は、換気が不十分、火気を使用する危険物を取扱う場所には設置、貯蔵、放置をしないなど保管方法は適切か。		適・否	
石鹼水を備えているか。		適・否	
安全弁及び圧力計の破損・不調はないか。		適・否	
有資格者が作業しているか。★		適・否	
作業服に油污れはないか又、保護メガネ、保護手袋は適切か。		適・否	
溶接火花に対する防護措置は適切か。		適・否	
ガス又は粉じんによる爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除じん等の措置を講じているか。		適・否	
火災又は爆発の危険がある場所では、火気の使用を禁止する標示をしているか、また、特に危険な場所に関しては、関係者以外立入を禁止しているか。		適・否	

安全チェックリスト		落盤・地山の崩壊		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
落盤防止策として、ずい道支保工は設けているか。★		適・否		
落盤防止策として、ロックボルトを施しているか。		適・否		
落盤防止策として、浮石を落とし、地山にモルタルを吹き付けているか。		適・否		
出入口付近の危険防止策として、土止め支保工を設けているか。		適・否		
出入口付近の危険防止策として、防護網を張っているか。		適・否		
出入口付近の危険防止策として、浮石を落とし、地山にモルタルを吹き付けているか。		適・否		
浮石落とし作業中の箇所やその下方は立入禁止としているか。★		適・否		
ずい道支保工の補強、補修作業中の箇所を立入禁止としているか。		適・否		
排気ガス、粉じんにより視界が著しく制限される状態にあるときは換気を行い、水をまくなど作業を安全に行うために必要な視界を保持するための措置を講じているか。		適・否		
照度の確保を作業場所で、水平面で70ルクス以上、通路で通路面上20ルクス以上としているか。		適・否		
運搬機械の運行経路を確保しているか。		適・否		
運搬機械に対する誘導者を配置しているか。		適・否		
保護帽を着用しているか。		適・否		

安全チェックリスト		爆発・火災		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
火気、マッチ・ライター等の持込みの禁止は守られているか。		適・否		
火気等の持込禁止の標識を出入口等の見やすい場所に掲示しているか。		★ 適・否		
可燃性ガスによる爆発、火災防止措置を定め、関係者に周知しているか。		★ 適・否		
可燃性ガスの突出の恐れがあるときは、ボーリングによるガス抜き等の措置を講じているか。		適・否		
付近にある、ぼろ・木くず・紙くず等の可燃性の除去と不燃性の物で覆いをし、若しくは作業に伴う火花等の飛散防止の隔離を設けているか。		適・否		
火気、アークの使用場所には、使用状況を監視させ、異常時には直ちに必要な措置を講じているか。		適・否		
火気、アークの使用場所には、残火の始末の状況を確認しているか。		適・否		
火気、アークの使用場所、配電盤、しゃ断器を設置する場所には消火設備を設け、設置場所、使用方法を周知しているか。		適・否		

安全チェックリスト		避難		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	落盤、出水による災害発生の危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に避難させているか。★	適・否		
	可燃性ガスの濃度が爆発下限限界値の30%以上の場合、労働者を退避させ、火気の使用禁止、通風、換気の措置をとっているか。	適・否		
	落盤、出水、ガス爆発、火災その他災害を速やかに知らせるため、切羽までの距離が100m以上である場合は、サイレン、非常ベル等の警報設備を設け、また、その設置場所を周知させているか。★	適・否		
	落盤、出水、ガス爆発、火災その他災害を速やかに知らせるため、切羽までの距離が500m以上である場合は、サイレン、非常ベル、電話等の通話設備を設け、また、その設置場所を周知させているか。	適・否		
	警報設備は、常時有効に作動するよう保持しているか。★	適・否		
	警報設備は予備電源を設けているか。	適・否		
	各種避難用具が設置されているか。	適・否		

安全チェックリスト		ずい道支保工		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	著しい損傷、変形、腐食の材料を用いていないか。	★ 適・否		
	地質、地層、含水、湧水、き裂、浮石の状態や掘削方法に応じた堅固な構造となっているか。	★ 適・否		
	ずい道支保工を組み立てるときは、あらかじめ作成した標準図に基づいて組み立てているか。	適・否		
	主材を構成する一組の部材は、同一平面内に設置しているか。	適・否		
	荷のきいている支保工は、取りはずし前に荷重を型枠支保工等に移しているか。	適・否		
	部材の損傷、緊圧の度合、接続部の状態等を毎日及び中震以上の地震の後点検しているか。	★ 適・否		
	ずい道型枠支保工の材料は、損傷がなく、荷重に応じた堅固なものか。	適・否		

安全チェックリスト		救護		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
空気呼吸器または酸素呼吸器を設置しているか。		適・否		
メタンまたは硫化水素、一酸化炭素、酸素の濃度測定器具は設定しているか。		適・否		
携帯用照明器具は設置しているか。		適・否		
はしご、ロープは設置しているか。		適・否		
上記の用具の使用方法の訓練をしているか。		適・否		
救急蘇生訓練、救急処置訓練を行っているか。★		適・否		
各種訓練は、一定期間が終わるまでに1回、その後1年以内ごとに1回行い、実施年月日、受けた者の氏名、内容を記録し、3年間保存しているか。		適・否		
救護に関する組織、機械等の点検・整備、訓練の実施、安全に関することを定めているか。		適・否		
内部作業に従事する労働者の氏名・人数を常時確認しているか。★		適・否		
ずい道等救護技術管理者を選任しているか。		適・否		

安全チェックリスト		坑内の通路の作業環境		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
坑内のはしご道で、その長さが10m以上のものは、5m以内ごとに踏だなを設けているか。		適・否		
坑内のはしご道のこう配は、80° 以内としているか。		適・否		
通路又ははしご道で、巻上げ装置と労働者との接触の危険がある場所には、板仕切等の隔避を設けているか。		適・否		
換気が十分できない坑内で、エンジン付機械は使用を禁止しているか。		適・否		
散水等の粉じん飛散防止の措置を講じているか。		適・否		
坑内の炭酸ガス濃度は、1.5%以下としているか。		適・否		
炭酸ガス濃度1.5%以上、酸素濃度18%未満の箇所は立入を禁止しているか。		適・否		
硫化水素濃度10 p p m以上の箇所は、立入を禁止しているか。		適・否		
炭酸ガス濃度は、1月ごとに記録し、3年間保管しているか。		適・否		
自然換気が不十分な箇所では、通気設備を設けているか。★		適・否		
通気設備は半月以内ごとに1回、定期的に測定、記録し、3年間保管しているか。		適・否		
坑内の気温は37℃以下とし、半月以内ごとに1回定期的に測定、記録し、3年間保管しているか。		適・否		

安全チェックリスト		採石作業の管理		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
地山の形状、地質・地層の状態を調査及び記録しているか。		適・否		
作業計画は作成しているか。★		適・否		
採石作業の点検者を指名しているか。		適・否		
採石のための掘削作業主任者の選定をしているか。		適・否		
発破の時期、浮石落としの方法を近接の採石場に連絡しているか。		適・否		
採石作業を行う場合は、照度を確保しているか。		適・否		
掘削面のこう配の基準を保持しているか。		適・否		
崩壊・落盤の危険に備えているか。		適・否		
掘削箇所付近で、岩石の小割または加工の作業を禁止しているか。		適・否		
岩石採取のための掘削の作業が行われている箇所の下方で土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところは立入を禁止しているか。		適・否		
採石作業を行う場合は、保護帽を着用させているか。		適・否		
採石作業を行う場合は、運搬機械等及び小割機械の運行経路並びに土石の積みおろし場所への出入の方法を定めて、関係労働者に周知しているか。		適・否		
運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工の作業を禁止しているか。		適・否		
採石作業を行う場合は、運転中の運搬機械等及び小割機械に接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所は立入を禁止しているか。		適・否		
採石作業を行う場合は、運搬機械等及び小割機械が労働者の作業箇所に後進して接近するとき、又は転落するおそれがあるときは誘導者を配置し、各種機械を誘導させているか。		適・否		

安全チェックリスト		ポンプ式浚渫船	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
		是正確認	
作業内容を全員に知らせたか。		適・否	
有資格者を配置したか。		適・否	
合図者、合図の方法を決めたか。		適・否	
服装、保護具及び救命胴衣を点検したか。		適・否	
安全通路の確保は適切か。		適・否	
ウィンチ及びワイヤ等を点検したか。		適・否	
安全通路を利用しているか。		適・否	
保護具及び救命胴衣の仕様状況は適切か。		適・否	
乗り降りは決められた方法で行っているか。		適・否	
ワイヤの内角側等危険な場所に立ち入っていないか。		適・否	
合図者の位置、合図の方法は適切か。		★ 適・否	
船舶の離接舷時ロープの取扱いは手足を挟まれないようにしているか。		★ 適・否	
夜間の作業では十分な照明を確保しているか。甲板作業は2人以上で行っているか。		★ 適・否	
整理、整頓は適切か。		適・否	
気象、海象に応じた対策をとっているか。		★ 適・否	
係留状況を確認したか。		適・否	
各ウィンチのブレーキ、ストッパーを確認したか。		★ 適・否	
停泊灯、その他の灯火を確認したか。		適・否	

安全チェックリスト		グラブ式浚渫船	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
作業内容を全員に知らせたか。		適・否	
有資格者を配置したか。		適・否	
合図者、合図の方法を決めたか。		適・否	
服装、保護具及び救命胴衣を点検したか。		適・否	
安全通路の確保は適切か。		適・否	
ウィンチ及びワイヤ等を点検したか。		適・否	
安全通路を利用しているか。		適・否	
保護具及び救命胴衣の仕様状況は適切か。		適・否	
乗り降りは決められた方法で行っているか。		適・否	
ワイヤの内角側等危険な場所に立ち入っていないか。		適・否	
合図者の位置、合図の方法は適切か。		適・否	
掘削機本体旋回範囲内への立入禁止措置は適切か。 ★		適・否	
運転席を離れるときは、グラブを空中に吊下げたままになっていないか。また、確実にブレーキをかけているか。 ★		適・否	
土運船のバランスを考慮して積込んでいるか。また、積み過ぎていないか。		適・否	
土運船等の離接舷時ロープの取扱いは手足を挟まれないようにしているか。 ★		適・否	
整理、整頓は適切か。 ★		適・否	
気象、海象に応じた対策をとっているか。		適・否	
係留状況を確認したか。		適・否	
各ウィンチのブレーキ、ストッパーを確認したか。		適・否	
停泊灯、その他の灯火を確認したか。		適・否	

安全チェックリスト		地盤改良船		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
作業内容を全員に知らせたか。		適・否		
有資格者を配置したか。		適・否		
合図者、合図の方法を決めたか。		適・否		
服装、保護具及び救命胴衣を点検したか。		適・否		
安全通路の確保は適切か。		適・否		
ウィンチ及びワイヤ等を点検したか。		適・否		
付属作業船の係留状態は適切か。		適・否		
安全通路を利用しているか。		適・否		
保護具及び救命胴衣の使用状況は適切か。		適・否		
乗り降りは決められた方法で行っているか。		適・否		
ワイヤの内角側等危険な場所に立ち入っていないか。 ★		適・否		
合図者の位置、合図の方法は適切か。		適・否		
高所作業では、墜落制止用器具を使用しているか。 ★		適・否		
投入ホッパー等の清掃、点検は手順どおり行っているか。		適・否		
ガット船等の離接舷時ロープの取扱いは手足を挟まれないようにしているか。 ★		適・否		
整理、整頓は適切か。		適・否		
気象、海象に応じた対策をとっているか。		適・否		
係留状況を確認したか。		適・否		
各ウィンチのブレーキ、ストッパーを確認したか。 ★		適・否		
停泊灯、その他の灯火を確認したか。		適・否		

安全チェックリスト		杭打船	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
作業内容を全員に知らせたか。		適・否	
有資格者を配置したか。		適・否	
合図者、合図の方法を決めたか。		適・否	
服装、保護具及び救命胴衣を点検したか。		適・否	
安全通路の確保は適切か。		適・否	
ウィンチ及びワイヤ等を点検したか。		適・否	
杭のころがり防止は適切か。		★ 適・否	
安全通路を利用しているか。		適・否	
保護具及び救命胴衣の仕様状況は適切か。		適・否	
乗り降りは決められた方法で行っているか。		適・否	
ワイヤの内角側等危険な場所に立ち入っていないか。		★ 適・否	
合図者の位置、合図の方法は適切か。		適・否	
高所作業では、墜落制止用器具を使用しているか。		★ 適・否	
吊り荷の下等、危険な箇所で作業をしていないか。		★ 適・否	
杭運搬船等の離接舷時ロープの取扱いは手足を挟まれないようにしているか。		★ 適・否	
整理、整頓は適切か。		適・否	
気象、海象に応じた対策をとっているか。		適・否	
係留状況を確認したか。		適・否	
各ウィンチのブレーキ、ストッパーを確認したか。		適・否	
停泊灯、その他の灯火を確認したか。		適・否	

安全チェックリスト		酸素欠乏		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	作業主任者を選定しているか。	★ 適・否		
	作業開始前に酸素濃度を測定しているか。	★ 適・否		
	転落のおそれがある場合の墜落制止用器具の装備は適切か。	適・否		
	換気を行っているか。	適・否		
	就業する作業者の人数と同数以上の空気呼吸器等を備え、作業者にこれを使用させているか。	適・否		
	その日の作業を開始する前に、空気呼吸器等の点検整備を実施しているか。	適・否		
	酸素欠乏危険作業では、作業員の数を入場及び退場時に確認しているか。	適・否		
	酸素欠乏危険作業に従事する作業員以外の作業員が、酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止しているか。	適・否		
	酸素欠乏危険作業では、常時作業の状況を監視しているか。	適・否		
	酸素欠乏のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止して作業員を退去させているか。	適・否		
	酸素欠乏作業では避難用具（空気呼吸器、はしご、繊維ロープ等）を備えているか。	適・否		

安全チェックリスト		粉じん障害		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名		氏名		
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	防じんマスクを使用しているか。★	適・否		
	必要な換気を行い作業しているか。★	適・否		
	作業者にじん肺健康診断を受診させているか。	適・否		

安全チェックリスト		振動・騒音障害		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	保護具（防振手袋、耳栓（粉じんが発生する場合は防じんマスク）等）の使用は適切か。	適・否		
	低振動、低騒音機械の使用をしているか。★	適・否		
	作業前、後の体操は実施したか。	適・否		
	作業者は、特殊健康診断を受診しているか。	適・否		
	振動工具取扱作業者に対する安全教育を実施しているか。★	適・否		
	振動工具の作業時間について制限を守っているか。	適・否		
	粉じんが発生する作業の場合、作業者にじん肺健康診断を受診させているか。	適・否		

安全チェックリスト		石綿障害	
工事名		点検日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属
業者名			氏名
点検項目		点検結果	措置内容
		是正確認	
調査方法、調査結果を作業従事者に周知したか。		適・否	
作業計画を定め、作業従事者に周知したか。		適・否	
作業届を労働基準監督署へ提出したか。		適・否	
作業における措置を行ったか。		適・否	
立入禁止措置を行ったか。		適・否	
保護具、作業衣を着用しているか。		適・否	
切断等の作業において石綿を湿潤な状態としているか。		適・否	
作業主任者を選任しているか。		適・否	
局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置について定期検査(1回/年)を行っているか。		適・否	
作業員に特別教育を行っているか。		適・否	
休憩室を設けているか。		適・否	
作業場での喫煙、飲食の禁止措置を行っているか。		適・否	
石綿濃度を定期的に(1回/6ヶ月)測定しているか。		適・否	
測定結果を評価しているか。		適・否	
作業員の定期健康診断(1回/6ヶ月)を行っているか。		適・否	
作業主任者は技能講習を実施しているか。		適・否	

安全チェックリスト		有機溶剤障害		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
使用する有機溶剤の危険有害性を作業従事者に周知したか。		適・否		
作業における換気等の措置を行ったか。		適・否		
保護具、作業衣を着用しているか。		適・否		
作業主任者を選任しているか。		適・否		
局所排気装置、プッシュプル型換気装置について定期検査(1回/年)を行っているか。		適・否		
有機溶剤濃度を定期的に(1回/6ヶ月)測定しているか。		適・否		
測定結果を評価しているか。		適・否		
作業員の定期健康診断(1回/6ヶ月)を行っているか。		適・否		
容器および空容器の管理を適切に行っているか。		適・否		
作業主任者は技能講習を実施しているか。		適・否		

安全チェックリスト		化学物質障害		
工事名		点検日	年 月 日	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者	所属	
業者名			氏名	
点検項目		点検結果	措置内容	是正確認
	化学物質の名称を表示しているか。	適・否		
	有害性の調査を行っているか。	適・否		
	有害性の調査結果を作業従事者に周知したか。	適・否		
	有害性の調査結果を厚生労働大臣へ提出したか。	適・否		
	労働者が化学物質にさらされるおそれがない旨、厚生労働大臣へ確認申請をおこなったか。	適・否		
	有害物ばく露作業報告を行っているか。	適・否		

4. 【参考】職場の安全衛生点検表(建設業用)

【参考】職場の安全衛生点検表(建設業用)

この点検表は、愛知労働局ホームページのものを一部加工したものです。

工 事 名		工事の種類	土木・建築・その他	進捗率	%
所 在 地			元方事業場名		
点検年月日	年	月	日	点検者氏名	職名
					氏名

点検項目（該当しない項目には、チェックする必要はありません。）

1. 工事の計画段階における安全衛生の確保の状況

- (1) 安全衛生管理計画を作成しているか 適 否
- (2) 仕事の工程・機械設備等について事前評価としての危険性
又は有害性等の調査(以下「RA」という。)及びその結果に基づく措置は適切か 適 否
- (3) 店社内で事前評価体制の確立・計画届の参画者資質向上を図っているか 適 否

2. 安全衛生管理体制等の状況

- (1) 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者及び
店社安全衛生管理者を選任し、責任と権限を明確化しているか 適 否
- (2) 安全衛生協議会を設置・運営し作業間の連絡調整を行っているか 適 否
- (3) 元方事業者は関係請負人の法令違反を防止するための指導・援助を
しているか 適 否
- (4) 安衛法施行令第6条に定める作業には作業主任者を選任しているか 適 否
- (5) 関係請負人が行う新規入場者教育に対する資料や場所の提供など
教育を行いやすい現場環境を整えているか 適 否
- (6) 労働災害、事故、ヒヤリ・ハット事例が発生した場合、再発防止対策
を講じるほか、RAのための情報として蓄積しているか 適 否

3. 安全衛生教育等の実施状況

- (1) 新規入場者の教育を実施しているか 適 否
- (2) 特別教育(安全衛生規則第36条)を実施を確認しているか 適 否
- (3) 職長・安全衛生責任者教育を実施しているか 適 否

4. 労働安全衛生マネジメントシステム（以下「OSHMS」という）及びRAについて

- (1) OSHMSに基づく現場における安全衛生方針は表明されているか 適 否
- (2) 労働安全衛生管理について、PDCAサイクルを回しているか 適 否
- (3) 職長・安全衛生責任者教育を実施しているか 適 否

「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」等については、愛知労働局ホームページに掲載してありますので、ご利用ください。

5. 有資格作業従事者の状況（資格証を確認）

車両系建設機械	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 該当なし
玉掛け	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 該当なし
高所作業車	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 該当なし
クレーン等	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 該当なし
溶接(ガス、アーク)	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 該当なし
フォークリフト	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 該当なし

6. 安全意識の高揚について

- (1) 安全衛生旗等の掲揚、ポスター、標語等の掲示を行っているか 適 否
- (2) 安全施工サイクル活動（安全ミーティング、朝礼、KY活動等）を行っているか 適 否

7. 墜落災害防止対策の状況

- (1) 足場等高さ 2m以上の作業に安全な作業床を設置しているか 適 否
- (2) わく組足場以外の足場には高さ 90 cm以上の手すり、及び高さ 35 cm以上 50 cm以下の位置に中さん等が設置されているか 適 否
- (3) わく組足場（妻面を除く）には、交さ筋かい及び高さ 15 cm以上 40 cm 以下の下さん等、若しくは手すりわくが設置されているか 適 否
- (4) 開口部の墜落防止措置は適切になされているか 適 否
- (5) 高さ 1.5m以上の作業箇所への安全な昇降設備は設置されているか 適 否
- (6) 墜落の危険のある高所で作業を行う作業員に墜落制止用器具を使用させているか 適 否

8. 土砂崩壊災害防止対策の状況

- (1) あらかじめ地質調査を実施し、RAを実施し施工計画が樹立されているか 適 否
- (2) 掘削面は高さに応じた安全な勾配以下の傾斜にしているか 適 否
- (3) 作業開始時に、地山の点検を行っているか 適 否
- (4) （土止め先行工法により）土止め支保工を設置しているか 適 否

9. 建設機械、クレーン災害防止対策の状況

- (1) 作業計画を定め、関係労働者に周知しているか（作業変更時必要） 適 否
- (2) 作業指揮者・誘導員等を配置しているか 適 否
- (3) 適切な合図を定め、合図を行っているか 適 否
- (4) 移動式クレーンのアウトリガーの張り出し・位置は適切か 適 否
- (5) 建設機械の危険な用途外使用を禁止しているか 適 否
- (6) 機械の始業前・月例点検を実施しているか 適 否
- (7) 建設機械は特定自主検査の実施日から1年以内か 適 否

10. 電気災害防止対策の状況

- (1) 電気設備の感電防止措置は講じられているか 適 否
- (2) 配線、分電盤の措置は適切か 適 否

11. 交通労働災害防止対策の状況

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組みをしているか 適 否
また、自動車運転中の携帯電話の使用を禁止しているか
- (2) 過積載を容認していないか 適 否

12. 有害業務の管理状況

- (1) 粉じん障害防止対策は適正か 適 否
- (2) 石綿のばく露防止対策と飛散防止対策は適正か 適 否
- (3) 有機溶剤・硫化水素・一酸化炭素等化学物質や酸欠に対する対策は適正か 適 否
- (4) 新しい振動障害予防対策指針(平成 21. 7. 10 制定)に沿った作業管理は適正か 適 否
- (5) 各種健康診断の実施と事後措置は適正か 適 否
- (6) 過去に石綿業務経歴のある者へ健康管理手帳制度の周知を図っているか 適 否
- (6) 快適職場づくりを行っているか 適 否
- (7) 保護具の管理と使用方法は適切か 適 否

* 建設業等において、クレーン災害が多発しております。適切な作業計画を樹立して作業を行って下さい。

- ・ ご不明な点などについては、愛知労働局又はお近くの労働基準監督署にお問い合わせください。
- ・ この様式は愛知労働局ホームページ (<http://www.aichi-rodou.go.jp/>) にも掲載しています。

愛知衛生総合点検用点検表 愛知労働局 作成

5.事故発生時の本局等への連絡体制について

令和 年 月 日

中部地方整備局長殿

事業所名 _____

事 故 速 報

工 事 名	令和 年度						
事故発生日時	令和	年	月	日 ()	時	分	天候
事故発生場所							
工 期	自	令和	年	月	日	請負金額	
	至	令和	年	月	日		
請負者の名称					下請負人の名称		
					二次下請負人の名称		
請負者の住所					三次下請負人の名称		
事故の内容	人身事故	氏 名	年齢	性別	職種	被害の程度	備考(業者名等)
	物損事故						
事故の概略							
備考							
	予定価格				落札価格		

局長 殿

事 務 所 長

事 故 発 生 報 告 書

下記のとおり事故が発生したので報告する。

記

1. 事故発生の日時 令和 年 月 日 時 分頃
2. 事故発生の場所
3. 事故発生の工事名
4. 請負金額
5. 工期
6. 請負業者名
7. 事故の概要
8. 被災の状況
9. 事故発生時の応急措置
10. 事務所長の所見
11. 関係機関(労働基準監督署、警察署)の所見
12. その他

記入要領

- 2 について現場見取図を添付すること。
- 6 について下請が関係する事故の場合、元請と下請の両者を併記すること。この場合においては、下請業者の代表者名、住所及び建設業の許可番号を明記すること。
- 7 について事故の原因、現場の状況等できるだけ詳細に記入すること。
現地事故調査委員会の「事故発生状況及び原因調査報告書(写)」を添付すること。
- 8 について数量的に表すことができるものは、数量表示も併記すること。
- 9 について応急措置をとった場合はその事実を記入すること。
- 10 について事務所長の見解は必ず記入すること。
- 11 について労働基準監督署及び警察署の所見を判明できる範囲で記入すること。
- 12 について新聞報道された場合は、その切抜きを添付すること。

令和 年 月 日

事故調査委員会委員長 殿

〇〇事務所
現地事故調査委員会委員長 印

事 故 発 生 状 況 及 び 原 因 調 査 報 告 書

下記のとおり報告する。

記

1. 工事名
2. 請負者名
3. 工事場所
4. 事故発生日時 令和 年 月 日 () 時 分 天候

1. 事 故 発 生 状 況	
2. 原 因 の 究 明	
3. 改 善 対 策	
4. 事 故 当 事 者 の 意 見	

地下埋設物の事故防止マニュアル

令和 2年10月

中部地方整備局 企画部
河川部
道路部

まえがき

地下埋設物の近接作業における事故防止対策については、過去幾度となく注意喚起を行い、「道路占用工事等における事故の防止について」（平成20年3月28日付け国部整道政第401号）、「道路占用工事等における事故の防止について」（同日付け第402号）において通知し、「占用許可時における地下埋設物件の確認マニュアル」（以下、本通知において「確認マニュアル」という）を発したところであるが、最近に至っても事故が発生し続けている状況にある。

本マニュアルは、当局が発注する工事の施工において、前記確認マニュアルに加え埋設物確認段階に埋設物管理者へ協力（必要に応じて立会）を求めることを義務づけ、地下埋設物の近接作業を行うにあたって、現場技術者が心得ていなければならない事項を段階に従って列挙するとともに、理解を容易にするため必要な解説と関連事項を参考として付け加えたものである。

なお、本改定は「建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月)」、「土木工事安全施工技術指針(平成29年3月)」の改定に伴い改定するものである。

本マニュアルの内容は、工事に必要な設計・発注・施工にあたって注意すべき事項等を中心に記述している。

言うまでもなく、地下埋設物の損傷事故は、少なからず社会的影響を及ぼし、場合によっては甚大な影響を及ぼすことにもなりかねない。

従って、関係者において、本マニュアルの内容を十分に把握して、地下埋設物の近接作業における事故防止に努められたい。

何れにしても本マニュアルは、地下埋設物の近接作業における事故防止を図ることが目的であり、それが果たせるかどうかは各現場における運用にかかっていると断言しては過言ではない。そのために実運用の過程において現場担当者から改善点があれば随時改訂していく所存である。

なお、本マニュアルの施行により、確認マニュアルに一部改正の必要が生じることとなるが、これについては平成20年6月13日付け国部整道政第45号で措置済であるので念のため申し添える。

改定履歴

日付	改定内容	備考
平成20年6月	策定	
令和2年10月	「建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月)」、「土木工事安全施工技術指針(平成29年3月)」の改定による。	

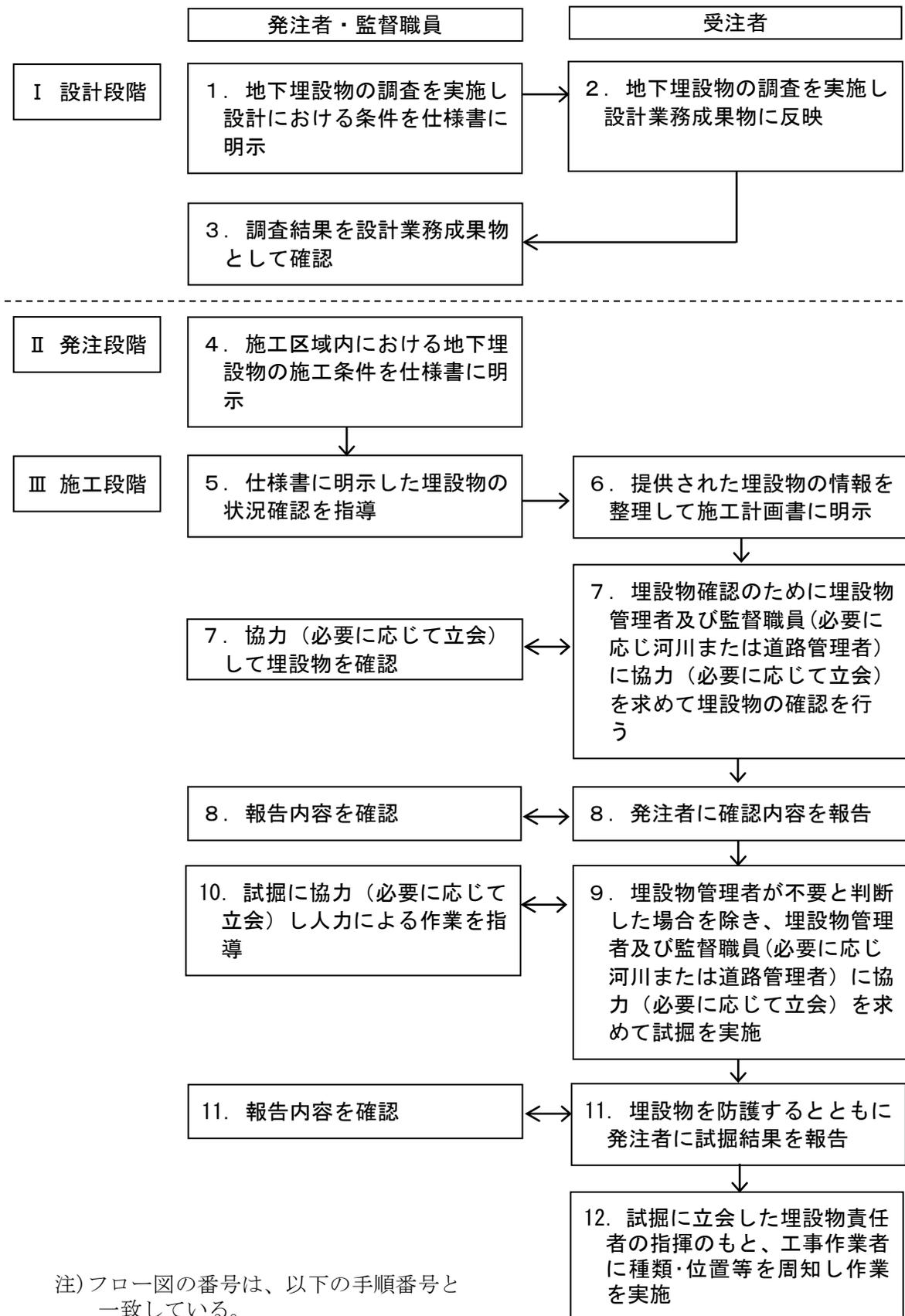
1. 目的

本マニュアルは、地下埋設物の近接作業を行うにあたり、発注者(当局)と受注者の両者が確認すべき事項を示し、事故を防止することを目的とするものである。

2. 本マニュアルの適用にあたって

工事関係者（発注者、受注者、施工者、埋設物管理者、河川または道路管理者等）は、本マニュアルの手順のみによるものではなく、個々の現場において工事関係者それぞれが、相互に十分注意してこそ事故防止が図られることを肝に銘じて作業されたい。

3. 地下埋設物の近接作業のフロー図



4. 地下埋設物の近接作業の手順

I 設計段階

1. 設計発注担当者は、自ら地下埋設物について、占用許可状況一覧表、占用台帳補助簿、占用台帳(占用許可申請書、協議書)、道路付属物台帳(工事関係図書を含む)等を事前調査し、その結果に基づいて、設計業務仕様書等に地下埋設物について明示する。また、必要に応じて現地確認を実施する。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認]

1 発注者は、作業場、工事用の通路及び作業場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示するよう努めなければならない。

2. 受注者においても必要に応じて地下埋設物について現地調査を行い、埋設物件平面図等を作成して、発注者へ報告するとともに設計業務成果物へ反映させる。

3. 設計発注担当者は、調査結果が設計業務成果物へ反映されているか、その内容を確認する。

II 発注段階

4. 工事発注担当者は、地下埋設物の存在を占用許可状況一覧表、占用台帳補助簿、占用台帳(占用許可申請書、協議書)、道路付属物台帳等(工事関係図書を含む)と業務成果物から確認し、追加分記仕様書及び図面の契約図書に地下埋設物の情報と施工上の注意点を明示する。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認]

1 発注者は、作業場、工事用の通路及び作業場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示するよう努めなければならない。

III 施工段階

5. 監督職員は、受注者に対して仕様書に明示した埋設物の状況について、埋設物管理者に出向いて確認を行うように指導する。(道路については、出張所長発行の「埋設物件確認書」による。)

6. 受注者は、設計図書等の内容をよく確認し、地下埋設物の確認方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示し、埋設物責任者を配置する。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節 地下埋設物一般]

1. 工事内容の把握

- (1) 埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。
- (2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内で掘削を行う工事があるときには、道路管理者、最寄りの埋設物管理者に出向き、道路台帳、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。

7. 受注者（必ず埋設物責任者を含む）は、埋設状況が明らかである場合を除き、埋設物管理者及び監督職員（及び必要に応じ河川または道路管理者）の協力（必要に応じて立会）を得て、埋設物の確認を行う。また、工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置には杭や旗、ペンキ等で目印を付けることとする。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認]

- 1 発注者は、作業場、工事用の通路及び作業場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示するよう努めなければならない。
- 2 発注者又は施工者は、土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて位置（平面・深さ）を確認した上で、細心の注意のもとで試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし、埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。

8. 監督職員は、受注者に確認結果を報告させ、その内容を確認する。

**9. 受注者（必ず埋設物責任者を含む）は、埋設位置が明らかで埋設物管理者が試掘は不要と判断した場合を除き、埋設物管理者及び監督職員（及び必要に応じ河川または道路管理者）の協力（必要に応じて立会）を得て、適正な位置を協議のうえ決定し、試掘を行う。
試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行う。**

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節 地下埋設物一般]

2. 事前確認

- (1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳に基づいて試掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認]

- 2 発注者又は施工者は、土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、

埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて位置（平面・深さ）を確認した上で、細心の注意のもとで試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし、埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。

10. 監督職員は、受注者が地下埋設物の位置は不確実と判断した箇所及び地下埋設物に近接したと想定または判断した箇所は、地下埋設物の損傷を避けるため人力による施工機具または手掘りで試掘するよう受注者に対して指導する。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第43 布掘り及びつぼ掘り]

- 1 施工者は、道路上において土木工事のために杭、矢板等を打設し、又は穿（せん）孔等を行う必要がある場合においては、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合など、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ2メートル程度まで試掘を行い、埋設物の存在が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

11. 受注者は、適切に埋設物を防護するとともに監督職員に地下埋設物の詳細な位置を報告する。同様に埋設物管理者へも報告する。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節 地下埋設物一般]

2. 現場管理
 - (1) 掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は、試掘段階から本体工事の埋戻・路面復旧の段階までの間、適切に埋設物を防護し、維持管理すること。
 - (2) 埋戻・路面復旧時には、地下埋設物の位置、内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認]

- 3 発注者又は施工者は、試掘等によって埋設物を確認した場合においては、その位置（平面・深さ）や周辺地質の状況等の情報を道路管理者及び埋設物の管理者に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。
- 4 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第46 火気]

- 1 施工者は、可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを検知器等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物の保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。

[労働安全衛生規則 第362条 埋設物等による危険の防止]

- 2 明り掘削の作業により露出したガス導管の損壊により労働者に危険を及ぼす恐れのある場合の前項の措置は、つり防護、受け防護等による当該ガス導管についての防護を行い、又は当該ガス導管を移設する等の措置でなければならない。
- 3 事業者は、前項のガス導管の防護の作業については、当該作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに当該作業を行わせなければならない。

12. 受注者は、試掘に立会した埋設物責任者の指揮のもと、工事作業者に種類・位置等を周知し地下埋設物の近接作業を実施する。

13. 受注者は、河川または道路区域外において地下埋設物に近接して作業を行う場合も、その土地所有者等に地下埋設物の有無について聞き取り等の調査を行う等、事故防止に努める。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節 地下埋設物一般]

1. 工事内容の把握

- (3) 掘削の規模、深さ、掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、前項と同様に調査を行い、埋設物の状況の概要把握に努めること。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第45 近接位置の掘削]

- 1 施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設、掘削後の埋戻方法等について、発注者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

5. チェックリスト（発注者用）

業務名			
工期	年 月 日～	年 月 日	
業者名			
	設計段階における点検項目	点検者 点検 年月日	点検 結果
1.	地下埋設物について、占用許可状況一覧表、占用台帳補助簿、占用台帳(占用許可申請書、協議書)、道路付属物台帳等(工事完成図含む)で事前調査を行っているか。	//	適・否
2.	その結果に基づいて、受注者に対して設計業務仕様書等に地下埋設物について明示しているか。また、必要に応じて現地確認を実施したか。	//	適・否
3.	調査結果が設計業務成果物に反映されているか。	//	適・否
		//	適・否
		//	適・否

工事名			
工期	年 月 日～ 年 月 日		
業者名			
発注段階における点検項目		点検者 点検 年月日	点検 結果
4. 地下埋設物の存在について、占用許可状況一覧表, 占用台帳補助簿, 占用台帳(占用許可申請書, 協議書)、道路付属物台帳等(工事完成図含む)と業務成果物から確認しているか。		//	適・否
5. 受注者に対して、追加特記仕様書及び図面の契約図書に地下埋設物の情報と施工上の注意点を明示しているか。		//	適・否
施工段階における点検項目		点検者 点検 年月日	点検 結果
6. 受注者に対して、埋設物件の情報を提示しているか。		//	適・否
7. 受注者に対して、埋設物管理者の所へ出向いて確認を行うように指導しているか。(道路については、出張所長発行の「埋設物件確認書」による。)		//	適・否
8. 受注者が報告してきた内容を確認しているか。		//	適・否
9. 受注者に対して、適正な位置を試掘させるため、試掘位置の決定に埋設物管理者への協力(必要に応じて立会)を求めたことを確認しているか。		//	適・否
10. 試掘に協力(必要に応じて立会)して、受注者が地下埋設物の位置が不明確と思われる箇所及び近接したと想定または判断される箇所からは、人力による施工器具または手掘りで原則として人力により試掘するよう指導し、埋設物の詳細な位置を確認しているか。		//	適・否
11. 試掘結果を報告させて確認しているか。		//	適・否
		//	適・否

6. 追加特記仕様書記載例

【設計業務】

第◇条 地下埋設物の調査について

1. 設計箇所における地下埋設物の有無については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細について調査するものとする。
2. 設計箇所に地下埋設物があると認められる場合は、埋設物の管理者に対して調査及び確認を行い、設計に反映するものとする。
3. 上記により、貸与資料と相違が生じた場合は、設計業務等共通仕様書第 1207 条第 3 項により、調査職員と協議するものとする。

【土木工事】

第□条 地下埋設物の確認

1. 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物管理者及び監督職員（必要に応じ河川または道路管理者）と現場代理人の協力（必要に応じて立会）のもと、現地を確認するものとする。

2. 本工事に近接する地下埋設物は、以下のとおりである。

地下埋設物の種類	所有者	条 件 等	貸与する資料
(例)○○管	□□ガス	埋設表示テープ有	△△業務委託報告書

3. 上記の地下埋設物については、貸与された資料等により、詳細について確認するものとする。（道路の場合は、出張所長発行の「埋設物件確認書」により確認する。）
4. ○○管理区域外での施工を行う場合は、その土地所有者及び関係者に地下埋設物の有無について聞き取り等の調査を行うものとする。（○○：道路・河川を記入）
5. 地下埋設物の詳細位置については、原則として試掘で確認するものとする。
6. 試掘については、原則として以下のとおり行うものとする。
 - (1) 試掘位置は、埋設物の管理者及び監督職員（必要に応じ道路管理者）との調整により決定する。
 - (2) 試掘による埋設物の確認は、埋設物の管理者及び監督職員（必要に応じ道路管理者）の協力（必要に応じて立会）により実施する。
 - (3) 試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は追加調査を実施する。
 - (4) 上記（1）から（3）の試掘に要する費用については、契約変更の対象とする。

[参考1] チェックリスト（受注者用）

工事名			
工期	年 月 日～	年 月 日	
業者名			
	施工段階における点検項目	点検者 点検 年月日	点検 結果
1.	発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。	//	適・否
2.	地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。	//	適・否
3.	埋設物責任者を配置しているか。	//	適・否
4.	埋設物管理者の所へ出向いて確認を行っているか。	//	適・否
5.	埋設物管理者及び監督職員（及び必要に応じ河川または道路管理者）に協力（必要に応じて立会）を求め、地下埋設物の確認を行っているか。	//	適・否
6.	工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。	//	適・否
7.	埋設物責任者が確認に立会ったか。	//	適・否
8.	発注者へ確認結果を報告したか。	//	適・否
9.	埋設物管理者及び監督職員（及び必要に応じ河川または道路管理者）に試掘の協力（必要に応じて立会）を求めているか。	//	適・否
10.	埋設物管理者及び監督職員（及び必要に応じ河川または道路管理者）の協力（必要に応じて立会）のもとに試掘を行ったか。	//	適・否
11.	埋設物責任者が試掘に立会ったか。	//	適・否
12.	試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。	//	適・否
13.	原則として人力により試掘を行ったか。	//	適・否
14.	埋設物の詳細な位置を確認したか。	//	適・否
15.	発注者へ試掘結果を報告したか。	//	適・否
16.	試掘に立会した埋設物責任者の指揮のもと、工事作業者に種類・位置等を周知し地下埋設物の近接作業を実施しているか。	//	適・否
17.	河川または道路管理区域外において地下埋設物に近接して作業を行う場合も、その土地所有者等に地下埋設物の有無について聞き取り等の調査を行っているか。	//	適・否
		//	適・否

架空線等上空施設の事故防止マニュアル（案）

令和 2年10月

中部地方整備局 企画部

まえがき

架空線等上空施設の損傷事故は、地下埋設物の損傷事故と同様にその事故防止対策について、過去幾度となく注意喚起を行ってきたところであるが、最近になっても発生し続けている状況にある。

平成21年3月に「土木工事安全施工技術指針」が改正され、架空線等上空施設に対する安全施工について、その技術指針が示されたところである。

一方、地下埋設物の損傷事故については、平成20年6月に「地下埋設物の事故防止マニュアル」を策定(令和2年9月一部改定)し、土木工事特記仕様書に明記して事故防止の徹底を図ってきたところ、減少している状況にある。なお、本改定は「土木工事安全施工技術指針」の改正(平成29年3月)に伴い実施するものである。

架空線等上空施設の損傷事故についても、地下埋設物と同様に事故の発生により社会生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、「土木工事安全施工指針」の内容を参考として事故防止マニュアルを作成し、発注者と受注者双方で責任を果たし、事故防止を期する必要がある。

本マニュアルは、受注者が現地調査を十分実施し、上空施設管理者に確認や立ち合いを求め、現場条件や作業条件に応じた安全対策や保安対策を講じて、それを工事関係者に周知徹底を図ることにより事故防止を行うものである。

従って、関係者において、本マニュアルの内容を十分に把握して、架空線等上空施設の損傷事故防止に努められたい。

なお、本マニュアルの運用にあたり、現場担当者から改善点があれば随時改訂していく所存である。

改定履歴

日付	改定内容	備考
平成21年12月	策定	
令和2年10月	「土木工事安全施工技術指針」の改正(平成29年3月)による。	

〔目次〕

1. 目的
2. 本マニュアルの適用にあたって
3. 事故防止の実施フロー
4. 事故防止のための作業手順等
5. 追加分記仕様書への記載例
6. 事故防止のチェックリスト例

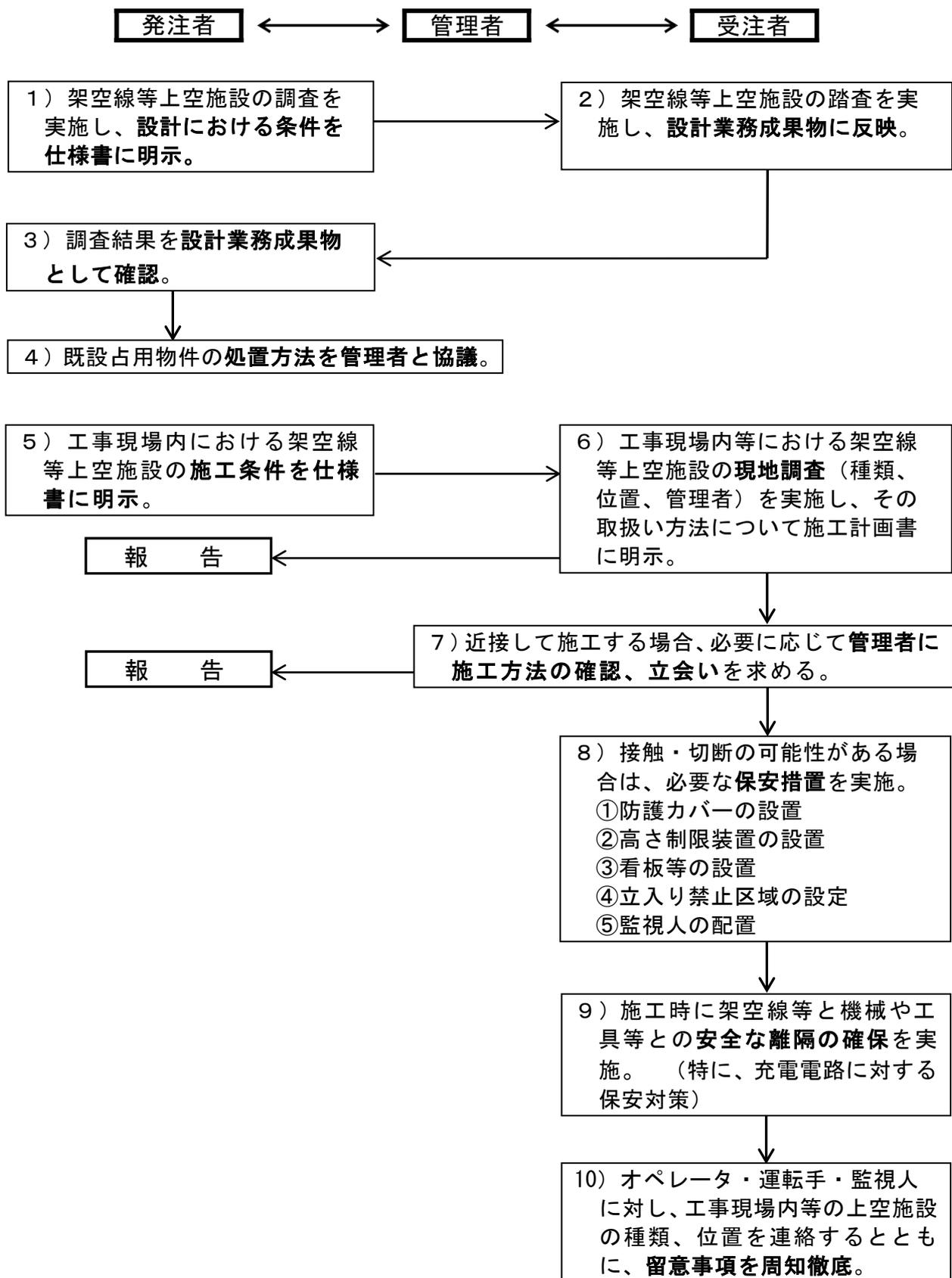
1. 目的

本マニュアルは、架空線等上空施設の近接作業等を行うにあたり、受注者が現地調査を十分実施し、上空施設管理者に確認や立ち合いを求め、現場条件や作業条件に応じた安全対策や保安対策を講じ、それを工事関係者に周知徹底を図ることにより、損傷事故等の防止を図ることを目的とするものである。

2. 本マニュアルの適用にあたって

本マニュアルは、架空線等上空施設に対する安全対策や保安対策について、その実施内容を分かりやすく解説しているが、本マニュアルの作業手順のみによるだけでなく、個々の現場において現場条件や作業条件を十分把握して、工事関係者が相互に十分注意してこそ事故防止が図られることを肝に銘じて作業されたい。

3. 事故防止の実施フロー



4. 事故防止のための作業手順等

1) 設計における条件の明示

設計発注担当者は、自ら架空線等上空施設について、占用台帳等を事前調査し、その結果に基づいて、設計業務仕様書等に架空線等上空施設について明示する。

第〇条 架空線等上空施設の確認について

1. 本設計区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 本設計区間に近接する架空線等上空施設は、以下のとおりである。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
電柱	〇〇電力	移設	道路台帳
架空線	△△△		道路台帳

2) 設計業務成果物への反映

受注者においても必要に応じて架空線等上空施設について現地踏査を行い、架空線等上空施設物件平面図等を作成して発注者へ報告するとともに、設計業務成果物へ反映させる。

3) 設計業務成果物として確認

設計発注担当者は、調査結果が設計業務成果物へ反映されているか、その内容を確認する。

4) 処置方法の協議

工事発注担当者は、架空線等上空施設の存在を占用台帳等から確認し、その管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法について協議する。

5) 施工条件の明示

工事発注担当者は、工事現場における架空線等上空施設の占用物について、追加特記仕様書及び図面の契約図書に架空線等上空施設の情報と施工上の注意点を明示する。

第〇条 架空線等上空施設の確認について

1. 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下のとおりである。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
電柱	〇〇電力	移設	道路台帳
架空線	△△△	架空線保護	□□業務報告書

6) 現地調査等

受注者は、施工に先立ち工事現場における架空線等上空施設について現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認するとともに、監督職員に報告する。また、その取扱い方法について施工計画書に明示する。

○架空線等上空施設

- ・ 電力線
- ・ 電話線、有線、引込み線
- ・ 上空施設（跨線橋、横断ボックス、信号機、道路標識等）

○特に高圧線については、詳細な事前調査が必要である。

- ・ 工作物の建設等の作業を伴う場合の感電の防止（安衛則第349条）

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附随する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場所において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

- ダンプトラックで運搬等を行う場合は、ダンプアップする出入口付近の公道等についても上空施設の現地調査を行い、必要な対策を講ずる必要がある。
- 事前の調査結果については、発注者（監督職員）へ報告すること。

7) 管理者に施工方法の説明と確認

受注者は、架空線等上空施設に近接して工事を行う場合、必要に応じてその管理者に施工方法の確認や立会いを求める。また、その際に管理者から指示された事項等については、監督職員への報告を行う。

- 現地調査した架空線等上空施設に近接して工事を実施し、接触・切断等が想定される場合や高圧線との離隔距離が最少離隔距離以内になる場合等は、必要に応じて管理者に施工方法の説明と確認や立ち会いを求めるものとする。
- 管理者より指示された事項等については、発注者（監督職員）へ報告すること。

8) 施工中の保安措置

架空線等上空施設に対して建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を行う。

- ①架空線上空施設への防護カバーの設置
- ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
- ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定
- ⑤近接して施工する場合は監視人の配置

- 架空線等上空施設を建設機械等のブームやダンプトラックのダンプアップにより、接触・切断する事故の発生が多いため、これらの危険性があると考えられる場合は、必要により保安措置を講じる必要がある。
- その現場状況に合った保安措置を講じるものとする。
- 公衆災害防止対策要綱の下記事項についても、参考にして保安措置を講じること。

第36 架線、構造物等に近接した作業

- 1 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合には、接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。
- 2 施工者は特に高圧電線等の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用に努めるものとする。

9) 近接施工時の施工管理

架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保する。

○架空線等上空施設に近接して工事の施工を行う場合は、架空線等と機械・工具材料等について安全な離隔を確保して施工を行うものとする。

○また、離隔の確保が困難な場合や接触・切断等が考えられる場合は、8) 施工中の保安措置により実施するものとする。

10) 運転手等関係者への周知徹底

建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底を図る。

また、公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底を図る。

○架空線等上空施設の下で施工する場合は、建設機械のオペレータやダンプトラックの運転手等に対して、工事現場区域及び工事用道路内の上空施設の種類・位置を図面等により連絡すること。

○また、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について、書面やステッカー等により周知徹底を図る必要がある。

5. 追加特記仕様書への記載例

下記の記載例を参考にして、追加特記仕様書に架空線等上空施設の事故防止マニュアルを位置づけるものとする。

第〇条 架空線等上空施設の損傷事故防止について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止マニュアル（令和2年9月一部改訂 中部地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

6. 架空線等上空施設の事故防止のためのチェックリスト例

チェックリスト（発注者用）

工事名			
工期	年 月 日～ 年 月 日		
業者名			
設計段階における確認項目	実施者 (設計者)	確認者 (管理技術者)	
	実施 年月日	確認 年月日	
1. 架空線等上空施設について、占用台帳等で事前調査を行っているか。	/ /	/ /	
2. その結果に基づいて、設計業務仕様書等に架空線等上空施設について明示しているか。	/ /	/ /	
3. 調査結果が設計業務成果物に反映されているか、その内容を確認したか。	/ /	/ /	
発注段階における確認項目	実施者 (発注担当者)	確認者 (発注担当課長)	
	実施 年月日	確認 年月日	
4. 工事現場における架空線等上空施設の占用物について、その管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法について協議したか。	/ /	/ /	
5. 架空線等上空施設の存在を占用台帳等と業務成果物から確認しているか。	/ /	/ /	
6. 受注者に対して、追加特記仕様書及び図面の契約図書に架空線等上空施設の情報と施工上の注意点を明示しているか。	/ /	/ /	
施工段階における確認項目	実施者 (監督職員)	確認者 (主任監督員)	
	実施 年月日	確認 年月日	
7. 受注者が報告してきた工事現場における架空線等上空施設の現地調査結果を確認しているか。	/ /	/ /	
8. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合、管理者から指示された事項等を報告させて確認しているか。	/ /	/ /	

チェックリスト（受注者用）

工事名			
工期	年 月 日～ 年 月 日		
業者名			
施工段階における確認項目	実施者 (安全担当者)	確認者 (監理(主任) 技術者)	
	実施 年月日	確認 年月日	
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認しているか。	/ /	/ /	
2. 現地調査結果を発注者（監督職員）に報告したか。	/ /	/ /	
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。 また、その管理者から指示された事項等は、発注者（監督職員）へ報告したか。	/ /	/ /	
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 <input type="checkbox"/> ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 <input type="checkbox"/> ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 <input type="checkbox"/> ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 <input type="checkbox"/> ⑤近接して施工する場合は見張員の配置	/ /	/ /	
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。	/ /	/ /	
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。	/ /	/ /	
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。	/ /	/ /	

7. 参考資料

1) 架空線に関する法令等

◆工作物の建設等の作業を伴う場合の感電の防止（安衛則第349条）

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

2) 安全施工技術指針関係

◆土木工事安全施工技術指針（平成29年3月の改正により修正）

第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般

第2節 架空線等上空施設一般

1. 事前確認

- (1) 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。
- (2) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。
 - ①架空線等上空施設への防護カバーの設置
 - ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
 - ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
 - ④建設機械のブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定

2. 施工計画

架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めること。

3. 現場管理

- (1) 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具、材料等について安全な離隔を確保すること。
- (2) 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手に対し、工事現場区域及び工事中の道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底すること。

◆建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）

第5章 使用する建設機械に関する措置

第34 建設機械の使用及び移動

4 施工者は、建設機械の移動及び作業時には、あらかじめ作業規則を定め、工事関係者に周知徹底を図るとともに、路肩、傾斜地等で作業を行う場合や後退時等には転倒や転落を防止するため、交通誘導警備員を配置し、その者に誘導させなければならない。また、公道における架空線等上空施設の損傷事故を回避するため、現場の出入り口等に高さ制限装置を設置する等により、アームや荷台・ブームの下げ忘れの防止に努めなければならない。

第36 架線、構造物等に近接した作業

1 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合においては、接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。

2 施工者は特に高圧電線等の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用を努めるものとする。

3) 仕様書関係

◆土木工事共通仕様書（共仕第1編 1-1-1-27）（共仕第3編 3-1-1-12）

○1-1-1-27 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針、・・・を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

3. 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

○3-1-1-12 工事中の安全確保

1. 適用規定

土木工事にあつては、第1編の1-1-1-27 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書によ

り建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

4. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

4) その他

◆安全サポートマニュアル

6. 電気災害防止

(6) 活線近接施工

架空電線等に近接した場所で、移動式クレーン等の作業を行う場合は、感電防止のための措置を講じてあたる必要があります。

- ・チェックポイント
- ・チェックリスト